

- 【表紙】
- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 2021年12月24日
- 【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
(Global Funds Management S.A.)
- 【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー クリスチャン・ゲジンスキ  
(Kristian Gesinski, Director & Conducting Officer)
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L - 5826 ガスペリッシュ通り33番 A棟  
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健  
同 廣本 文晴
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健  
同 廣本 文晴
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03 (6212) 8316
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド  
(Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
- 米ドル建て 毎月分配型： 100億米ドル（約1兆1,367億円）を上限とします。  
米ドル建て 年1回分配型： 100億米ドル（約1兆1,367億円）を上限とします。  
豪ドル建て 毎月分配型： 100億豪ドル（約8,559億円）を上限とします。  
豪ドル建て 年1回分配型： 100億豪ドル（約8,559億円）を上限とします。
- （注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリアドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、2021年10月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=113.67円および1豪ドル=85.59円によります。
- （注2）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項ありません

## 第一部【証券情報】

- (1) 【ファンドの名称】 ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド  
(Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund)  
(注1) ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、アンブレラ・ファンドであるノムラ・ルクセンブルグ・セレクト(以下「トラスト」といいます。)のサブ・ファンドです。なお、アンブレラとは、一定の条件の下に1つ以上の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みです。  
(注2) 日本において、ファンドの名称について「ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト」を省略する場合があります。
- (2) 【外国投資信託受益証券の形態等】 ファンドの受益証券(以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。)は、記名式無額面受益証券であり、追加型です。  
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(Global Funds Management S.A.)(以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。  
(注) ファンドの受益証券の内、「野村ブラジル債券ファンド 米ドル建て毎月分配型」を「米ドル毎月分配型」または「ブラジル債券 米ドル 毎月」、「野村ブラジル債券ファンド 米ドル建て年1回分配型」を「米ドル年1回分配型」または「ブラジル債券 米ドル 年1回」、「野村ブラジル債券ファンド 豪ドル建て毎月分配型」を「豪ドル毎月分配型」または「ブラジル債券 豪ドル 毎月」、「野村ブラジル債券ファンド 豪ドル建て年1回分配型」を「豪ドル年1回分配型」または「ブラジル債券 豪ドル 年1回」、と称する場合があります。また、「米ドル建て 毎月分配型」および「米ドル建て 年1回分配型」を併せて「米ドルクラス」、「豪ドル建て 毎月分配型」および「豪ドル建て 年1回分配型」を併せて「豪ドルクラス」と称する場合があります。
- (3) 【発行(売出)価額の総額】 米ドル建て 毎月分配型: 100億米ドル(約1兆1,367億円)を上限とします。  
米ドル建て 年1回分配型: 100億米ドル(約1兆1,367億円)を上限とします。  
豪ドル建て 毎月分配型: 100億豪ドル(約8,559億円)を上限とします。  
豪ドル建て 年1回分配型: 100億豪ドル(約8,559億円)を上限とします。  
(注1) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)およびオーストラリアドル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、2021年10月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=113.67円および1豪ドル=85.59円によります。  
(注2) トラストは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されており、また、ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されておりますが、各ファンド証券は、米ドル建てまたは豪ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは豪ドルをもって行います。  
(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。
- (4) 【発行(売出)価格】 申込日(ファンド営業日)の1口当たり純資産価格  
(注) 「ファンド営業日」とは、サンパウロ、ルクセンブルグおよびニューヨークの銀行営業日であり、かつニューヨーク証券取引所およびサンパウロ証券取引所の営業日であり、かつ日本における販売会社の営業日である日(ただし、毎年12月24日を除きます。)、かつ/または管理会社が投資運用会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。
- (5) 【申込手数料】
- | 申込口数         | 申込手数料           |
|--------------|-----------------|
| 10万口未満       | 申込金額の2.750%(税込) |
| 10万口以上50万口未満 | 申込金額の1.375%(税込) |
| 50万口以上       | 申込金額の0.550%(税込) |

- (6) 【申込単位】 100口以上1口単位
- (7) 【申込期間】 2021年12月25日(土曜日)から2022年12月26日(月曜日)まで  
(注)申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
- (8) 【申込取扱場所】 野村證券株式会社(以下「販売会社」という場合があります。)  
東京都中央区日本橋1-13-1  
ホームページ: <https://www.nomura.co.jp>  
(注)上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。
- (9) 【払込期日】 投資者は、申込注文の成立を販売会社が確認した日(通常、申込日の日本における翌営業日)(以下「約定日」といいます。)から起算して5国内営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとします。各申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、申込日から起算して6ファンド営業日以内の日に、保管受託銀行が開設したファンドの口座にそれぞれのクラスの表示通貨で払い込まれます。  
(注)「表示通貨」とは、米ドルクラスについては米ドル、豪ドルクラスについては豪ドルをいいます。
- (10) 【払込取扱場所】 上記(8)の申込取扱場所に同じです。
- (11) 【振替機関に関する事項】 該当事項はありません。
- (12) 【その他】
- (1) 申込証拠金  
ありません。
- (2) 引受等の概要  
販売会社は、管理会社との間で日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する2020年3月31日付修正・再録受益証券販売・買戻契約を締結しています。  
管理会社は、野村證券株式会社をファンドに関して代行協会員に指定しています。  
(注)代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また、目論見書、運用報告書を販売会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。
- (3) 申込みの方法  
ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。  
申込金額の支払いは、日本円の場合、各クラスの表示通貨(外貨)との換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また当該外貨で支払うこともできます。  
なお、アメリカ合衆国人に対するファンド証券の販売および移転は制限されており、管理会社がアメリカ合衆国1933年証券法およびアメリカ合衆国1940年投資会社法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社はアメリカ合衆国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、またアメリカ合衆国人への移転の登録を拒絶することができます。
- (4) 日本以外の地域における発行  
該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの形態

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト(以下「トラスト」といいます。)は、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」といいます。)の民法および投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)(以下「2010年法」といいます。)のパートの規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびトラストの証券所持人(以下「受益者」といいます。)との間の契約(約款)によって設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型共有持分型投資信託です。

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト-野村ブラジル債券ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、アンブレラ・ファンドであるトラストのサブ・ファンドです。現在、トラストは、2つのサブ・ファンドで構成されています。管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、トラストの約款を改正すること、および新しいサブ・ファンドの追補目論見書を作成することにより、新たなサブ・ファンドを追加設立することができます。各サブ・ファンドは、2010年法第181条に従いトラストの資産および負債の明確に分離された一部分に相当します。現存するサブ・ファンドの追補目論見書と同様に購入可能なサブ・ファンドの名称も管理会社の登記上の事務所において入手できます。

###### ファンドの目的および基本的性格

ファンドの投資目的は、インカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指すことによりトータル・リターンを追求することです。ファンドは、主にブラジル・リアル建債券(国債、ソブリン債(国際機関債を含みます。))、準ソブリン債および社債等)からなるアクティブ運用ポートフォリオに投資することで投資目的の達成を目指します。

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく、随時発行することができます。

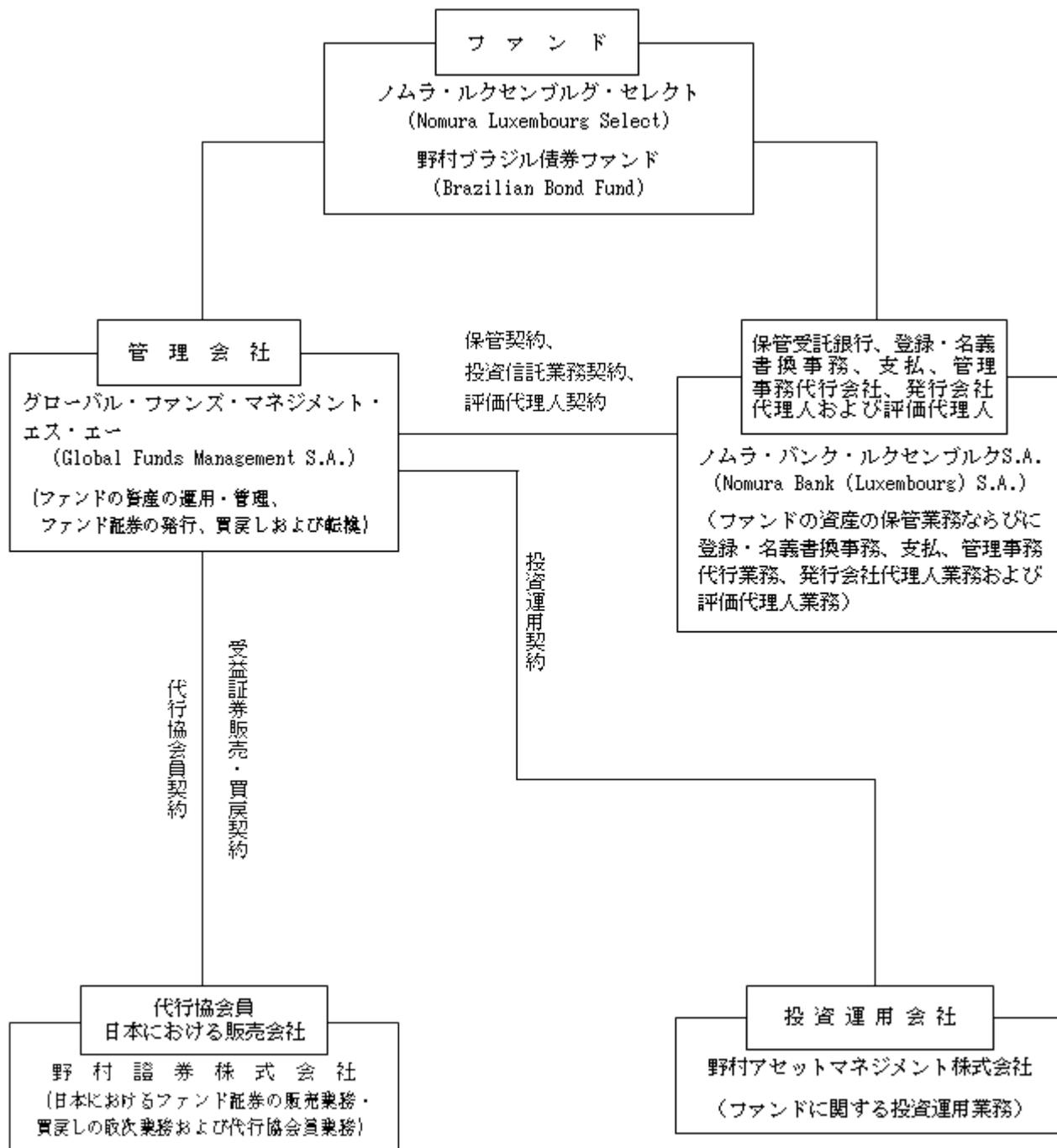
なお、ファンドは、日本国内では税法上「公募外国株式投資信託」に分類されます。

##### (2)【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社の設立
2014年7月29日	トラスト約款締結
2014年8月29日	野村ブラジル債券ファンドの運用開始
2015年11月27日	トラスト統合約款締結
2017年11月30日	トラスト統合約款締結
2018年7月6日	トラスト統合約款締結
2018年11月30日	トラスト統合約款締結
2019年11月29日	トラスト統合約款締結
2021年11月30日	トラスト統合約款締結

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



## 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	2021年11月30日付で締結されたトラスト統約款（2021年12月24日効力発生）。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、転換、ファンドの償還等について規定しています。
ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	保管受託銀行 登録・名義書換、支払、管理 事務代行会社 発行会社代理人 評価代理人	2018年7月6日付の管理会社との間の保管契約（注1）。ファンド資産の保管業務、支払事務代行業務について規定しています。 2018年7月6日付の管理会社との間の投資信託業務契約（注2）。ファンドの登録・名義書換事務代行業務、支払、管理事務代行業務、発行会社代理人業務およびファンド証券の純資産価格の計算業務および記帳等の管理業務について規定しています。 2014年4月30日付で効力発生の管理会社との評価代理人契約（注3）。ファンドの資産および純資産額の評価業務について規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社	投資運用会社	2014年7月29日付の管理会社との間の投資運用契約（注4）を締結。ファンドに関する投資運用業務について規定しています。
野村証券株式会社	代行協会員 販売会社	2014年7月31日付で管理会社との間で代行協会員契約（注5）（随時変更済）を締結。代行協会員業務について規定しています。 2020年3月31日付で管理会社との間で修正・再録受益証券販売・買戻契約（「受益証券販売・買戻契約」）（注6）を締結。ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務について規定しています。

（注1）保管契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行がファンド資産の保管業務および支払業務を行うことを約する契約です。

（注2）投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換事務、支払、管理事務代行会社および発行会社代理人がファンドに関する事務業務ならびに登録および名義書換業務等を行うことを約する契約です。

（注3）評価代理人契約とは、管理会社によって任命された評価代理人が、ファンドの資産および純資産額の評価を行うことを約する契約をいいます。

（注4）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンドに関する投資顧問・運用業務等を行うことを約する契約です。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の配付、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配付等を行うことを約する契約です。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

## 管理会社の概要

管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
代表者の役職氏名	取締役兼コンダクティング・オフィサー クリスチャン・ゲジンスキ (Kristian Gesinski, Director & Conducting Officer)
本店の所在の場所	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L - 5826 ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
設立準拠法	ルクセンブルグ1915年商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。1915年商事会社法(改正済)は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。管理会社は、( )2010年法第15章に定義される管理会社として、および( )2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグ法(改正済)(以下「2013年法」といいます。)第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」といいます。)として、認可されています。
事業の目的	管理会社の主な目的は、以下のとおりです。 ・2010年法第101条第2項および同法別紙に基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)の管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託(以下「UCI」といいます。)の付加的な管理を行うこと ・ルクセンブルグ国内外において設立された、2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU(以下「AIFMD」といいます。)に定義されるオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)に関し、2013年法第5条第2項および同法別紙に基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと
資本金の額	払込済資本金は、2021年10月末日現在375,000ユーロ(約4,979万円)で、全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約332万円)の記名式株式15株を発行済です。 (注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2021年10月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=132.77円)によります。以下同じです。
沿革	1991年7月8日設立
大株主の状況	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟のノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)が、全株式を所有しています。

## (4)【ファンドに係る法制度の概要】

## ファンドの名称

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド

## トラストの形態

トラストは、ルクセンブルグの民法および2010年法の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行および受益者との間の契約関係を定めた約款によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は需要に応じて、その時の純資産価格で販売され、また、評価日に、受益者の請求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっています。

## 準拠法

トラストの設立準拠法は、ルクセンブルグの民法です。

また、トラストは2010年法、大公国規則およびルクセンブルグの金融監督委員会(Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「CSSF」といいます。)の規則および告示に従っており、2013年法第1条第39項に定義されるAIFとしての資格を有しています。

## 2013年法

(a) 2013年法は主にAIFMを規制しますが、さらに、運用会社のみならず運用会社が運用する投資ビークル(AIF)に関連する多くの規定により構成されています。

2013年法は、AIFMDを施行し、主に( )2010年法、( )専門投資信託(SIF)に関するルクセンブルグ法および( )リスク資本に投資する投資法人(SICAR)に関するルクセンブルグ法を改訂したもので、AIFMDに関するこれらの法律における「商品」に関する要件を反映しています。

(b) 2013年法は、AIFを、以下の投資コンパートメントを含む投資信託として定義しています。

( )多数の投資家から資金を調達し、その投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

( )欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令の2009/65/ECの要件(改正済)(以下「UCITS指令」といいます。)に基づく認可を必要としない投資信託(即ちUCITSとしての資格を有しない投資信託)。

(c) 2013年法はさらに、AIFの販売に関する規定を含みます。AIFMは2013年法に基づく認可を一度受ければ、当該AIFMは、規制当局間の簡易通知制度を利用することにより、AIFの株式または受益証券を欧州連合(以下「EU」といいます。)の他の加盟国で販売することができます。

## (5)【開示制度の概要】

### (イ)ルクセンブルグにおける開示

#### CS SFに対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグ外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、CS SFへの登録およびその承認が要求されます。いずれの場合でも、英文目論見書、年次報告書および半期報告書等をCS SFに提出しなければなりません。

さらに、年次報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人により監査され、CS SFに提出されなければなりません。トラストの公認監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers Société coopérative)です。さらに、トラストは、CS SF告示15/627に基づき、CS SFに対して、月次報告書を提出することを要求されています。

#### 受益者に対する開示

トラストの監査済年次財務報告書および未監査半期財務報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払代行会社の登記上の事務所において、受益者はこれを無料で入手することができます。

ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき監査されたファンドの年次財務書類が、各会計年度の末日から180日以内に受益者に送付されます。未監査の半期報告書は、当該半期終了から60日以内に登記簿に記載の受益者宛に送付されます。

財務書類の作成のために使用されるファンド証券価格は、毎年6月の最終営業日現在の純資産価格です。

ファンドの運用履歴、ファンドの受益証券の日々の純資産価格および評価の停止といったファンドまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払代行会社の登記上の事務所において公表されています。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される場合には、公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアション」(以下「RESA」といいます。)に公告されます。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとします。受益者の権利については、英文目論見書および約款に記載されています。

2013年法に従い、かつ英文目論見書および追補目論見書に開示されない範囲について、管理会社は、トラストの年次および半期報告書における開示により、または管理会社のウェブサイトにおいて、2013年法第21条に定めるすべての情報を受益者に対し定期的に提供し、また、重要と判断される場合、受益者に対して通知を行うものとしません。

金融セクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会のレギュレーション(EU)2019/2088ならびに施行規則により要求されるとおり、ファンドの英文目論見書において開示されていない場合には、すべての関連する情報は、ファンドの年次報告書および半期報告書または管理会社のウェブサイトにおいて受益者に対して定期的に提供されるものとします。

### (ロ)日本における開示

#### 監督官庁に対する開示

#### ( )金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開

示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」といいます。)等において、これを閲覧することができます。

ファンド証券の販売会社および販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。

管理会社は、トラストの財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、EDINET等において、これらの書類を閲覧することができます。代行協会員は、日本証券業協会に有価証券届出書の写しおよび外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

( ) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取り扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)に従い、トラストにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社はトラストの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、トラストの資産について、トラストの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、トラストの約款を変更しようとする場合であって、その内容が重大である場合等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のトラストの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびトラストはC S S Fの監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

(イ) 登録の届出の受理

ルクセンブルグにおいて設立されたすべての規制された投資信託は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければなりません。

EU加盟国の監督官庁により認可されているUCITSは、UCITS指令に適合しなければなりません。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきC S S Fに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができます。UCITS所在国の所轄官庁からC S S Fに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となります。

トラストは、2010年法上のパート の投資信託として設定されており、EU加盟国では公衆に対する販売活動は行われません。2010年法第88 - 1条のもとで、トラストは、AIFMDおよびその施行規則(以下「AIFM規則」といいます。)ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定されるAIFとしての資格を有しています。

外国法に準拠して設立または運営されているオープン・エンド型の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、当該投資信託が設立された国において、投資家の保護を確保するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければなりません。さらにこれらの投資信託は、C S S Fにより、2010年法に規定されるものと同等と見なされる監督に服していなければなりません。

EUおよびEU以外のAIFのルクセンブルグの機関投資家への販売は、AIFM規則に規定される適用規則ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとします。

(ロ) 登録の拒絶または取消し

ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令・C S S Fの告示を遵守しない場合、その登録が拒絶または取消されることがあります。

また、ルクセンブルグの投資信託の運用者または投資信託もしくはその管理会社の取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されることがあります。

登録が取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されることがあります。

(八) 目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書および(必要とされる場合)その他特定の書類は、事前にC S S Fに提出されなければなりません。C S S Fは、目論見書およびその他特定の書類が適用される法律、規則、C S S Fの告示に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に電磁的査証を付してそれを証明します。

(二) 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資者に提供およびC S S Fに提出された投資信託の財務状況、その他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、公認監査人の監査を受けなければなりません。公認監査人は、財務状況またはその他の情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに報告する義務を負います。公認監査人は、C S S Fが要求するすべての情報(投資信託の帳簿またはその他の記録を含みます。)をC S S Fに提出しなければなりません。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

ファンドの投資目的は、インカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指すことによりトータル・リターンを追求することです。ファンドは、主にブラジル・レアル建債券(国債、ソブリン債(国際機関債を含みます。))、準ソブリン債および社債(以下、「ブラジル債券」と総称します。)等)からなるアクティブ運用ポートフォリオに投資することで投資目的の達成を目指します。

効率的なポートフォリオ運用を行うため、ファンドは、ブラジル・レアル以外の通貨建ての債券(以下「非ブラジル・レアル建債」といいます。)に投資することができますが、その場合はファンドが非ブラジル・レアル建債について、ブラジル・レアルに対するエクスポージャーを得るノン・デリバブル・フォワード契約を締結します。

#### 投資目的および方針の変更

管理会社が、英文目論見書の追補目論見書に記載されるファンドの投資目的および/または投資方針に関する重大な変更を行う場合、C S S Fの承認を受領後に、当該事項を英文目論見書の追補目論見書に盛り込み、かつ、当該重大な変更の効力が発生する1か月前までに、受益者に対し通知されるものとします。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該ファンド受益証券の買戻しを行うことができます。

### (2)【投資対象】

投資運用会社は、金利水準、流動性、信用度等の複数の要因を考慮して投資対象を選択します。

前述にかかわらず、ファンドは一時的な防御的手段として、またはファンドの受益証券の買戻しのための資金調達もしくは為替による損失が出た場合に備えて、現金および銀行預金を保有し、財務省証券、預金証書およびコマーシャル・ペーパー等の信用力の高い短期商品に投資する権限を有しています。

ファンドは、投資運用会社が管理会社の事前の承諾を得た上で、ファンドの効率的なポートフォリオ運用に必要であり、かつファンドの投資目的に沿っていると判断した場合、ノン・デリバブル・フォワード契約(非ブラジル・レアル建債に関連するもの以外)、および/またはその他のデリバティブを用いることができます。

ファンドは、証券貸付、買戻権付売却、レポ・リバースレポ契約の取引等の手法も利用することができます。

ファンドが投資目的を達成する、または多額の損失を回避できるとの保証はありません。

ファンドの投資対象および純資産総額は、市況の変動に左右されます。上述の投資目的および投資方針は、ファンドの資産が投資されている国における金融危機、デフォルト、政策の大幅な変更、新規制の導入、資本連結、自然災害、政変および/または政治システムの大幅な変更、ならびに戦争等の緊急事態を含む特定の市場環境においては維持されない可能性があります。

### (3)【運用体制】

管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社(以下「野村アセットマネジメント」といいます。)を投資運用会社に任命しており、野村アセットマネジメントはその裁量によりファンド資産の運用などを行います。

野村アセットマネジメントは、日本において先駆的な投資運用会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。

野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。2021年9月末日時点において、野村アセットマネジメントの運用資産の総額は、国内外における株式および債券を含め約61兆6,638億円です。

上記の運用体制は2021年10月末日現在のものであり、随時変更されます。

### (4)【配分方針】

管理会社は、投資運用会社と協議の上、ファンドの分配可能なインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインから、また、合理的な分配水準を維持するために必要であると考えられる場合には、約款の規定に従い、ファンドの未実現キャピタル・ゲインまたは元本部分から、月に1回、もしくは年に1回、またはその他の中間時点で、分配を宣言することができます。

管理会社は、米ドル建て毎月分配型および豪ドル建て毎月分配型に関しては、毎月12暦日現在の受益者に対して分配を行う予定です。当該日がファンド営業日でない場合、分配は、直前のファンド営業日現在、および/または管理会社が、投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日現在の受益者に対して行われます。

管理会社は、米ドル建て年1回分配型および豪ドル建て年1回分配型に関しては、毎年6月12日現在の受益者に対して分配を行う予定です。当該日がファンド営業日でない場合、分配は、直前のファンド営業日現在、および/または管理会社が、投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日現在の受益者に対して行われます。

支払日から5年以内に請求されなかった分配金および割当の受領権は消滅し、該当する資産はファンドに帰属します。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(注)「ファンド営業日」とは、サンパウロ、ルクセンブルグおよびニューヨークの銀行営業日であり、かつニューヨーク証券取引所およびサンパウロ証券取引所の営業日であり、かつ日本における販売会社の営業日である日（ただし、毎年12月24日を除きます。）、かつ/あるいは管理会社が投資運用会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。

## 分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

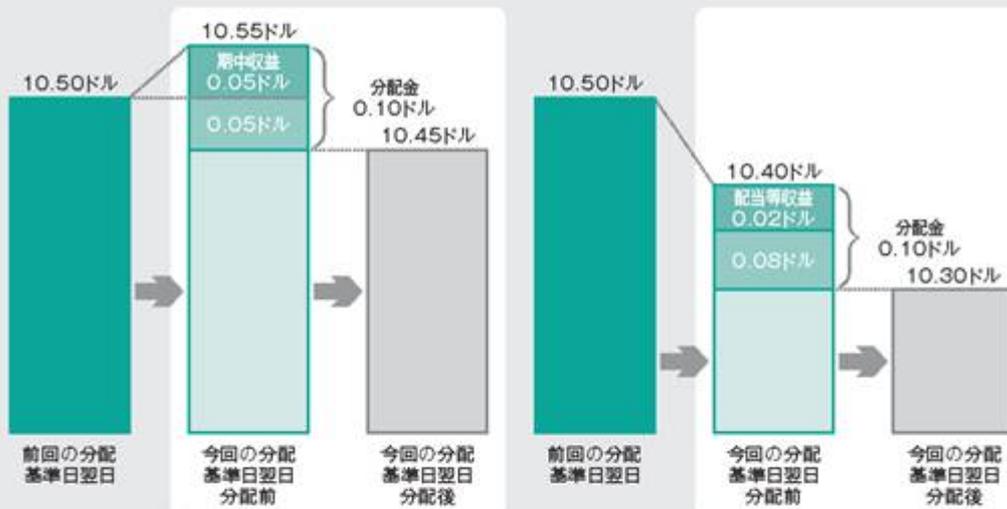


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係（イメージ）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合）



※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



## (5) 【投資制限】

ファンドは、以下の投資制限を遵守します。

- (1) ファンドは、当該ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の発行する同一種類の有価証券または商品に投資を行うことはできません。ただし、本制限は、経済協力開発機構(以下「OECD」といいます。)および/またはG20加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関が発行または保証する有価証券には適用されません。
- (2) ファンドは、トラストが同一発行体の発行する債券の10%超を保有することになる投資を行うことはできません。かかる10%の制限は、OECDおよび/またはG20加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。上記の10%の制限は、ファンドが特定の一発行体の1銘柄のすべてのCDまたはCPを購入することを妨げるものではありません。
- (3) ファンドは、支配または経営を目的として投資を行うことはできません。
- (4) ファンドは、他のオープン・エンド型の投資信託の受益証券にファンドの純資産総額の10%を限度として投資することができます。管理会社により運営されている、または共通の経営もしくは管理により、もしくは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と関係がある会社により運用されている、投資信託の受益証券の取得の場合、管理会社は、当該受益証券に関する取引に対し、いかなる手数料または費用も課してはなりません。さらに、ファンドと同じプロモーターを有する投資信託への投資が行われる場合、発行手数料またはその他の取得報酬および管理または顧問報酬は、かかる投資が行われるファンドの負担としないことができます。
- (5) 借入残高総額が、純資産総額の10%を超える場合は、借入れを行うことはできません。ただし、合併等またはそれに類似の事象の場合、かかる10%の制限を一時的に超過することができます。
- (6) ファンドは、公認の証券取引所または他の規制ある市場(OTC市場を含み、定期的に取引が行われ、一般に認識されかつ開かれている市場(以下「規制ある市場」といいます。))において取引されていない有価証券に当該ファンドの純資産総額の10%を超えて投資することはできません。ただし、本制限は、OECDおよび/またはG20加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの地域的もしくは世界的公的国際機関が発行または保証する債券には適用されず、定期的に取り引される短期金融商品にも適用されません。
- (7) ファンドは、ファンドの資産をもって有価証券の引受けまたは下引受けを行うことはできません。
- (8) ファンドは、法律、規則または実務面により定められた条件および制限に基づき譲渡性のある有価証券に関する運用手法を用いることができますが、ただし、かかる運用手法は、効率的なポートフォリオの運用を目的として使用されます。オプションに関し、
  - a) ファンドは、以下の場合を除いて、有価証券のプット・オプションまたはコール・オプションに投資することはできません。
    - ) 当該オプションが規制ある市場で取引されている場合で、かつ
    - ) 当該オプションの取得価格(プレミアム)が、当該ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
  - b) ファンドは、管理会社が保有していない有価証券のコール・オプションを売ることはできません。ただし、空売りされたコール・オプションの行使価格の総額が、当該ファンドの純資産の25%を超えない場合で、管理会社が常に当該コール・オプションの空売りの結果生じるポジションをカバーできる場合を除きます。
  - c) ファンドが売ったプット・オプションの権利行使価格の総額をカバーする十分な流動資産を保有しない限り、ファンドは、有価証券のプット・オプションを売ることはできません。
- (9) ファンドは、ヘッジまたは効率的なポートフォリオ運用を目的として、為替先渡取引を行うことができますが、当該取引は、定期的に取り引が行われ、一般に認識されかつ開かれている規制ある市場で行われるものでなければなりません。ただし、ファンドは、かかる種類の取引に専門性のある格付の高い金融機関と相対で、為替先渡売買を行うこともできます。
- (10) ファンドは、金融先物取引を行うことはできません。ただし、
  - a) 組入証券の価格変動リスクをヘッジする目的で、当該ファンドの組入証券の対応部分の資産価格変動リスクに対応する範囲内で金融先物契約の契約残高を保有することができます。
  - b) 効率的なポートフォリオ運用を目的として、当該ファンド資産の市場間の配分比率変更を円滑に行うため、また市場価格の著しい上昇が予想される場合に金融先物買付契約を締結することができます。ただし、当該先物ポジションに潜在するエクスポージャーに見合う十分な現金、短期債券もしくは短期証券(上記投資制限(8)c)記載の流動資産を除きます。)または事前に決められている価格で売却可能な有価証券を当該ファンド内に保有する場合には限ります。
- (11) ファンドは、インデックス・オプション取引を行うことはできません。
- (12) ファンドは、金利変動に対する全般的なヘッジ目的で、金利先物契約を売却することができます。管理会社はさらに、同一の目的で金利コール・オプションを売り、もしくは金利プット・オプションを売り、またはかかる種類

の取引に専門性のある格付の高い金融機関との相対で金利スワップ取引を行うことができます。金利先物契約、オプションおよびスワップ取引に関する契約総額は、ヘッジ対象となるかつ当該契約に対応する通貨建てでファンドが保有している資産の推定市場価格の合計を超えてはなりません。

- (13) 日本の規制上、総資産の50%以上を金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に投資しなければなりません。ただし、( )大量の買戻請求が予想される場合、( )ファンドの償還が決定した場合、または( )管理会社がコントロールすることができないその他の状況の場合を除きます。
- (14) 有価証券の空売りはできません。
- (15) エクイティ証券に対する投資は行いません。ただし、( )エクイティ/ワラントの性格を有するハイブリッド優先証券への投資、( )発行体のリストラクチャリング、再編成またはその他の決済の結果受領したエクイティ証券の取得、または( )転換債券の転換もしくは行使、または債券保有者に対する割当による場合、ファンドの純資産の10%を上限としてエクイティ証券を保有することができます。
- (16) 投資運用会社および管理会社が運用するすべての投資信託で、ある一企業の株式等の議決権総数の50%を超えて取得しないものとします。
- (17) ファンドの純資産の15%を超えて、流動性が低い資産に投資することはできません。私募エクイティ証券、非上場証券およびその他の流動性に欠ける資産に投資が行われる場合は、別途、価格決定の透明性を確保するための措置を講じなければなりません。
- (18) 管理会社、投資運用会社または受益者以外の第三者の利益のための取引等の、受益者保護に反するかまたはファンド資産の適正な運用を損なうファンドの取引は禁じられています。
- (19) ファンドの投資対象は、日本証券業協会の規則に基づき、「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」に分類されます。原則として、各区分における単一の発行体および/または取引相手方に対するエクスポージャーは純資産総額の10%を超えないものとし、また、単一の発行体および/または取引相手方に対する合計エクスポージャーは純資産総額の20%を超えてはなりません。投資運用会社および管理会社は、必要な場合には、日本証券業協会の規則に基づくこれらの制限を遵守するためにファンドの投資対象を調整するものとします。
- (20) デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に定義されます。)により、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場およびその他の指標に係る変動、およびその他の理由により発生し得るリスクに対応する額として、日本証券業協会の規則に準拠した「合理的な方法」として管理会社が投資運用会社と協議の上または投資運用会社が決定した方法に従って計算された額が純資産総額を超える場合には、デリバティブ取引は禁じられます。

ファンドが2010年法ならびにC S S Fのその他の適用規則および告示に基づく投資制限を遵守している場合には、管理会社は、ファンド資産の有価証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はありません。

管理会社がコントロールできない理由により、または新株引受権の行使の結果として、制限を超えた場合、管理会社は、有価証券の売却に際して、ファンドの受益者の利益に留意しつつ、C S S F告示02/77に基づくかかる事態の是正を優先させます。

管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含みます。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除きます。)の売買もしくは貸付けをしてはならず、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が上記に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または金融市場における、その時々、( )公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または( )適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

管理会社は、ファンドのために、金銭の貸与を行うことまたは第三者のために保証人となることはできません。

ルクセンブルグの適用法令(2010年法、2013年法および現行もしくは今後の関係するルクセンブルグ法、または施行令、告示、C S S Fの解釈、並びに具体的には、2008年2月8日付の大公国規則第11条および投資信託が利用する譲渡性証券や短期金融商品に関する手法および商品に適用されるC S S F告示08/356の規定(これらの法令は随時改正される場合があります。))を含みます。)により許容される最大限の範囲およびそれらに定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出す目的またはコストもしくはリスクを軽減する目的で、証券貸付取引および買戻権付売取引、レポ契約・リバースレポ契約の取引を行うことができます。

これらの取引に関連してファンドのために管理会社が受領する現金担保を、場合に依り、上記のC S S F告示のセクションI.C.a)に記載される規定に従い、(a)日々純資産総額を計算し、かつA A Aまたはそれと同等に格付けされるマネー・マーケット・ファンドにより発行される株式または受益証券、(b)短期性銀行預金、(c)大公国規則で定義される短期金融商品、(d)EU加盟国、スイス、カナダ、日本、もしくは米国、またはそれらの地方自治

体、または地域的もしくは世界的規模のEUに関わる国際機関が発行または保証する短期債券、(e)十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および(f)リバースレポ契約取引に当該ファンドの投資目的と相容れる方法で再投資することができます。

管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となる、または利益に反しない追加の投資制限を随時課することができます。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

管理会社は、リスク管理システムを用いており、また、管理会社がトラストのリスクを監視できるリスク管理手法およびプロセスも有しています。

ファンドの投資が成功する、またはその投資目的が達成されるという保証はありません。ファンドのポートフォリオはすべての投資および市場に関するリスクにもさらされています。よって、1口当たり純資産価格は変動します。さらに、トラストへの投資は、特に下記に記載の事項を含む多数の要因による重大なリスクを伴います。

#### 市場リスクおよび選択リスク

市場リスクとは、株式、債券、通貨もしくはその他の市場価格、指数の不利な動きまたはボラティリティの変動により金融商品のポートフォリオの価値が変動する可能性があることです。一般的な取引またはポジションは、多数の様々な種類の市場リスクにさらされる場合があります。市場リスクの種類には、金利リスク、為替リスクおよび株式リスクが含まれます。金利リスクは、イールド・カーブの水準、傾きおよび曲率の変動、金利デリバティブのインプライド・ボラティリティ（予想変動率）の変動、モーゲージ繰上償還率の変動、ならびに信用スプレッドの変動から生じます。為替リスクは、スポット価格および通貨デリバティブのインプライド・ボラティリティの変動から生じます。株式リスクは、個々の株価および指数、株式デリバティブのインプライド・ボラティリティの変動ならびに配当リスクから生じます。選択リスクとは、投資運用会社がファンドのために選択する有価証券が、市場、関連する指数、または同様の投資目的および投資戦略を有する他の投資家が選択した有価証券のパフォーマンスを下回るリスクをいいます。

#### 為替リスク

ファンドが投資する有価証券およびその他の商品は、通常、当該ファンドの基準通貨以外の通貨建てであるか、基準通貨以外の通貨で取引されています。このため、為替相場の変動が、ファンドのポートフォリオの価値に影響を与えます。ファンドは、金融デリバティブ商品を用いて、このリスクを低減させることができますが、義務ではありません。

#### 為替市場の取引規模リスク

通貨市場の取引規模は、現地市場の閉鎖および関連通貨の決済機能が利用不能であるといった一定の状況において縮小します。こうした状況で、ファンドが投資している通貨取引が通常の市況よりも低い価格で取引され、ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼす場合があります。

#### 流動性リスク

流動性リスクとは、流動性に欠ける保有資産による損失リスクです。適切な方法により妥当な価格でポジションを清算できないことにより生じる場合があります。流動性リスクには、投資運用会社が受益者の買戻しに応じるために十分な資産を現金化できない場合の借入費用も含まれます。

#### 取引相手リスク

信用リスクとは、取引相手がファンドに対する金融債務を履行することができない場合の損失リスクです。取引相手方が元本および利息を適時に支払えないことにより債務不履行となる可能性を指します。

#### オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクの定義は、「内部の業務プロセス、人員およびシステムの不適切もしくは機能不全、または外部の事象により損失を被るリスク」です。この定義には、規制上および法務上のリスクが含まれますが、業務上および戦略上のリスクは含みません。オペレーショナル・リスクはファンド運営の多くの場面にかかわり、多岐にわたるリスクから成っています。リスクの認識、評価、管理および報告には、一貫したリスク管理が用いられます。

## 政治的リスク

政府が政治的に未熟な場合、または政治体制が不安定な場合、一国の経済および政治が短期的に激変するリスクは増大します。その結果、補償なしで資産が没収されたり、資産の処分権が制限されたり、または国家の介入もしくは国家による監視および統制の導入による資産価値の急激な減少が生じることがあります。

## 経済リスク

新興国市場経済は、金利およびインフレ率の変動に、より敏感であるうえ、これらの変動幅も他の先進国よりも大きくなっています。ファンドは、投資先の政治リスクおよび経済リスクにさらされています。複数の国に投資しているファンドは、一国のリスクに対するエクスポージャーは低くなりますが、より多くの国に対してエクスポージャーを有することになります。

## 税務リスク

市場における有価証券の売却、または配当およびその他の収益の受領による手取金は、市場によっては当該市場の監督当局により課される税金、課徴金、間接税またはその他の報酬もしくは手数料の対象となっているか、対象となる場合があります（源泉徴収による課税を含みます。）。法律の現行解釈または実務の解釈が変更されるか、法律に遡及的効力を有する変更がなされる可能性があります。よって、ファンドが、当該国において、本書の日付時点、または投資が行われた時点、評価もしくは処分された時点では予想しなかった追加の課税がされる可能性があります。

## デリバティブ商品の利用

投資運用会社のような経験豊富な投資運用者によるデリバティブ商品の慎重な利用は有益なものとなりえますが、デリバティブ商品は、より伝統的な投資対象に伴うリスクとは異なるリスク、および場合によっては、より大きなリスクも伴います。デリバティブの活用により、レバレッジが設定される場合があります、ファンドはレバレッジがなかった場合よりも、より変動しやすくなります。これは、レバレッジにより、ファンドのポートフォリオの有価証券の価値の増減の影響が増幅しやすいことが理由です。

以下は、受益者がトラストへの投資を行う前に理解しておくべきデリバティブ商品の活用に関する重要なリスク要因および問題点の全般的な記述です。

### - 市場リスク

これは、すべての投資に付随する一般的なリスクで、特定の投資の価値がファンドの持分にとって不利に変動することです。

### - 運用に関するリスク

デリバティブ商品は、株式および債券に関連するものとは異なる投資技術およびリスク分析を必要とする極めて専門的な商品です。デリバティブ商品の活用には、あらゆる考えうる市況におけるデリバティブ商品のパフォーマンスを観察する手助けがなくとも、裏付商品を理解するだけでなく、デリバティブ商品そのものについての理解も必要です。特に、デリバティブ商品の活用および複雑さにより、契約した取引の監視を適切に管理維持すること、デリバティブ商品がトラストに付加するリスクについて評価できること、ならびに価格、金利または為替相場の変動を正確に予想できることが必要になります。

### - 信用リスク

これは、デリバティブ商品の一方の当事者（通常、「取引相手」という。）がデリバティブ商品契約の条件を遵守できなかったことにより、ファンドが損失を被る場合があるリスクです。取引所で取引されるデリバティブ商品の信用リスクは、通常、決済機関（取引所で取引される各デリバティブ商品の発行体または取引相手）が履行を保証しているために、相対で取引されるデリバティブ商品よりも低くなります。この保証は、全体的な信用リスクを低減するために決済機関が日々値洗いを実施する（委託証拠金制度）ことで、支えられています。相対取引のデリバティブ商品の場合、類似の決済機関による保証はありません。よって、投資運用会社は、潜在的な信用リスクを評価する際には、相対取引によるデリバティブ商品の各取引相手方の信用について考慮するものとします。

### - 流動性リスク

流動性リスクは、特定の商品の売買が困難になった場合に生じます。デリバティブ商品取引が非常に大規模であるか、関連する市場が流動性に欠ける（多くの相対取引のデリバティブ商品がこのケースに該当します。）場合、有利な価格で取引を開始したり、清算することができないことがあります。

### - その他のリスク

デリバティブ商品を利用する際のその他のリスクには、デリバティブ商品の価格決定の誤り、または不適切な評価、ならびにデリバティブ商品が裏付資産、金利や為替の水準および指数と完全には連動しないリスクを含みます。

多くのデリバティブ商品、特に相対取引のデリバティブ商品は、複雑で、しばしば主観的に評価されます。不適切な評価により、取引相手に対する現金支払額の増加や、トラストの評価損となることがあります。デリバティブ商品は、追従するように設計された資産、金利や為替の水準もしくは指数の価値といつも完全に、または強く連動または追従するとは限りません。よって、ファンドがデリバティブ商品を利用することが、常にファンドの投資目的を達成する有効な手段となるとは限らず、逆の結果を招くこともあります。

#### 譲渡制限付、一般に取引されていない、私募による制限つき有価証券

ファンドは、株式市場に上場しておらず、店頭でも取引されていない有価証券に投資することができ、これには、私募による制限つき有価証券を含みます。これらの非上場有価証券には、相当額の損失を生じる可能性のある業務上および財務上のリスクがより高いものが含まれます。こうした有価証券には一般に取引されている市場がないため、一般に取引されている有価証券よりも流動性が低いことがあります。さらに、特定の譲渡制限付有価証券には、第三者または発行体の合意なしに別の当事者に譲渡することを制限していることがあります。これらの有価証券は、相対取引により売却できますが、こうした売却による実現価格は、ファンドが当初支払った金額よりも低いか、または当該有価証券の公正価値とみなされる価格よりも低いことがあります。さらに、発行する有価証券が一般に取引されていない企業は開示対象ではなく、発行する有価証券が一般に取引されている場合に適用されるその他の受益者保護要件の対象でもありません。

#### 証券貸付、買戻権付売取引およびレポ・リバースレポ契約の取引に関連した特定のリスク

ファンドは、一定のリスクを伴う手法や商品の利用ができ、そのリスクの一部については本項の各文節に挙げられていますが、その利用により投資目的が達成されるとの確約はできません。

ファンドが買付人として行為するリバースレポ取引や買戻権付売取引に関しては、証券の買付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、または当該証券の取引市場の非流動性によるかを問わず、当初支払った資金を下回ることになるというリスク、(B) ( ) 過剰な規模もしくは期間の取引における資金の焦付き、( ) 満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券買付、もしくはより一般的には再投資に対応する能力を制限することがあるというリスクが存在することを受益者は特に承知していなければなりません。

ファンドが売付人として行為するレポ取引や買戻権付売取引に関しては、証券の売付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 取引相手に売付けられた証券の価格が、当該証券の価格の市場での値上がりまたはその発行体の信用格付の向上によるかを問わず、当初の受取資金を上回ることになるというリスク、(B) ( ) 過剰な規模もしくは期間の取引における投資持分の焦付き、( ) 売付け証券の満期時の回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

証券貸付取引に関しては、受益者は、(A) ファンドにより貸し付けられる証券の借り手が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保物件が、当該担保物件の不適正な価格、当該担保物件の価格の不利な市場動向、当該担保物件の発行体の信用格付の悪化、または当該担保物件の取引市場の非流動性によるかを問わず、貸し出された証券の価格を下回る価格で換金されることになり得るというリスク、(B) 現金担保の再投資の場合は、この再投資は、( ) 相応のリスクを伴ったレバレッジおよび損失リスクやボラティリティ・リスクを生み出すことがあり、( ) ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあり、または( ) 回収額が担保物件の金額を下回るというリスク、また(C) 貸付証券の返還の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限するというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

ファンドが証券金融取引および再利用の透明性に関する規則( E U ) 第2015 / 2365号および修正規則( E U ) 第648 / 2012号(以下「SFT規則」といいます。)に定義される証券金融取引またはトータル・リターン・スワップを利用する場合、SFT規則により要求される情報はすべて、管理会社の登記上の事務所において請求することで入手できます。

本書上記の「投資リスク」に記載の投資リスクに加えて、ファンドへの投資には、以下に要約した各リスク要因を含みますがこれに限定されない相当程度のリスクを伴います。本項では、受益証券に対する投資に伴うリスクのすべてを列挙することを意図していません。

#### 債券リスク

債券に投資するファンドについて、投資対象の価値は、金利および発行体の信用度に左右されます。債券に投資されたファンドの純資産総額は、金利および為替レートの変動に応じて変化します。債券は、通常、受益者(または貸し

手)に対する借入金および特定の期間にわたる利息の支払義務を表象します。一般的な債券では、借入金(元本)を全額支払う日(満期日と称されます。)を特定し、当該債券の残存期間にわたり定期的に利息(クーポン)を支払う日を特定します。

債券には、様々な種類があり、利息の計算方法、支払額および支払頻度、担保(あった場合)の種類、ならびに特別な要素(例えば、転換権)の有無が異なる場合があります。債券の価格は変動し、特に、金利リスク、信用リスク、繰上償還リスク、およびスプレッド・リスクを含みますが、これに限定されないいくつかの主要なリスクにさらされています。

金利リスクは、債券購入後、市場金利水準の一般的な変動により生じるものです。通常、債券の価格は、金利の変動とは逆の向きに上下します。金利が下落している期間は、通常、ほとんどの債券の価格は上昇し、金利が上昇している期間は、通常、ほとんどの債券の価格は下落します。債券は、満期までの期間が短いものに比べて、満期までの期間が長いほど利回りが高いことが多い一方で、一般に、金利およびその他の要因の変動に対して価格感応度が高くなります。伝統的には、満期までの残存期間は、債券の金利変動に対する感応度のバロメーターとして用いられます。ただし、この方法は、最終元本返済時までの期間のみを考慮しており、満期以前の元本または利息の支払方法や金額は考慮していません。デュレーションは、利回り、クーポン、利息および元本の支払、最終償還および期限前償還(繰上償還)要素を考慮しています。デュレーションで、金利の一般水準が小幅に平行シフトした場合の、債券価格の変動性がわかります。また、債券の残存キャッシュフローの回収期間加重平均を予想するものでもあります。ほとんどすべての場合、債券のデュレーションは、満期までの期間よりも短くなります。

信用リスクは、デフォルト・リスクとも呼ばれますが、発行体が予定される利息および元本支払義務を履行できない可能性を示します。これは、その他の債券でも存在しますが、社債が最も関連性が高くなります。信用格付けおよび定量モデルは、債券の信用リスクの度合いを測り、現行のイールド・スプレッドがそのリスクに対して十分な対価を提示しているかを見通しを示すものです。他の条件が同じであれば、信用リスクが高い債券は、信用リスクが低い債券よりも市場では低価格(高利回り)で取引されることとなります。

繰上償還リスクは、期限前償還リスクとも呼ばれますが、規定の最終満期日より前に発行体が債券のすべてまたは大部分を返済可能なことから生じます。通常、繰上償還は、金利低下を受けて、借り手が債務借換えの機会を利用することで生じます。このリスクは、一般に、投資先モーゲージ・ローンの借換えが可能な場合にモーゲージ証券に付随するものですが、期限前償還条項を有する社債またはその他の債券でも生じることがあります。繰上償還がなされた場合、ファンドはより利回りの低い債券への再投資を余儀なくされることがあります。定量モデルにより、繰上償還リスクの度合いを知り、現行のイールド・スプレッドがこのリスクに対して十分な対価を提示しているかを見通しを示すことができます。

スプレッド・リスクとは、スプレッドが拡大したためにポートフォリオ資産の価値が下落する可能性のことです。通常、債券は、より高い金利を支払うことで信用リスクの高さを補っています。債券の利回りとベンチマークの利回りの差(スプレッド)は、信用リスクに対して支払われる追加利息を示します。債券に対するスプレッドが拡大すると、債券価格は下落します。スプレッドは、とりわけ、市場の安定性に対する懸念、供給過剰、他の市場全般の信用不安、特定の証券もしくは市場に対する信用不安または全般的なリスク耐性の低下により拡大します。

経済的、政治的およびその他の事象も、広範な債券市場の価格に影響を与えますが、こうした事象に関連したリスクは、金利の実勢水準、信用リスク、繰上償還リスクまたはスプレッド・リスクの変動を通じて市場に波及していきます。

## 新興国市場リスク

ファンドは、新興国市場の有価証券に投資します。こうした新興国市場では、法務上、司法上および制度上のインフラが整備途上であり、現地の市場参加者およびその海外の取引相手のどちらにも法務上の不確定要素が多くあります。投資家にとって、政治的および経済的リスク、法務リスク、不適切な会計処理および市場慣行によるリスクを含む重大なリスクが存在する市場もあります。ブラジルのような新興国市場は、成熟した市場と比べて流動性が低く、変動しやすい傾向にあり、ファンドの投資対象が市場価格の不利な変動にさらされる可能性があります。状況によっては、投資対象の流動性がなくなり、投資運用会社が、ポートフォリオの一部またはすべてを現金化する際に制約を受ける可能性もあります。新興国市場における登録手続きおよび決済手続きは、より成熟した市場に比べて未整備であり、これは当該市場への投資のオペレーショナル・リスクの上昇を招きます。

## 市場混乱のリスク

金融市場が著しく混乱し、その混乱がいつどのような形で解消されるかに重要な不確実性が認められる場合(当該市場に対する継続的な政府の介入が有効かどうか確実でないことを含みます。)、ブラジル債券の価格、ボラティリティおよび流動性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

## 課税リスク

ファンドの課税区分や適用される税法もしくは税慣行の変更が、ファンドが保有する投資対象の価値に影響を与え、ファンドが投資者にリターンを提供する能力に影響を与えることがあります。例えば、ブラジル金融資本市場への国外からの投資に適用されるブラジル金融取引税率が上昇した場合、ブラジル債券を投資対象とするファンドの純資産総額に影響を与えることがあります。

## 担保要件によるリスク

ファンドは、為替先渡取引に関して、取引相手方に担保として有価証券および/または現金の差し入れを要求される場合があります。この場合、ファンドの投資対象への投資比率は、担保を差し入れた分、低下します。

このように、担保設定によりファンドの収益が減少する可能性があります。

## 利益相反

投資運用会社および/または保管受託銀行および管理事務代行会社(各々の取締役、役員および従業員を含みます。)に利益相反が生じることがあります。つまり、投資運用会社、保管受託銀行、および管理事務代行会社は、トラストのためにのみ、その役務を行うのではなく、トラストの受益者と相反する利害を有する他の第三者のためにも行うことがあります。その場合、投資運用会社は、とりわけ投資目的、投資戦略、投資制限、および各関係者の投資に充て可能な資金を勘案して合理的かつ公正であるとみなす方法で、彼らが助言または運用を行う各関係者間に投資の機会を配分します。

利益相反は、トラストが( )投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社と関係のある会社により運用、助言、または支配される企業に関係する投資を行うことがあるという事実、または( )投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社によって運用、助言、または支配される第三者に対しトラストの保有資産を売却することがあるという事実によっても発生することがあります。その場合、各々は、トラストに関連してその当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常時配慮します。特に、利益相反が生じ得る取引または投資を行う際には、受益者にとって合理的な最善の利益を求めるという義務を限定することなく、各々は、その利益相反がアームズ・レングス原則に基づき公正に解決されるように努めます。

投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、トラストの投資行動に関連して利益相反の発生をもたらす、彼ら自身またはその関連会社に関わる取引行動についてトラストに通知します。

投資運用会社は、そのすべての時間または大半の時間をトラストの業務に費やすことを要求されておらず、投資運用契約に基づくその義務の遂行に関連して合理的な努力を行うことのみを要求されます。

諸規制やトラストの投資方針により、投資運用会社により運用される他の運用口座または投資ピークルに提供される投資の機会への参加を、トラストが禁じられることがあります。

利益相反はまた、保管受託銀行および評価代理人が同一の事業体であるということに起因して生じることがあります。しかし、保管受託銀行の業務は、評価代理人の業務とは機能的かつ階層的に分離されています。潜在的な利益相反の特定、管理および監視は、管理会社の方針および手法に基づき実施されますが、保管受託銀行および評価代理人の業務は、2013年法の規定を遵守するものとし、また、その利益相反がアームズ・レングス原則に基づき公正に解決されるよう努力するものとします。

管理会社は、特定された利益相反を、自社の利益相反方針に基づき管理および監視し、かつ、要求される範囲で、2013年法に基づき受益者に対して開示します。

#### ファンドのリスク特性

ポートフォリオに含まれるブラジル債券の価格は、ブラジル債券市場の金利変動に応じて上下します。その結果、ファンドは金利リスクにさらされる場合があります。

国債、ソブリン債(国際機関債を含みます。)、準ソブリン債のデフォルト・リスクは、新興国であるブラジルのデフォルト・リスクに限定されます。社債のデフォルト・リスクはより高く、ファンドは相当程度の信用リスクにさらされる場合があります。

ブラジルのような新興国市場は、成熟した市場に比べて流動性が低く、より変動しやすい傾向にあり、通常および厳しい市場環境下でもファンド資産は流動性リスクにさらされる可能性があります。

信用商品の評価パラメーター(例えば、金利の変動等)は、証券の価格に影響を与え、限定的な評価リスクを発生させることがあります。

#### デリバティブ取引に関する管理体制

2021年10月末日現在、ファンドはデリバティブ取引を行っておりません。

#### レバレッジ

委員会委任規則(EU)第231/13号(以下「委員会委任規則」といいます。)および2013年法に従い、「レバレッジ」は、現金もしくは証券の借入れを通じて、もしくはデリバティブ・ポジションの使用によるもの、またはその他の方法によるかを問わず、AIFMの管理するAIFのエクスポージャーを増加させる手法として定義されます。

委員会委任規則は、委員会委任規則第7条に定める「グロス法」および委員会委任規則第8条に定める「コミットメント法」の2種類の計算方法に基づいてAIFMがレバレッジを監視することを要求しています。どちらの方法においても、レバレッジは、ファンドのポジションの市場価格の絶対値の合計として計算され、AIFの純資産総額に対するエクスポージャーの比率として表示されます。個々の金融デリバティブ商品の市場価格は、同等の対象ポジションの個々の市場価格(絶対値で表示)により転換されるものとします。金融デリバティブ商品の転換規則は、委員会委任規則別紙に定める既定の算式に基づいています。

コミットメント法では、AIFのエクスポージャーを計算する際、以下の条件のすべてを満たす場合には、ヘッジ取引が考慮されるものとします。

- a) ヘッジ取引に関するポジションがリターンを生み出すことを目的とせず、かつ、一般的リスクおよび特定のリスクが相殺されていること。
- b) AIFのレベルにおいて市場リスクの検証可能な軽減があること。
- c) デリバティブ商品に関連する一般的リスクおよび特定のリスク(もしあれば)が相殺されていること。
- d) 同一の資産クラスに関連するヘッジ取引であること。
- e) ヘッジ取引がストレスのかかった市場状況において有効であること。

前項に従い、為替ヘッジの目的で用いられ、増分エクスポージャー、レバレッジまたはその他のリスクを追加しないデリバティブ商品は、計算に含まれないものとします。

委員会委任規則の意味する範囲では、ファンドは、大幅なレバレッジをかけられていないと考えられています。したがって、AIFMがファンドのために用いることができるレバレッジの予想最大レベルは、通常の市場状況において、かつ、受益証券の発行および買戻しにより要求される場合を除き、「コミットメント」法を用いた場合は純資産総額の200%を超えないものとし、「グロス」法を用いた場合は純資産総額の200%を超えないものとします。

ファンドのレバレッジを計算する目的において、

- コミットメント法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションのエクスポージャーを考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従って各デリバティブ商品のポジションを当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、ネットティングおよびヘッジ取引を適用し、借入れ(委員会委任規則別紙Iの(3)および(10)から(13)に基づいて計算されるその他の取引を含み、エクスポージャーを増加させるもの)の再投資により生じるエクスポージャーを計算します(以下「コミットメント法」といいます。)
- グロス法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションの価値を考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従ってデリバティブ商品を当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、現金借入れの再投資により生じるエクスポージャー(換金された投資証券の市場価格または委員会委任規則別紙Iの(1)および(2)に記載の現金借入総額のうちのいずれかが高いほうで表示されます。)を含み、委員会委任規則別紙Iの(3)および(10)から(13)のレポ契約またはリバース

レボ契約および証券貸付取引もしくは証券借入取引またはその他の取引におけるポジションを含みますが、( )  
ファンドの基準通貨で保有される極めて流動性の高い投資対象である現金および現金等価物(既知の金額の現金に  
容易に換金することができ、価値の変動リスクがわずかであり、かつリターンが3か月物の質の高い国債の利率を  
超えないもの)の価値は除外し、( )( )に記載の現金または現金等価物としての借入であり、かつその支払  
金額が判明しているものについても除外します(以下「グロス法」といいます。 )。

グロス法は、ファンドの純資産総額(NAV)と比較したファンド資産の全体的なエクスポージャーを強調するの  
に対し、コミットメント法は、投資運用会社が用いるヘッジおよびネットティングの技法の見方を提供します。受益者は、  
レバレッジがファンドに対する特有のリスク指標であると考えてはなりません。高いレバレッジが必ずしも高いリスク  
を意味するものではなく、逆に、低いレバレッジが必ずしも低いリスクを意味するものではありません。レバレッジに  
関する情報は、投資家がファンドに投資する前に完全なリスク/リターン分析を行うことに利用できるものではありません。

疑義を避けるために付言すると、上記のレバレッジ計算方法および関連する制限は、委員会委任規則およびルクセン  
ブルグの適用法に基づいており、約款に定められた投資制限とは無関係です。したがって、ファンドは、引き続き約款  
に定められた投資制限を遵守して管理されます。

## (2) リスクに対する管理体制

投資運用会社である野村アセットマネジメントでは、ファンドのパフォーマンス考査および運用リスクの管理を投資  
リスク管理に関する委員会を設けて行っています。

### 投資リスク管理に関する委員会

#### パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行います。

#### 運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理  
を行います。

上記の管理体制は2021年10月末日現在のものであり、随時変更されます。

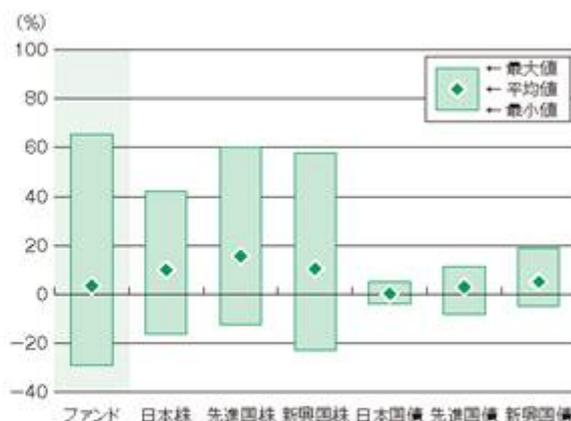
## 参考情報

## ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

## 米ドル建て 毎月分配型

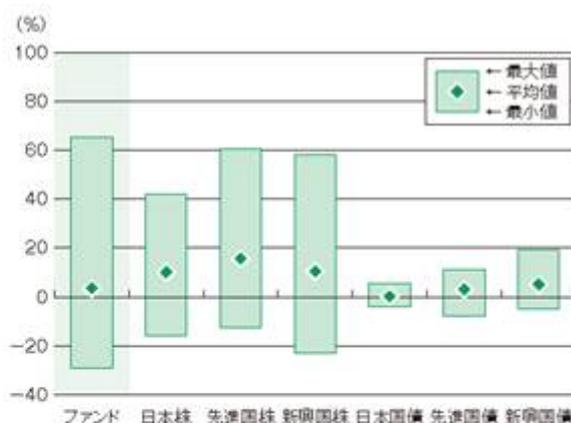


## ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	65.4	42.1	60.3	57.9	5.3	11.4	19.2
最小値(%)	-28.9	-16.0	-12.5	-22.7	-3.9	-7.9	-4.8
平均値(%)	3.5	10.1	15.6	10.5	0.3	3.0	5.2

## 米ドル建て 年1回分配型



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	65.2	42.1	60.3	57.9	5.3	11.4	19.2
最小値(%)	-29.0	-16.0	-12.5	-22.7	-3.9	-7.9	-4.8
平均値(%)	3.5	10.1	15.6	10.5	0.3	3.0	5.2

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2016年11月から2021年10月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

- 2016年11月から2021年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

## ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

### 豪ドル建て 毎月分配型

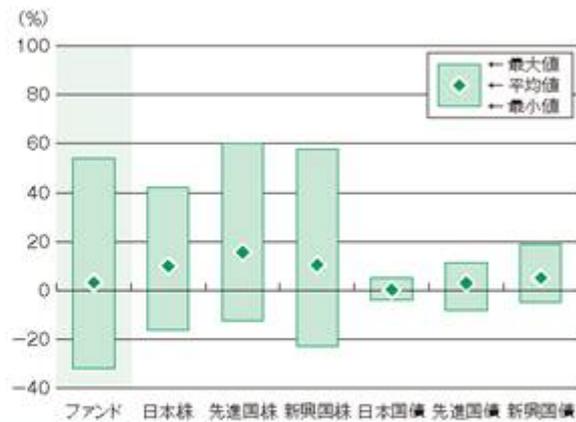


### 豪ドル建て 年1回分配型

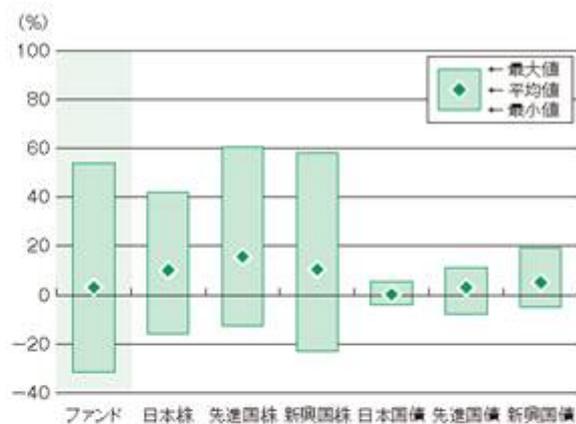


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2016年11月から2021年10月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	53.9	42.1	60.3	57.9	5.3	11.4	19.2
最小値(%)	-31.6	-16.0	-12.5	-22.7	-3.9	-7.9	-4.8
平均値(%)	3.3	10.1	15.6	10.5	0.3	3.0	5.2



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	53.9	42.1	60.3	57.9	5.3	11.4	19.2
最小値(%)	-31.7	-16.0	-12.5	-22.7	-3.9	-7.9	-4.8
平均値(%)	3.2	10.1	15.6	10.5	0.3	3.0	5.2

出所：Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2016年11月から2021年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

## （ご注意）

- 年間騰落率は、ファンドの表示通貨建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数  
日本株・・・TOPIX(配当込み)  
先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)  
新興国株・・・S&P新興国総合指数  
日本国債・・・ブルームバーグE1年超日本国債指数  
先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)  
新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「**㈩東京証券取引所**」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、**㈩東京証券取引所**が有しています。なお、ファンドは、**㈩東京証券取引所**により提供、保証または販売されるものではなく、**㈩東京証券取引所**は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

海外における申込手数料

申込金額の最大2.5%

日本国内における申込手数料

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の2.750%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.375%（税込）
50万口以上	申込金額の0.550%（税込）

申込手数料とは、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社へ支払われるものです。

### (2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

ファンド証券の買戻しに買戻し手数料は課せられません。

日本国内における買戻し手数料

ファンド証券の換金（買戻し）に買戻し手数料は課せられません。

### (3)【管理報酬等】

#### 管理報酬

管理会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

管理報酬とは、( )ファンドの投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに( )ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務の対価として管理会社へ支払われるものです。

管理会社が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担します。

#### 投資運用報酬

投資運用会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.45%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

投資運用報酬とは、ファンドに関する投資判断等、目論見書に記載される投資目的および投資方針の達成をめざし、約款および適用される法令に従って行うファンド資産の投資および再投資業務の対価として投資運用会社へ支払われるものです。

投資運用会社が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担します。

#### 保管報酬

保管受託銀行は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

保管報酬とは、( )ファンド資産である金融商品およびその他資産の保管業務、( )キャッシュ・フローの監視業務、ならびに( )選定された監督・監視業務の実施への対価として保管受託銀行へ支払われるものです。

保管会社が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担します。

保管受託銀行は、いつでも、ファンド資産から報酬が支払われる副保管会社を任命することができます。

#### 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.09%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

管理事務代行報酬とは、( )ファンドの純資産価格の計算業務、( )ファンドの会計書類作成業務、( )法務およびファンド会計管理業務、( )マネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与防止業務、( )法令遵守に関するモニタリング、( )受益者名簿の管理、( )収益分配業務、( )ファンドの購入・換金等受け業務、ならびに( )記録管理業務への対価として管理事務代行会社へ支払われるものです。

管理事務代行会社が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担します。

#### 代行協会員報酬

代行協会員は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.70%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

代行協会員報酬とは、ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書および運用報告書等の販売会社への送付、ならびにこれらに付随する業務の対価として代行協会員へ支払われるものです。

代行協会員が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担します。

販売会社は、受益証券販売・買戻契約に従って提供される業務の対価として、代行協会が管理会社と合意したとおり、代行協会の単独の裁量で代行協会が代行協会報酬の中から支払う報酬を受領できるものとします。

この報酬は、受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンドの販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務およびこれらに付随する業務に関する対価として販売会社へ支払われるものです。

#### 評価代理人報酬

評価代理人は外部の評価業務に関する報酬は一切受領しません。

#### (4) 【その他の手数料等】

トラストおよびファンドは、次の費用を負担します。

トラスト資産および収益等に課せられる一切の税金。

トラストの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料(当該手数料は取得価額に含まれ、売却価額から差引かれます。 )。

登録・名義書換事務代行会社、支払代行会社および発行会社代理人への報酬および合理的な立替費用。

受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した合理的な法律関係費用。

ファンドの法律上または規制上の義務を充足するために必要な業務の合理的な対価。

( )受益証券の券面または確認書の準備・印刷費、( )約款ならびに届出書、目論見書および説明書等を含むトラストに関するその他すべての書類を作成・印刷し、および/またはトラストまたはトラストの受益証券の販売に関し管轄権を有するすべての関係当局(各地の証券業協会を含みます。 )へ提出する費用、( )上記関係当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益証券の受益者(実質的な保有者を含みます。 )の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配付する費用、( )日本のブローカーおよび販売取扱会社に対し販売会社が販売用として有価証券届出書および目論見書を印刷・配付するための費用、( )会計、記帳および日々の純資産総額計算に要する費用、( )受益者への通知公告を作成しかつ配付する費用、( )弁護士報酬(ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価)および監査人の報酬(ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価)、( )受益証券が上場する場合の証券取引所への上場費用およびその証券取引所での上場維持費用、( )日本の適用法令上および各地の証券業協会の諸規則上、管理会社が作成を求められる書類の作成費用、( )以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、すべての広告宣伝費および受益証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用を除くものとします。

トラストおよびファンドの設立費用は償却済みです。

#### (5) 【課税上の取扱い】

##### (A) 日本

本ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%（注）	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

（注）復興特別所得税を含みます。以下同じです。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

	2014年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

## (B) ルクセンブルグ

トラストはその税法上の地位に関して、ルクセンブルグ法に服します。ルクセンブルグの現行の法令の下では、各ファンドはその純資産に対して、四半期毎に計算され支払われる年率0.05%の年次税が課せられます。現行法令の下では、トラストおよび受益者（ルクセンブルグに居所、登記上の事務所または恒久的施設を有している者または会社を除きます。）は、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税、源泉徴収税または遺産税の課税対象となっておりません。トラストは、各関係国における源泉徴収税を控除した後、ポートフォリオの有価証券から生じる収益を受け取ります。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2021年10月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
国債	ブラジル	24,768,883	97.67
小計		24,768,883	97.67
現金およびその他の資産(負債控除後)		591,311	2.33
合計 (純資産総額)		25,360,194 (約2,883百万円)	100.00

(注) 投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

## (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年10月末日現在)

順位	銘柄	国名/発行地	種類	利率(%)	償還日(年/月/日)	額面金額(ブラジル・レアル)	簿価(米ドル)	時価(米ドル)	投資比率(%)
1	BRAZIL-LTN 0% 01/01/24	ブラジル	国債	0	2024/1/1	40,400	6,502,522	5,558,365	21.92
2	BRAZIL-LTN 0% 01/07/23	ブラジル	国債	0	2023/7/1	35,000	6,955,456	5,099,362	20.11
3	NOTA TESOIRO NACL 10% 01/01/23	ブラジル	国債	10	2023/1/1	26,100	8,214,856	4,656,404	18.36
4	NOTA TESOIRO NACL 10% 01/01/27	ブラジル	国債	10	2027/1/1	18,000	5,210,395	3,021,851	11.92
5	NOTA TESOIRO NACL 10% 01/01/25	ブラジル	国債	10	2025/1/1	16,100	4,771,780	2,772,630	10.93
6	BRAZIL NTN-F 10.0000% 01/01/29	ブラジル	国債	10	2029/1/1	10,000	2,989,595	1,640,474	6.47
7	BRAZIL NTN-F 10.0000% 01/01/31	ブラジル	国債	10	2031/1/1	5,000	1,076,744	811,185	3.20
8	BRAZIL-LTN 0% 01/07/24	ブラジル	国債	0	2024/7/1	5,500	840,831	714,736	2.82
9	BRAZIL-LTN 0.0000% 01/07/22	ブラジル	国債	0	2022/7/1	3,000	580,568	493,876	1.95

(注) 以上のほか、投資有価証券はありません。

【投資不動産物件】

該当事項ありません(2021年10月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項ありません(2021年10月末日現在)。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記の会計年度末ならびに2021年10月末日現在および同日前1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格							
	米ドル	円	米ドル建て 毎月分配型		米ドル建て 年1回分配型		豪ドル建て 毎月分配型		豪ドル建て 年1回分配型	
			米ドル	円	米ドル	円	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2015年6月30日)	82,427,037.14	9,369,481,312	6.80	773	7.47	849	8.39	718	9.10	779
第2会計年度末 (2016年6月30日)	81,573,523.30	9,272,462,394	6.34	721	8.31	945	8.45	723	10.46	895
第3会計年度末 (2017年6月30日)	132,386,858.89	15,048,414,250	6.23	708	9.49	1,079	8.36	716	11.55	989
第4会計年度末 (2018年6月30日)	75,398,016.88	8,570,492,579	5.18	589	8.69	988	7.40	633	10.98	940
第5会計年度末 (2019年6月30日)	67,161,046.63	7,634,196,170	5.73	651	10.39	1,181	8.64	739	13.82	1,183
第6会計年度末 (2020年6月30日)	39,772,599.64	4,520,951,401	4.12	468	8.04	914	6.33	542	10.93	935
第7会計年度末 (2021年6月30日)	33,089,527.53	3,761,286,594	4.08	464	8.53	970	5.69	487	10.57	905
2020年11月末日	35,884,167.29	4,078,953,296	3.99	454	8.03	913	5.68	486	10.15	869
12月末日	35,977,766.36	4,089,592,702	4.19	476	8.48	964	5.75	492	10.33	884
2021年1月末日	33,397,576.24	3,796,302,491	3.92	446	7.97	906	5.37	460	9.71	831
2月末日	31,850,205.71	3,620,412,883	3.77	429	7.70	875	5.04	431	9.15	783
3月末日	29,397,665.50	3,341,632,637	3.52	400	7.23	822	4.85	415	8.86	758
4月末日	31,634,490.42	3,595,892,526	3.83	435	7.91	899	5.16	442	9.49	812
5月末日	31,856,082.62	3,621,080,911	3.88	441	8.05	915	5.25	449	9.71	831
6月末日	33,089,527.53	3,761,286,594	4.08	464	8.53	970	5.69	487	10.57	905
7月末日	31,706,076.63	3,604,029,731	3.94	448	8.27	940	5.58	478	10.43	893
8月末日	30,082,474.51	3,419,474,878	3.78	430	7.97	906	5.39	461	10.13	867
9月末日	27,769,062.97	3,156,509,388	3.56	405	7.55	858	5.16	442	9.76	835
10月末日	25,360,193.90	2,882,693,241	3.26	371	6.96	791	4.52	387	8.59	735

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金			
	米ドル建て毎月分配型		豪ドル建て毎月分配型	
	米ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度	0.72	81.84	0.72	61.62
第2会計年度	0.96	109.12	0.96	82.17
第3会計年度	0.96	109.12	0.96	82.17
第4会計年度	0.60	68.20	0.60	51.35
第5会計年度	0.42	47.74	0.60	51.35
第6会計年度	0.36	40.92	0.60	51.35
第7会計年度	0.27	30.69	0.42	35.95
2021年7月	0.02	2.27	0.03	2.57
8月	0.02	2.27	0.03	2.57
9月	0.02	2.27	0.03	2.57
10月	0.02	2.27	0.03	2.57
設定来累計 (2021年10月末日現在)	4.37	496.74	4.98	426.24

	1口当たり分配金			
	米ドル建て年1回分配型		豪ドル建て年1回分配型	
	米ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度	0	0	0	0
第2会計年度	0	0	0	0
第3会計年度	0	0	0.01	0.86
第4会計年度	0	0	0.01	0.86
第5会計年度	0	0	0	0
第6会計年度	0	0	0.01	0.86
第7会計年度	0	0	0	0
設定来累計 (2021年10月末日現在)	0	0	0.03	2.57

## 【収益率の推移】

期間	収益率（注1）			
	米ドル建て 毎月分配型	米ドル建て 年1回分配型	豪ドル建て 毎月分配型	豪ドル建て 年1回分配型
第1会計年度	- 24.80%	- 25.30%	- 8.90%	- 9.00%
第2会計年度	7.35%	11.24%	12.16%	14.95%
第3会計年度	13.41%	14.20%	10.30%	10.52%
第4会計年度	- 7.22%	- 8.43%	- 4.31%	- 4.85%
第5会計年度	18.73%	19.56%	24.86%	25.87%
第6会計年度	- 21.82%	- 22.62%	- 19.79%	- 20.84%
第7会計年度	5.58%	6.09%	- 3.48%	- 3.29%

（注1）収益率（%）=  $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（第1会計年度の場合、米ドルクラスについては10米ドル、豪ドルクラスについては10豪ドル）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（注2）			
	米ドル建て 毎月分配型	米ドル建て 年1回分配型	豪ドル建て 毎月分配型	豪ドル建て 年1回分配型
2014年	- 17.20%	- 17.40%	- 5.30%	- 5.30%
2015年	- 27.11%	- 28.81%	- 19.07%	- 20.27%
2016年	46.94%	50.00%	48.69%	51.52%
2017年	12.98%	13.49%	4.93%	4.81%
2018年	- 5.26%	- 5.29%	4.30%	4.76%
2019年	7.41%	7.59%	8.49%	8.61%
2020年	- 16.91%	- 16.86%	- 23.48%	- 24.08%
2021年	- 17.42%	- 17.92%	- 16.17%	- 16.84%

（注2）収益率（%）=  $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末（2021年については10月末日）の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（2014年の場合、米ドルクラスについては10米ドル、豪ドルクラスについては10豪ドル）

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

## 純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2021年10月末日現在)



## 分配の推移

米ドル建て 毎月分配型 (単位:米ドル、1口当り、課税前)		米ドル建て 年1回分配型 (単位:米ドル、1口当り、課税前)	
2021年 6月	0.02	2017年 6月	0.00
2021年 7月	0.02	2018年 6月	0.00
2021年 8月	0.02	2019年 6月	0.00
2021年 9月	0.02	2020年 6月	0.00
2021年10月	0.02	2021年 6月	0.00
直近1年累計	0.24	設定来累計	0.00
設定来累計	4.37		

## 収益率の推移 (暦年ベース) ※2014年は8月29日から、2021年は10月末日まで



(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$   
 a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)  
 b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)  
 ※分配金に対する税金は考慮されていません。  
 ※ファンドにはベンチマークはありません。

## 純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2021年10月末日現在)



## 分配の推移

豪ドル建て 毎月分配型 (単位:豪ドル、1口当り、課税前)

2021年 6月	0.03
2021年 7月	0.03
2021年 8月	0.03
2021年 9月	0.03
2021年10月	0.03
直近1年累計	0.36
設定来累計	4.98

豪ドル建て 年1回分配型 (単位:豪ドル、1口当り、課税前)

2017年 6月	0.01
2018年 6月	0.01
2019年 6月	0.00
2020年 6月	0.01
2021年 6月	0.00
設定来累計	0.03

## 収益率の推移 (暦年ベース) ※2014年は8月29日から、2021年は10月末日まで



(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## (4) 【販売及び買戻しの実績】

下記の会計年度における販売および買戻しの実績ならびに会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

## 米ドル建て毎月分配型

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	7,126,712 (7,126,712)	409,040 (409,040)	6,717,672 (6,717,672)
第2会計年度	1,177,978 (1,177,978)	1,582,555 (1,582,555)	6,313,095 (6,313,095)
第3会計年度	8,340,090 (8,340,090)	1,832,725 (1,832,725)	12,820,460 (12,820,460)
第4会計年度	1,006,776 (1,006,776)	6,573,013 (6,573,013)	7,254,223 (7,254,223)
第5会計年度	117,100 (117,100)	1,891,027 (1,891,027)	5,480,296 (5,480,296)
第6会計年度	11,950 (11,950)	1,192,934 (1,192,934)	4,299,312 (4,299,312)
第7会計年度	4,450 (4,450)	759,009 (759,009)	3,544,753 (3,544,753)

## 米ドル建て年1回分配型

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	2,658,005 (2,658,005)	281,830 (281,830)	2,376,175 (2,376,175)
第2会計年度	183,782 (183,782)	431,541 (431,541)	2,128,416 (2,128,416)
第3会計年度	645,743 (645,743)	1,100,473 (1,100,473)	1,673,686 (1,673,686)
第4会計年度	272,100 (272,100)	707,933 (707,933)	1,237,853 (1,237,853)
第5会計年度	5,500 (5,500)	336,330 (336,330)	907,023 (907,023)
第6会計年度	1,580 (1,580)	277,839 (277,839)	630,764 (630,764)
第7会計年度	0 (0)	117,030 (117,030)	513,734 (513,734)

## 豪ドル建て毎月分配型

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	2,357,141 (2,357,141)	69,800 (69,800)	2,287,341 (2,287,341)
第2会計年度	893,226 (893,226)	115,015 (115,015)	3,065,552 (3,065,552)
第3会計年度	2,130,014 (2,130,014)	872,808 (872,808)	4,322,758 (4,322,758)
第4会計年度	222,725 (222,725)	773,923 (773,923)	3,771,560 (3,771,560)
第5会計年度	31,105 (31,105)	422,746 (422,746)	3,379,919 (3,379,919)
第6会計年度	10,000 (10,000)	329,473 (329,473)	3,060,446 (3,060,446)
第7会計年度	2,650 (2,650)	569,985 (569,985)	2,493,111 (2,493,111)

## 豪ドル建て年1回分配型

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	665,166 (665,166)	53,800 (53,800)	611,366 (611,366)
第2会計年度	135,150 (135,150)	148,600 (148,600)	597,916 (597,916)
第3会計年度	614,045 (614,045)	215,558 (215,558)	996,403 (996,403)
第4会計年度	53,180 (53,180)	258,181 (258,181)	791,402 (791,402)
第5会計年度	3,150 (3,150)	190,987 (190,987)	603,565 (603,565)
第6会計年度	1,600 (1,600)	112,910 (112,910)	492,255 (492,255)
第7会計年度	500 (500)	43,000 (43,000)	449,755 (449,755)

(注1) ( ) の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数には当初募集の口数が含まれます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）海外における販売手続等

受益証券は、評価日（ファンド営業日（以下「評価日」といいます。））に当該評価日の1口当たり純資産価格で発行され、純資産価格の最大2.50%の販売手数料が加えられます。

1口当たり純資産価格は、評価日に、ファンドの資産価値を決定し、ファンドの負債を差引いて、計算されます。通貨については午前10時頃（ルクセンブルグ時間）、債券およびその他の資産については午後6時（ルクセンブルグ時間）に価値が決定されます。

受益証券購入申込最低口数は、100口であり、100口を超えた場合、1口の整数倍とします。

受益証券購入申込は、当該評価日の正午12時（ルクセンブルグ時間）、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の日および/もしくは時間までに、管理事務代行会社が受領しなければなりません。

支払は米ドルクラスについては米ドル、豪ドルクラスに関しては豪ドルの電信送金により行うものとし、当該評価日（同日を含みます。）から6ファンド営業日以内、または豪ドルクラスに関しては6ファンド営業日目がメルボルンの銀行の営業日でない場合にはメルボルンの銀行が営業している直後のファンド営業日、および/または管理会社が単独の裁量により随時決定するその他の日に、受領されなければなりません。

端数の受益証券は発行されません。

券面には、管理会社またはその代理人および保管受託銀行の署名が付されますが、当該両署名は複写によることができます。券面の発行の請求がない場合、投資者は、所有する受益証券について券面の発行を請求しなかったものとみなされ、代わりに確認書が交付されます。

ブラジル金融資本市場における外国投資に適用される可能性のあるブラジル金融取引税率または同税率の上昇は、募集による資金流入に左右される投資により、ファンドの純資産総額に相当の影響を与えることがあります。このような場合、管理会社は、投資運用会社と協議の上、ファンドの受益証券の購入申込みのすべてまたは一部を拒否すること、および/またはファンドの受益証券の発行を一時的に停止することができます。

#### （2）日本における販売手続等

日本においては、前記「第一部 証券情報、(7) 申込期間」記載の申込期間に第一部証券情報に従って販売会社により取扱いが行われます。

午後3時までに申込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。

ファンド証券の申込の際は、以下の申込手数料を販売会社に支払うものとします。

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の2.750%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.375%（税込）
50万口以上	申込金額の0.550%（税込）

ファンド証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、販売会社から買付代金の支払いと引換えに取引報告書を受領します。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円相当額未満となる等、日本証券業協会の規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準にファンド証券が適合しなくなったときは、日本におけるファンド証券の販売を行うことはできません。

### 2【買戻し手続等】

#### （1）海外における買戻し

受益証券は評価日に買戻すことができます。

クラス受益証券の買戻価格は、当該評価日の当該クラスの1口当たり純資産価格です。

買戻請求は、当該クラスの1口単位、または管理会社が単独の裁量により決定するその他の口数とします。

買戻請求は、当該評価日の正午12時（ルクセンブルグ時間）、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の日および/もしくは時間までに、管理事務代行会社が受領していなければなりません。

受益証券の買戻しに関する送金は、米ドルクラスについては米ドル、豪ドルクラスに関しては豪ドルの電信送金により該当する評価日（同日を含みます。）から6ファンド営業日以内、または豪ドルクラスに関しては6ファンド営業日目がメルボルンの銀行の営業日でない場合にはメルボルンの銀行が営業している直後のファンド営業日、および/または管理会社が単独の裁量により随時決定するその他の日に、実施されなければなりません。

管理会社は流動性管理システムを用い、各サブ・ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、管理会社が受益者からの買戻し請求に随時応じられるだけのポートフォリオの流動性を確保しています。

#### (2) 日本における買戻し

換金(買戻し)の申込みは、ファンド営業日に取扱います。

午後3時までに換金(買戻し)の申込みが行われ、かつ申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み受付分とします。

換金(買戻し)単位は、1口単位です。

換金(買戻し)価額は、申込日の翌国内営業日に判明する純資産価格です。

換金(買戻し)代金は、約定日(申込注文の成立を販売会社が確認した日。通常、申込日の日本における翌営業日)から起算して5国内営業日目から受け取ることができます。

日本円の場合、外貨との換算レートは、約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。

また、外貨で受け取することもできます。詳細は販売会社に問合わせるものとします。

### 3【ファンド証券の転換】

#### (1) 海外における転換

複数のサブ・ファンドが存在し、かつサブ・ファンドの目論見書で許可および規定されている場合には、一つのサブ・ファンドのファンド証券から他のサブ・ファンドのファンド証券に転換を希望する受益者は、二つのサブ・ファンドの評価日に、転換のための取消不能の転換請求書に(発行されている場合は)ファンド証券の券面を添えて、管理会社に対して受益証券の転換を請求することができます。転換により発行される口数は、評価日における該当する二つのサブ・ファンドの純資産価格に基づき以下のとおり計算されます。

$$N_1 = \frac{NAV_2 \times N_2}{NAV_1}$$

$N_1$  : 転換後の口数。端数ファンド証券は発行されません。転換に伴い生じる端数に起因する残余金額は、受益証券が転換される先のサブ・ファンドに帰属します。

$N_2$  : 転換前の口数。これには、転換請求されたファンド証券の発生済み未払いの分配金が、日本その他の国の適用される未払税金額を控除した後に、再投資されて発行されたファンド証券口数を含みます。

$NAV_1$  : 転換により発行されるファンド証券の適用される純資産価格。

$NAV_2$  : 転換により発行されるファンド証券の表示通貨に適用される評価日の為替レートにより換算された転換されるファンド証券の適用される純資産価格。

目論見書に記載がある場合を除き、転換手数料は課されません。

#### (2) 日本における転換

日本においては、保有する受益証券の転換を請求することはできません。

### 4【保有制限】

#### マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関して、適用あるルクセンブルグの法律および規則(マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関する2004年11月12日付改正法、マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関する2010年2月1日付大公国規則、2012年12月14日付C S S F規則12-02(2020年8月14日付C S S F規則20-05により改正済)および適用あるC S S F告示ならびに各々の改正、置換または補足を含みますが、これらに限られません。)に基づき、金融セクターのあらゆる専門家に対して、UCIをマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達を目的として使用することを防止する義務が課されています。かかる規定の制定により、ルクセンブルグ籍の投資信託の登録事務代行会社は、ルクセンブルグの法律、規制および告示に従い、購入者の身元確認を含む適切な顧客デュー・デリジェンスを行わなければなりません。登録事務代行会社は、購入者に対し、かかる身元確認を実施するために必要な文書の提出を要求します。

顧客を代理する仲介機関を通じてファンド証券の申込みが行われる場合、マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関する2012年12月14日付C S S F規則12-02(2020年8月14日付C S S F規則20-05により改正済)第3条に従って、強化されたデュー・デリジェンスが実施されます。

申請者が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、購入の申請は受諾されず、買戻しの場合は買戻し金額の支払い手続きが遅延します。管理会社および管理事務代行会社は、申請者が文書を提出しなかったことまたは不完全な文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負いません。

受益者は、関連する法令に基づくその時点の顧客デュー・デリジェンス要件に基づき、随時、追加または最新の身元確認書類の提出を要求されることがあります。

## 5【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

#### 資産の評価

ファンド証券の1口当たり純資産価格は、基準通貨または各クラス通貨で表示されます。トラストの基準通貨は米ドルです。

ファンド証券1口当たり純資産価格は、管理会社の指示により決定され、管理会社の事務所において入手できません。

1口当たり純資産価格は、評価日に、通貨については午前10時頃(ルクセンブルグ時間)、債券およびその他の資産については午後6時(ルクセンブルグ時間)に、ファンドの資産価値を決定し、ファンドの負債を差引いて、計算されます。

1口当たり純資産価格は、原則として、評価日の直後の日本における営業日の午前7時30分(日本時間)までに入手できます。

管理会社またはその指定する代理人による上記の決定は、管理会社の役員またはこれにより指定された者による公正な価格計算のための一般的ガイドラインを定めた管理会社が随時採択する方針に従って行われます。

すべての場合において、ファンドの純資産価格は、ファンドに帰属するすべての組入証券およびその他の資産の合計からファンドの債務を控除し、ファンドの発行済受益証券の口数で割ることにより決定されます。

トラスト中の各サブ・ファンドに帰属する資産および債務を決定するため、各サブ・ファンドの資産プールは以下の方法で設定されます。

- (a) 各サブ・ファンドの受益証券発行からの手取金は、トラストの帳簿上、当該ファンドのための資産プールに計上され、各サブ・ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上されます。
- (b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、トラストの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加、減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上されます。
- (c) 特定のプールの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させます。
- (d) トラストの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断されない場合、かかる資産や債務は、関連する各サブ・ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプールに帰属させます。
- (e) 各サブ・ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該ファンドの受益証券の純資産価格は、その金額分を減少させるものとします。

評価日において、通信手段の一時的な故障やトラストの投資対象の市場価格が一時的に入手できないという理由により、ファンドの1口当たり純資産価格の決定ができない場合、管理会社は、発行価格および買戻価格の決定のために、直前の評価日に決定された当該ファンドの1口当たり純資産価格を使用することを決定することができます。

純資産総額は、授権された管理会社の役員、代理人または代表者により証明され、かかる証明は、明らかな間違いがない限り、最終的なものとします。

異常な事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価の遂行のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されています。

評価代理人との評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負います。

#### 資産の評価(および販売・買戻し)の停止

管理会社は、以下の場合に、ファンド証券の発行および/または買戻し、ならびに別のサブ・ファンドへのファンド証券の転換権および/またはあらゆるサブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算を一時的に停止することができます。ただし、関連する追補目論見書において追加/除外の規定がない場合に限りです。

- (a) 当該時点でファンドの投資対象の大部分が値付けされている市場または証券取引所が、通常の休日以外の理由で閉鎖されているか、または取引が大幅に制限もしくは停止されている期間。
- (b) 非常・緊急の事態によりファンドの投資対象の売却が現実的でない場合、またはその売却が当該ファンドの受益者に著しく不利益となると考えられる場合。
- (c) ファンドの投資対象の価格または市場もしくは取引所における価格を確定するために通常利用される通信手段が使用不能となった場合。
- (d) 管理会社が大量の受益証券の買戻代金の送金をできない期間、または投資対象の換金もしくは取得に関連する資金の送金もしくは受益証券の買戻代金の支払いを通常の為替レートで行うことができないであろうと管理会社が判断する期間。
- (e) トラストまたはファンドが償還手続中であるか、または償還する可能性がある場合。

(f) 管理会社の支配が及ばない状況が生じ、ファンド証券の取引を継続することが現実的でないまたは受益者にとって不公正となると管理会社が判断する期間。

(g) ファンドの資産の主要部分を表章する投資信託の1口当たり純資産価格の決定が停止している期間。

ファンド証券1口当たり純資産価格の決定を一時的に停止する決定が行われても、同一の状況において別のサブ・ファンド内の資産が同程度の影響を受けていない場合は、必ずしもその別のサブ・ファンドのクラス受益証券に関して同一の決定が下されるわけではありません。

ブラジル金融資本市場における外国投資に適用される可能性のあるブラジル金融取引税率または同税率の上昇は、募集による資金流入に左右される投資により、ファンドの純資産総額に相当の影響を与えることがあります。このような場合、管理会社は、投資運用会社と協議の上、ファンドの受益証券の購入申込みのすべてまたは一部を拒否すること、および/またはファンドの受益証券の発行を一時的に停止することができます。

純資産総額の計算の停止は、本書「受益者に対する開示」に記載の受益者への通知に関する規定の方法で、かかる停止発生後実務的に可能な限り速やかに公表されるものとします。

管理会社は、管理会社の解散事由が発生した場合は直ちにトラストの受益証券の発行を停止できます。ファンド証券1口当たり純資産価格の決定の一時的停止の場合、保有するファンド証券の転換または買戻しを請求した受益者は、実務的に可能な限り速やかにかかる請求の停止を通知され、当該停止の終了時にも早急に通知されるものとします。

## (2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は、受益者の責任において保管されます。ファンド証券の保管を販売会社に委託した日本の投資家のファンド証券またはその確認書は、保管受託銀行に販売会社名義で保管されます。ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

## (3) 【信託期間】

後記「(5) その他 ( ) トラストおよびファンドの償還」記載の事由に基づく早期の償還が行われない場合、

2024年6月28日または管理会社が、投資運用会社と協議の上、随時決定するその後の日、

または

ファンドの全クラスの純資産総額が1,000万米ドルを下回った場合、投資運用会社と協議の上、管理会社の裁量により決定する日に、

ファンドは償還されます。

また、米ドルクラスの純資産総額が1,000万米ドルを、豪ドルクラスの純資産総額が1,000万豪ドルを下回った場合には、投資運用会社と協議の上、管理会社の裁量により、当該クラスを償還する場合があります。

## (4) 【計算期間】

トラストおよびファンドの決算日は、毎年6月30日です。

## (5) 【その他】

## ( ) トラストおよびファンドの償還

トラストは存続期間が無期限で設定されています(ファンドの信託期間は上記(3)のとおりです。)。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、償還することができます。トラストはルクセンブルグ法により要求される場合は、償還することができます。償還通知は、RESEAおよび適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されるものとします。ただし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければなりません。償還される場合には、管理会社は、トラストの資産を受益者の最善の利益に鑑み換金し、保管受託銀行は、管理会社の指示を受け、純清算手取金(すべての償還費用を控除後)を保有するファンド証券数に応じて受益者に分配します。ルクセンブルグ法に定められるように、払戻しのために提出されなかった受益証券についての清算手取金は、時効期間が経過するまでルクセンブルグの供託金庫にて安全に保管されます。

トラストの償還原因となる事由の発生時には、受益証券の発行は即時禁じられ、発行された場合には無効となります。

受益者の平等な扱いが確保できる場合には、受益証券の買戻しの継続は可能です。

受益者、またはその相続人は、トラストおよびファンドの償還を求めることはできません。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、( )いつでもサブ・ファンドを償還することができ、当該サブ・ファンドの受益者は、当該サブ・ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または( )いつでもサブ・ファンドを償還することができ、他のサブ・ファンドに、償還されるサブ・ファンドの資産(監査報告により評価されます。)を譲与し、他のサブ・ファンドの受益証券を、償還されるサブ・ファンド受益者に分配することができます。上記( )の償還および分配は、償還されるサブ・ファンドのサイズ、当該サブ・ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または該当する受益者の最善の利益を確保するためにのみ行うことができます。上記( )の償還の場合、その償還日は郵便、電子メール、ファックスまたは合理的な手段により受益者に通知されます。上記( )のサブ・ファンドの償還または分配の場合、当該サブ・ファンドの全受益者に償還の1か月前に郵便、電子メール、ファックスまたは合理的な手段により通知するものとします。償還日まで、受益者はサブ・ファンドの償還により生じる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができます。

なお受益者への償還金の支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

## ( ) 約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができます。変更は、約款変更関係書類に別途規定されない限り、ルクセンブルグ商業および法人登記所への、変更の預託に関する通知がRESEAに公告された5日後に効力を生じます。

## ( ) 追加ファンドの設立

管理会社は、保管受託銀行の同意を得て、トラストの約款を改正すること、および新しいサブ・ファンドの追補目論見書を作成することにより新しいサブ・ファンドを随時設立することができます。

## ( ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

## 投資運用契約

投資運用契約は、相手方当事者に本契約の終了日の3か月以上前に書面による通知を交付または書留郵便で送付することによって終了させることができます。ただし、一方の当事者が投資運用契約のいずれかの条項に違反した場合には、相手方当事者は、書面による30日以上前の通知をした上で投資運用契約を終了させることができます。ただし、かかる期間内にかかる違反が是正された場合はこの限りではありません。管理会社は、ファンドの受益者の利益にかなうと判断した場合は、直ちに本契約を解約することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

## 保管受託契約

トラストの書面で定められている解約要件に従い、各当事者が相手方当事者に解約の90日(または両方で合意したそれよりも短い期間)以上前に、書面による通知を交付し本契約を解約するまで、保管受託契約による保管受託銀行の選任は効力を有するものとします。

ただし、保管受託銀行または管理会社が本契約または2010年法のパート 、または2013年法に関し重大な違反または継続的な違反をした場合で、当該違反の是正を要請する書面による通知の送達後30日以内に当該違反を是正しない

場合は、管理会社または保管受託銀行は、直ちにまたは追って効力を発生する通知により、同契約を解約することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

#### 投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、同契約を終了することができます。ただし、一方当事者が同契約に関し違反をした場合で、当該違反の是正を要請する書面による通知の送達後30日以内に当該違反を是正しない場合には、相手方当事者は、同契約を解約することができます。管理会社は、ファンドの受益者の利益にかなうと判断した場合は、直ちに本契約を解約することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

#### 代行協会員契約

同契約は、他の契約当事者に対し、( )同契約書記載の所在地宛、3か月前の書面による終了通知がなされるまで(ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社のための日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とします。)、または( )ファンドが終了するまで有効とします。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

#### 受益証券販売・買戻契約

同契約は一方の当事者が他の当事者に対し、同契約書記載の住所宛に書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

#### 評価代理人契約

当事者は、60日以上前までに書面による通知(または相手方当事者が同意する、これよりも短期間の通知)を相手方当事者に行った場合には、いつでもファンドに関して評価代理人契約を終了させることができます。ただし、(a) 評価代理人または管理会社が、評価代理人契約に違反しており、当該違反の是正を要求する通知の送達後30日以内に当該違反を是正しなかった場合、または(b) 評価代理人または管理会社が、清算(相手方当事者が事前に書面により承認した条件に基づく、再編または合併を目的とする任意清算の場合を除きます。)を開始した場合、評価代理人または管理会社は、評価代理人契約を、即時または後に効力を生じる通知をもって、終了させることができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

## 6【受益者の権利等】

### (1)【受益者の権利等】

受益者がファンドに対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければなりません。

従って、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、ファンドに対し直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができます。ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

#### 分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

#### 買戻請求権

受益者は、販売会社を通じてファンド証券の買戻しを管理会社に請求することができます。

#### 残余財産分配請求権

ファンドが償還される場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

(注) 受益者には、約款に基づいた受益者集会を開催する権利はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効します。

### 業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および発行会社代理人、支払代行会社、評価代理人、トラストの監査人、または管理会社により随時任命されたトラストもしくは管理会社のその他の業務提供者に対し、直接的な契約上の権利を一切有しません。2010年法および2013年法に基づき、受益者に対する保管受託銀行の責任は、管理会社を通じて追及されるものとします。受益者がかかる趣旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が当該通知の受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接追及することができます。

#### (2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はありません。

#### (3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはトラストに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

同 廣本 文晴

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

#### (4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 原文の財務書類は、すべてのサブ・ファンドを含めたノムラ・ルクセンブルグ・セレクト全体のものとして作成されています。本書において「投資有価証券明細表」、「投資有価証券の業種別および地域別分布表」は、ファンドに関連する部分のみを抜粋して記載しています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- d. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2021年10月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の中値（1米ドル=113.67円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【2021年6月30日終了年度】

## 【貸借対照表】

結合純資産計算書  
2021年6月30日現在

## ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト

	野村ブラジル債券ファンド		野村短期米国国債ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産				
投資有価証券-時価(注2)	31,874,764	3,623,204	30,699,469	3,489,609
銀行預金	527,336	59,942	658,218	74,820
先渡為替契約に係る未実現利益(注12)	0	0	90,138	10,246
受益証券発行未収金	0	0	63,070	7,169
未収収益	847,821	96,372	0	0
その他の資産	5,438	618	2,926	333
資産合計	33,255,359	3,780,137	31,513,821	3,582,176
負債				
先渡為替契約に係る未実現損失(注12)	0	0	314,127	35,707
受益証券買戻未払金	51,459	5,849	124,961	14,204
未払費用(注8)	114,372	13,001	80,176	9,114
負債合計	165,831	18,850	519,264	59,025
純資産	33,089,528	3,761,287	30,994,557	3,523,151

添付の注記は当財務書類の一部である。

## 結合純資産計算書(続き)

2021年6月30日現在

	結合	
	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券 - 時価(注2)	62,574,233	7,112,813
銀行預金	1,185,554	134,762
先渡為替契約に係る未実現利益(注12)	90,138	10,246
受益証券発行未収金	63,070	7,169
未収収益	847,821	96,372
その他の資産	8,364	951
資産合計	64,769,180	7,362,313
負債		
先渡為替契約に係る未実現損失(注12)	314,127	35,707
受益証券買戻未払金	176,420	20,054
未払費用(注8)	194,548	22,114
負債合計	685,095	77,875
純資産	64,084,085	7,284,438

添付の注記は当財務書類の一部である。

## 結合純資産計算書(続き)

2021年6月30日現在

## ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券数	純資産
米ドル建て毎月分配型(米ドル建て)	4.08	3,544,753口	14,479,236
米ドル建て年1回分配型(米ドル建て)	8.53	513,734口	4,380,317
豪ドル建て毎月分配型(豪ドル建て)	5.69	2,493,111口	14,176,043
豪ドル建て年1回分配型(豪ドル建て)	10.57	449,755口	4,754,348

## ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンド

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券数	純資産
トルコリラ建てクラス(トルコリラ建て)	15.10	16,710,339口	252,382,635
メキシコペソ建てクラス(メキシコペソ建て)	11.30	3,414,282口	38,565,811
日本円建てクラス(円建て)	9,283	100口	928,301

添付の注記は当財務書類の一部である。

## 【損益計算書】

結合運用計算書  
2021年6月30日に終了した年度

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト

	野村ブラジル債券ファンド		野村短期米国国債ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
<b>収益</b>				
債券利息(源泉税控除後)	2,693,670	306,189	0	0
その他の収益	0	0	30	3
収益合計	2,693,670	306,189	30	3
<b>費用</b>				
投資運用報酬(注4)	156,152	17,750	120,383	13,684
代行協会員報酬および販売会社報酬(注7)	242,731	27,591	120,303	13,675
管理事務代行報酬(注6)	31,213	3,548	30,920	3,515
保管報酬(注5)	10,884	1,237	10,315	1,173
コルレス銀行報酬	38,061	4,326	1,204	137
管理報酬(注3)	10,411	1,183	10,033	1,140
法務報酬	9,096	1,034	9,107	1,035
海外登録費用	46,896	5,331	54,908	6,241
現金支出費	3,463	394	3,338	379
専門家報酬	19,117	2,173	25,176	2,862
印刷費および公告費	1,243	141	1,243	141
年次税(注10)	16,980	1,930	16,574	1,884
設立費償却(注2)	0	0	33,604	3,820
その他の費用	9,172	1,043	8,408	956
費用合計	595,419	67,681	445,516	50,642
純投資収益/(損失)	2,098,251	238,508	(445,486)	(50,638)
投資有価証券に係る実現純利益/(損失)(注13)	(3,868,994)	(439,789)	20,161	2,292
外貨および先渡為替契約に係る実現純利益/(損失)	75,915	8,629	(2,375,766)	(270,053)
当期実現純(損失)	(3,793,079)	(431,159)	(2,355,605)	(267,762)
投資有価証券に係る未実現純損益の変動(注13)	3,623,023	411,829	(2,157)	(245)
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動	0	0	(139,558)	(15,864)
当期未実現純利益/(損失)	3,623,023	411,829	(141,715)	(16,109)
運用の結果による純資産の純増加/(減少)	1,928,195	219,178	(2,942,806)	(334,509)

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合運用計算書(続き)  
2021年6月30日に終了した年度

	結合	
	(米ドル)	(千円)
収益		
債券利息(源泉税控除後)	2,693,670	306,189
その他の収益	30	3
収益合計	<u>2,693,700</u>	<u>306,193</u>
費用		
投資運用報酬(注4)	276,535	31,434
代行協会員報酬および販売会社報酬 (注7)	363,034	41,266
管理事務代行報酬(注6)	62,133	7,063
保管報酬(注5)	21,199	2,410
コルレス銀行報酬	39,265	4,463
管理報酬(注3)	20,444	2,324
法務報酬	18,203	2,069
海外登録費用	101,804	11,572
現金支出費	6,801	773
専門家報酬	44,293	5,035
印刷費および公告費	2,486	283
年次税(注10)	33,554	3,814
設立費償却(注2)	33,604	3,820
その他の費用	17,580	1,998
費用合計	<u>1,040,935</u>	<u>118,323</u>
純投資収益/(損失)	<u>1,652,765</u>	<u>187,870</u>
投資有価証券に係る実現純利益/(損失) (注13)	(3,848,833)	(437,497)
外貨および先渡為替契約に係る実現純利益/ (損失)	(2,299,851)	(261,424)
当期実現純(損失)	<u>(6,148,684)</u>	<u>(698,921)</u>
投資有価証券に係る未実現純損益の変動 (注13)	3,620,866	411,584
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動	(139,558)	(15,864)
当期末実現純利益/(損失)	<u>3,481,308</u>	<u>395,720</u>
運用の結果による純資産の純増加/(減少)	<u>(1,014,611)</u>	<u>(115,331)</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合純資産変動計算書  
2021年6月30日に終了した年度

## ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト

	野村ブラジル債券ファンド		野村短期米国国債ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	39,772,600	4,520,951	32,628,435	3,708,874
純投資収益/(損失)	2,098,251	238,508	(445,486)	(50,638)
当期実現純(損失)	(3,793,079)	(431,159)	(2,355,605)	(267,762)
当期末実現純利益/(損失)	3,623,023	411,829	(141,715)	(16,109)
運用の結果による純資産の増加/(減少)	1,928,195	219,178	(2,942,806)	(334,509)
受益証券発行手取金(注11)	32,241	3,665	15,731,496	1,788,199
受益証券買戻支払金(注11)	(6,725,872)	(764,530)	(14,422,568)	(1,639,413)
受益証券取引に係る手取/(支払)純額	(6,693,631)	(760,865)	1,308,928	148,786
受益者への支払分配金(注9)	(1,917,636)	(217,978)	0	0
期末現在純資産	33,089,528	3,761,287	30,994,557	3,523,151

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合純資産変動計算書(続き)  
2021年6月30日に終了した年度

	結合	
	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	72,401,035	8,229,826
純投資収益/(損失)	1,652,765	187,870
当期実現純(損失)	(6,148,684)	(698,921)
当期末実現純利益/(損失)	3,481,308	395,720
運用の結果による純資産の増加/(減少)	(1,014,611)	(115,331)
受益証券発行手取金(注11)	15,763,737	1,791,864
受益証券買戻支払金(注11)	(21,148,440)	(2,403,943)
受益証券取引に係る手取/(支払)純額	(5,384,703)	(612,079)
受益者への支払分配金(注9)	(1,917,636)	(217,978)
期末現在純資産	64,084,085	7,284,438

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合発行済受益証券数変動表  
2021年6月30日に終了した年度  
(未監査)

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド

米ドル建て毎月分配型

期首現在発行済受益証券数	4,299,312
発行受益証券数	4,450
買戻受益証券数	(759,009)
期末現在発行済受益証券数	3,544,753

米ドル建て年1回分配型

期首現在発行済受益証券数	630,764
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(117,030)
期末現在発行済受益証券数	513,734

豪ドル建て毎月分配型

期首現在発行済受益証券数	3,060,446
発行受益証券数	2,650
買戻受益証券数	(569,985)
期末現在発行済受益証券数	2,493,111

豪ドル建て年1回分配型

期首現在発行済受益証券数	492,255
発行受益証券数	500
買戻受益証券数	(43,000)
期末現在発行済受益証券数	449,755

## 結合発行済受益証券数変動表(続き)

2021年6月30日に終了した年度

(未監査)

## ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンド

## トルコリラ建てクラス

期首現在発行済受益証券数	16,077,923
発行受益証券数	8,337,994
買戻受益証券数	(7,705,578)
期末現在発行済受益証券数	16,710,339

## メキシコペソ建てクラス

期首現在発行済受益証券数	3,666,693
発行受益証券数	930,126
買戻受益証券数	(1,182,537)
期末現在発行済受益証券数	3,414,282

## 日本円建てクラス

期首現在発行済受益証券数	100
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	0
期末現在発行済受益証券数	100

統計情報  
2021年6月30日現在  
(無監査)

## ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド

	2021年	2020年	2019年
期末現在純資産(米ドル建て)	33,089,528	39,772,600	67,161,047
米ドル建て毎月分配型(米ドル建て)			
期末現在純資産	14,479,236	17,723,170	31,396,770
期末現在1口当たり純資産価格	4.08	4.12	5.73
米ドル建て年1回分配型(米ドル建て)			
期末現在純資産	4,380,317	5,070,568	9,423,919
期末現在1口当たり純資産価格	8.53	8.04	10.39
豪ドル建て毎月分配型(豪ドル建て)			
期末現在純資産	14,176,043	19,382,684	29,206,478
期末現在1口当たり純資産価格	5.69	6.33	8.64
豪ドル建て年1回分配型(豪ドル建て)			
期末現在純資産	4,754,348	5,378,676	8,339,463
期末現在1口当たり純資産価格	10.57	10.93	13.82

## ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンド

	2021年	2020年	2019年
期末現在純資産(米ドル建て)	30,994,557	32,628,435	16,912,517
トルコリラ建てクラス(トルコリラ建て)			
期末現在純資産	252,382,635	211,632,384	94,310,463
期末現在1口当たり純資産価格	15.10	13.16	11.61
メキシコペソ建てクラス(メキシコペソ建て)			
期末現在純資産	38,565,811	40,375,445	10,182,756
期末現在1口当たり純資産価格	11.30	11.01	10.42
日本円建てクラス(円建て)			
期末現在純資産	928,301	946,995	971,511
期末現在1口当たり純資産価格	9,283	9,470	9,715

[次へ](#)

## ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト

## 財務書類に対する注記

2021年6月30日現在

## 注1 - 組織

トラスト

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてアンブレラ型の共有持分型投資信託 (*fonds commun de placement à compartiments multiples*) としてルクセンブルグ大公国において設定されたノムラ・ルクセンブルグ・セレクト(以下「トラスト」という。)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社 (*société anonyme*) でありルクセンブルグ大公国に登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される、証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体である。トラストの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律(改正済)(「2013年法」)の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

トラストは、異なるクラスの受益証券(各々を「受益証券クラス」という。)を発行することができ、管理会社の取締役会(「取締役会」)が受益証券クラス毎に定めた投資方針に従って個別に投資される。

トラストは、2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法(改正済)(「2010年法」)のパート の規定に準ずる投資信託として適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

トラストは、2014年7月29日付で効力を生じ、2014年8月7日にメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンに公告された約款に準拠して、管理会社によって管理運用されている。

トラストの存続期間は無期限である。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも償還することができる。トラストは、ルクセンブルグの法律により求められる場合には償還される。

ファンド

本書の日付現在、トラストには、ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンドおよびノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンド(各々を「ファンド」という。)という二つのファンドがある。

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド

ファンドの投資目的は、インカム・ゲインの確保と中長期的なキャピタル・ゲインの獲得を目指すことによりトータル・リターンを追求することである。ファンドは、主にブラジル・リアル建債券(国債、ソブリン債(国際機関債を含む。))、準ソブリン債および社債(以下「ブラジル債券」と総称する。)等)からなるアクティブ運用ポートフォリオに投資することで投資目的の達成を目指す。

効率的なポートフォリオ運用を行うため、ファンドは、ブラジル・リアル以外の通貨建ての債券(「非ブラジル・リアル建債」)に投資することができるが、その場合はファンドが非ブラジル・リアル建債について、ブラジル・リアルに対するエクスポージャーを得るノン・デリバラブル・フォワード契約を締結する。

約款および目論見書に記載の事由に基づく早期の償還が行われない場合、ファンドは、以下のいずれかで償還される。

- ・2024年6月28日または管理会社が、投資運用会社と協議の上、随時決定するその後の日
- ・ファンドの全クラスの純資産総額が1,000万米ドルを下回った場合、投資運用会社と協議の上、管理会社の裁量で決定する日。

受益証券クラスは、米ドルクラスの純資産総額が1,000万米ドルを、豪ドルクラスの純資産総額が1,000万豪ドルを下回った場合には、投資運用会社と協議の上、管理会社の裁量により、償還される場合がある。

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンド

ファンドの投資目的は、インカム・ゲインを確保することと中長期的な信託財産の堅実な成長を達成することである。ファンドは、主に短期米国国債からなるポートフォリオに投資することで投資目的の達成を目指す。原則として、ファンドのポートフォリオの米国国債の満期までの残存期間は1年以内とし、ファンドのポートフォリオの加重平均満期は1年以内とする。

ファンドは、各クラスの受益証券の表示通貨に対する可能な限りの間接的なエクスポージャーを得るために、TRYクラス、MXNクラスおよびNクラスに関する一定の為替取引を行う。

約款および目論見書に記載の事由に基づく早期の償還が行われない場合、ファンドは、以下のいずれかで償還される。

- ・2023年6月30日または管理会社が、投資運用会社と協議の上、随時決定するその後の日

・クロージング日(2018年9月5日)から3年経過後に、ファンドの全クラスの純資産総額が3,000万米ドルを下回った場合、投資運用会社と協議の上、管理会社の裁量で決定する日。

受益証券クラスは、クロージング日から3年経過後に、TRYクラスの純資産総額が4,000万トルコリラを、MXNクラスの純資産総額が2億メキシコペソを、Nクラスの純資産総額が1億円を下回った場合には、投資運用会社と協議の上、管理会社の裁量により、償還される場合がある。

## 注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成され、以下の重要な会計方針が含まれている。

### 投資有価証券

- 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の価格により評価される。有価証券が複数の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の価格により評価される。
- 証券取引所に上場されておらずもしくは他の規制ある市場において取引が行われていない、または上記(a)で計算される価格が当該有価証券の公正な価格を反映していない場合には、当該有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格により評価される。かかる市場価格がなかったり、かかる市場価格が当該有価証券の公正な市場価値を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- 各ファンドの組入証券、短期金融商品およびその他の金融証券は、償却原価法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は評価の確実性を提供する一方、償却原価法で決定されるので、評価期間中に証券が売却される場合当該ファンドが受領する価格よりも高額であったり低額であったりする場合がある。かかる評価方法が用いられる場合、当該ファンドの保有ポートフォリオは、市場相場を用いて計算される純資産額と償却原価法で計算される純資産額との乖離が、取締役会によってもしくはその指図に従って定期的に検討される。既存の受益者に重大な希薄化またはその他の不公正な結果が生じる可能性のある乖離が存在すると判定される場合には、管理会社またはその任命する代行会社は、各ファンドの各受益者の受益証券の一部の比例的買戻しによる各ファンドの発行済受益証券数の減少(この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない。)、売買益もしくは損失を実現するための満期前のポートフォリオ証券の売却、またはポートフォリオの平均満期の短縮化、分配の停止、または入手可能な市場相場を用いた1口当たり純資産価格の確定を含む、必要かつ適切とみなされる事後処理を採ることになる。

異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、各ファンド資産の公正な評価のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

評価代理人との評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負う。

### 投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得額を基準に計算される。

### 外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は当該通貨で表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資有価証券に係る実現・未実現純損益に計上される。

2021年6月30日現在の為替レート：

1米ドル = 1.33032 豪ドル	1米ドル = 110.54511 円
1米ドル = 4.95675 ブラジル・リアル	1米ドル = 19.81151 メキシコペソ
1米ドル = 0.84027 ユーロ	1米ドル = 8.69101 トルコリラ

### 結合財務書類

本書は、基準通貨建てで表示された各ファンドの情報と、米ドル建てで表示されたトラストの結合情報で構成されている。

### 設立費

トラストおよびファンドの設立費用は、3年間にわたって償却される。

### 先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

### 注3 - 管理報酬

管理会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。管理会社が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担する。

### 注4 - 投資運用報酬

#### ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド

投資運用会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.45%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。投資運用会社が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担する。

#### ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国公債ファンド

投資運用会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.36%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。投資運用会社が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担する。

### 注5 - 保管報酬

保管受託銀行は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。保管受託銀行が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担する。

保管受託銀行は、いつでも、ファンド資産から報酬が支払われる副保管会社を任命することができる。

### 注6 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.09%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。管理事務代行会社が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担する。

### 注7 - 代行協会員報酬および販売会社報酬

#### ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド

代行協会員は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.70%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。代行協会員が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担する。

販売会社は、代行協会員が代行協会員報酬の中から支払う報酬を受領することができる。

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンド

代行協会員は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.09%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。代行協会員が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担する。

販売会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.27%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。販売会社が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担する。

## 注8 - 未払費用

	ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト		
	野村ブラジル債券ファンド (米ドル)	野村短期米国国債ファンド (米ドル)	結合 (米ドル)
投資運用報酬	35,536	28,782	64,318
代行協会員報酬および販売会社報酬	55,241	28,763	84,004
管理事務代行報酬	7,103	7,192	14,295
保管報酬	2,369	2,399	4,768
管理報酬	2,369	2,399	4,768
現金支出費	788	798	1,586
専門家報酬	6,829	5,968	12,797
年次税	4,137	3,875	8,012
	114,372	80,176	194,548

## 注9 - 分配

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド

管理会社は、投資運用会社と協議の上、ファンドの分配可能なインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインから、また、合理的な分配水準を維持する必要がある場合には、約款の規定に従い、ファンドの未実現キャピタル・ゲインまたは元本部分から、月に1回もしくは年に1回またはその他の中間時点で、分配を宣言することができる。

管理会社は、米ドル建て毎月分配型および豪ドル建て毎月分配型に関しては、毎月12暦日現在の受益者に対して分配を行う意向である。当該日がファンド営業日でない場合、分配は、直前のファンド営業日現在、および/または管理会社が、投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日現在の受益者に対して行われる。

管理会社は、米ドル建て年1回分配型および豪ドル建て年1回分配型に関しては、毎年6月12日現在の受益者に対して分配を行う意向である。当該日がファンド営業日でない場合、分配は、直前のファンド営業日現在、および/または管理会社が、投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日現在の受益者に対して行われる。

2021年6月30日に終了した年度に、ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンドは総額1,917,636米ドルの分配を行った。

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンド

管理会社は、随時、投資運用会社と協議の上、当該クラスに帰属するファンドの分配可能なインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインから、当該クラスの受益者に対して、管理会社が決定する分配を行うことができる。また、管理会社は、投資運用会社と協議の上、合理的な分配水準を維持するために必要であると考えられる場合には、ファンドの未実現キャピタル・ゲインまたは元本部分から分配を行うことを決定することもできる。

管理会社は、TRYクラス、MXNクラスおよびNクラスに関しては、毎年9月12日(以下「分配基準日」という。)および/または管理会社が、投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日現在の受益者に対して年1回の分配を行う予定である。

分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、直前のファンド営業日現在、および/または管理会社が、投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日現在の受益者に対して行われる。

2021年6月30日に終了した年度に、ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンドは、受益者に対して分配を行わなかった。

## 注10 - 税金

ファンドには、税制に関して、ルクセンブルグの法律が課せられる。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドはその純資産に対し年率0.05%の年次税( *taxe d'abonnement* )を課され、四半期毎に計算し支払う。現行法によれば、ファンドおよび受益者(ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。)はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

## 注11 - 申込および買戻しの条件

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド

## 申込

受益証券は、評価日に該当する評価日の受益証券クラスの1口当たり純資産価格に相当する募集価格で発行され、純資産価格の最大2.50%(消費税その他の税金があれば、それらを除いた料率)の販売手数料が加えられる。

受益証券購入申込最低口数は、100口であり、100口を超えた場合、1口の整数倍とする。

受益証券購入申込は、該当する評価日の正午12時(ルクセンブルグ時間)、または管理会社が単独の裁量により随時決定するその他の日および/もしくは時間までに、管理事務代行会社が受領しなければならない。

支払いは、米ドルクラスに関しては米ドル、豪ドルクラスに関しては豪ドルの電信送金により行うものとし、該当する評価日(同日を含む。)から6ファンド営業日以内、または豪ドルクラスに関しては6ファンド営業日目がメルボルンの銀行営業日でない場合にはメルボルンの銀行が営業している直後のファンド営業日、および/または管理会社が単独の裁量により随時決定するその他の日に、受領されなければならない。

## 買戻し

受益証券は評価日に買戻すことができる。

受益証券クラス1口当たり買戻価格は、該当する評価日の当該クラスの1口当たり純資産価格である。

買戻請求は、該当する受益証券クラスの1口単位、または管理会社が単独の裁量により決定するその他の口数とする。

買戻請求は、該当する評価日の正午12時(ルクセンブルグ時間)、または管理会社が単独の裁量により随時決定するその他の日および/もしくは時間までに、管理事務代行会社が受領しなければならない。

受益証券の買戻しに関する送金は、米ドルクラスに関しては米ドル、豪ドルクラスに関しては豪ドルの電信送金により行うものとし、該当する評価日(同日を含む。)から6ファンド営業日以内、または豪ドルクラスに関しては6ファンド営業日目がメルボルンの銀行営業日でない場合にはメルボルンの銀行が営業している直後のファンド営業日、および/または管理会社が単独の裁量により随時決定するその他の日に、受領されなければならない。

ファンドの受益証券買戻しには、買戻手数料はかからない。

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンド

## 申込

受益証券は、評価日に該当する評価日の受益証券クラスの1口当たり純資産価格で発行される。

T R YクラスおよびM X Nクラスの受益証券購入申込最低投資口数はそれぞれ10口以上1口単位、または、管理会社が投資運用会社と協議の上決定する、その他の金額または口数とする(ただし、各クラスの口数は整数でのみ発行される。)

Nクラスの受益証券購入申込最低投資口数は10,000口以上1口単位、または、管理会社が投資運用会社と協議の上決定する、その他の金額または口数とする(ただし、口数は整数でのみ発行される。)

受益証券購入申込は、該当する評価日の正午12時(ルクセンブルグ時間)、または管理会社が単独の裁量により随時決定するその他の日および/もしくは時間までに、管理事務代行会社が受領しなければならない。当該受付終了時間を過ぎて受領された申込は、翌ファンド営業日に受領されたものとみなされる。

支払いはT R Yクラスについてはトルコリラ、M X Nクラスについてはメキシコペソ、Nクラスについては日本円の電信送金により行うものとし、該当する評価日(同日を含む。)から5ファンド営業日以内、T R YクラスおよびM X Nクラスについては5ファンド営業日目が、T R Yクラスについてはイスタンブールの、M X Nクラスについてはメキシコの銀行の営業日でない場合には、それぞれT R Yクラスについてはイスタンブールの、M X Nクラスについてはメキシコの銀行が営業している直後のファンド営業日、および/または管理会社が単独の裁量により随時決定するその他の日に、受領されなければならない。

## 買戻し

受益証券は評価日に買戻すことができる。

受益証券クラス1口当たり買戻価格は、該当する評価日の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

買戻請求は、該当する受益証券クラスの1口単位、または管理会社が投資運用会社と協議の上決定するその他の口数とする。

買戻請求は、該当する評価日の正午12時(ルクセンブルグ時間)、または管理会社が単独の裁量により随時決定するその他の日および/もしくは時間までに、管理事務代行会社が受領していなければならない。

受益証券の買戻しに関する送金は、電信送金により、TRYクラスについてはトルコリラで、MXNクラスについてはメキシコペソで、Nクラスについては日本円で該当する評価日(同日を含む。)から5ファンド営業日以内、TRYクラスおよびMXNクラスについては5ファンド営業日目が、TRYクラスについてはイスタンブールの、MXNクラスについてはメキシコの銀行の営業日でない場合には、それぞれTRYクラスについてはイスタンブールの、MXNクラスについてはメキシコの銀行が営業している直後のファンド営業日、および/または管理会社が投資運用会社と協議の上随時決定するその他の日に、実施されなければならない。

#### 注12 - 先渡為替契約

2021年6月30日現在、ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンドは、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現(損)益 (米ドル)
トルコリラ	1,323,472	米ドル	151,096	2021年7月8日	532
トルコリラ	1,327,449	米ドル	151,096	2021年7月14日	497
トルコリラ	1,336,876	米ドル	151,096	2021年7月28日	420
トルコリラ	1,341,636	米ドル	151,096	2021年8月4日	412
米ドル	70,942	トルコリラ	598,926	2021年7月8日	2,324
米ドル	66,521	トルコリラ	576,001	2021年7月8日	530
米ドル	11,094	トルコリラ	95,433	2021年7月8日	161
米ドル	58,034	トルコリラ	512,780	2021年8月4日	127
米ドル	10,693	トルコリラ	92,378	2021年7月8日	110
米ドル	40,169	トルコリラ	353,584	2021年7月28日	95
米ドル	12,854	メキシコペソ	255,154	2021年7月14日	(2)
米ドル	4,783	トルコリラ	41,925	2021年7月14日	(4)
米ドル	10,481	トルコリラ	91,860	2021年7月14日	(9)
米ドル	2,529	トルコリラ	22,201	2021年7月8日	(14)
米ドル	18,477	トルコリラ	162,008	2021年7月14日	(24)
米ドル	5,498	トルコリラ	48,295	2021年7月8日	(35)
米ドル	12,754	トルコリラ	113,130	2021年7月28日	(67)
米ドル	82,850	トルコリラ	733,396	2021年7月28日	(270)
米ドル	22,884	トルコリラ	202,875	2021年7月14日	(284)
米ドル	42,414	トルコリラ	372,761	2021年7月8日	(293)
米ドル	32,064	トルコリラ	283,734	2021年7月14日	(338)
トルコリラ	62,909,733	米ドル	7,145,266	2021年7月14日	39,004
トルコリラ	62,651,973	米ドル	7,037,575	2021年8月4日	37,619
メキシコペソ	9,459,148	米ドル	473,811	2021年7月8日	3,163
メキシコペソ	9,766,307	米ドル	489,325	2021年7月14日	2,768
メキシコペソ	9,589,983	米ドル	480,965	2021年7月28日	1,380
トルコリラ	1,433,548	米ドル	161,944	2021年7月28日	529
トルコリラ	112,575	米ドル	12,721	2021年7月14日	134

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現(損)益 (米ドル)
トルコリラ	179,127	米ドル	20,411	2021年7月8日	111
メキシコペソ	9,613,502	米ドル	483,035	2021年8月4日	70
トルコリラ	116,108	米ドル	13,090	2021年7月28日	69
トルコリラ	15,495	米ドル	1,747	2021年7月14日	22
トルコリラ	122,359	米ドル	13,955	2021年7月14日	18
トルコリラ	20,804	米ドル	2,368	2021年7月8日	15
トルコリラ	13,234	米ドル	1,505	2021年7月8日	10
トルコリラ	75,000	米ドル	8,557	2021年7月14日	8
メキシコペソ	2,438	米ドル	118	2021年7月8日	5
トルコリラ	31,050	米ドル	3,542	2021年7月14日	3
メキシコペソ	2,761	米ドル	137	2021年7月8日	2
メキシコペソ	8,591	米ドル	433	2021年7月8日	0
日本円	932,720	米ドル	8,446	2021年7月26日	(7)
トルコリラ	33,383	米ドル	3,881	2021年7月8日	(56)
トルコリラ	284,107	米ドル	32,154	2021年8月4日	(71)
トルコリラ	502,944	米ドル	57,137	2021年7月28日	(135)
トルコリラ	177,769	米ドル	20,530	2021年7月8日	(164)
トルコリラ	54,119	米ドル	6,410	2021年7月8日	(210)
トルコリラ	63,618,987	米ドル	7,348,618	2021年7月8日	(59,876)
トルコリラ	62,108,479	米ドル	7,291,414	2021年7月28日	(252,268)
					<u>(223,989)</u>

金額は四捨五入され、1ドル未満の金額は0と表示されている。

#### 注13 - 投資有価証券に係る実現 / 未実現損益の内訳

ファンドの運用計算書に記載されている、2021年6月30日に終了した年度の投資有価証券に係る実現 / 未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

	ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト		結合 (米ドル)
	野村ブラジル 債券ファンド (米ドル)	野村短期米国 国債ファンド (米ドル)	
投資有価証券に係る実現利益	2,704,854	20,161	2,725,015
投資有価証券に係る実現損失	(6,573,848)	0	(6,573,848)
投資有価証券に係る実現純利益 / (損失)	<u>(3,868,994)</u>	<u>20,161</u>	<u>(3,848,833)</u>
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
投資有価証券に係る未実現利益の変動	4,084,680	61	4,084,741
投資有価証券に係る未実現損失の変動	(461,657)	(2,218)	(463,875)
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	<u>3,623,023</u>	<u>(2,157)</u>	<u>3,620,866</u>

#### 注14 - 取引費用

##### ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2021年6月30日に終了した年度中に、投資有価証券の売買に関して、ファンドが計上した取引費用はなかった。

##### ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンド

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2021年6月30日に終了した年度中に、投資有価証券の売買に関して、ファンドが計上した取引費用はなかった。

#### 注15 - 重要事象

2020年初頭以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行が世界経済や金融市場に悪影響を与え、大きな変動を引き起こしている。

COVID-19の流行がトラストの投資先の財務実績に与える影響は、流行の続く期間や拡大、ならびに関連する勧告や制限を含む今後の展開次第である。これらの展開とCOVID-19が金融市場および経済全体に及ぼす影響は、不確実性が高く、予測することはできない。金融市場および/または経済全体への影響が長期に及ぶ場合、トラストの将来の投資成果は重大な悪影響を受ける可能性がある。

このような状況の中、管理会社は、ウイルス拡大の抑制に向けた各国政府の取り組みを継続的に注視しており、トラストのパフォーマンスに与える潜在的な経済的影響をモニターしている。

トラストは、投資方針および目論見書に従った通常の運用を継続することができる十分な能力がある。ファンドの未監査の純資産価額は日次で入手可能である。

## 【投資有価証券明細表等】

## ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド

## 投資有価証券明細表

2021年6月30日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額 <sup>(1)</sup>	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券					
ブラジル					
国債					
BRL	26,100	NOTA TESOURO NACL 10% 01/01/23	8,214,856	5,467,914	16.52
BRL	22,000	NOTA TESOURO NACL 10% 01/01/27	6,368,261	4,714,869	14.25
BRL	21,000	NOTA TESOURO NACL 10% 01/01/25	6,224,060	4,479,709	13.54
BRL	10,000	BRAZIL NTN-F 10.0000% 01/01/29	2,989,595	2,148,288	6.49
BRL	7,000	BRAZIL NTN-F 10.0000% 01/01/31	1,507,442	1,494,010	4.52
BRL	3,000	BRAZIL-LTN 0.0000% 01/07/22	580,568	567,729	1.72
			<u>25,884,782</u>	<u>18,872,519</u>	<u>57.04</u>
		ブラジル合計	<u>25,884,782</u>	<u>18,872,519</u>	<u>57.04</u>
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券合計					
			<u>25,884,782</u>	<u>18,872,519</u>	<u>57.04</u>
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
ブラジル					
国債					
BRL	40,400	BRAZIL-LTN 0% 01/01/24	6,502,522	6,740,576	20.37
BRL	35,000	BRAZIL-LTN 0% 01/07/23	6,955,456	6,101,853	18.44
BRL	1,000	BRAZIL-LTN 0% 01/07/24	143,427	159,816	0.48
			<u>13,601,405</u>	<u>13,002,245</u>	<u>39.29</u>
		ブラジル合計	<u>13,601,405</u>	<u>13,002,245</u>	<u>39.29</u>
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計					
			<u>13,601,405</u>	<u>13,002,245</u>	<u>39.29</u>
投資有価証券合計			<u>39,486,187</u>	<u>31,874,764</u>	<u>96.33</u>

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

通貨のBRLはブラジル・リアルを表す。

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド

## 投資有価証券の業種別および地域別分布表

2021年6月30日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
ブラジル	
中央、州、地方政府	96.33
	<u>96.33</u>
投資合計	<u>96.33</u>

[次へ](#)

## NOMURA LUXEMBOURG SELECT

Combined Statements of Net Assets  
as of June 30, 2021

	<i>Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund</i>	<i>Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>USD</i>	<i>USD</i>
<b>ASSETS</b>			
Investment in securities at market value (note 2)	31,874,764	30,699,469	62,574,233
Cash at banks	527,336	658,218	1,185,554
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts (note 12)	0	90,138	90,138
Receivable for subscriptions	0	63,070	63,070
Accrued income	847,821	0	847,821
Other assets	5,438	2,926	8,364
<b>Total Assets</b>	<b>33,255,359</b>	<b>31,513,821</b>	<b>64,769,180</b>
<b>LIABILITIES</b>			
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts (note 12)	0	314,127	314,127
Payable for repurchases	51,459	124,961	176,420
Accrued expenses (note 8)	114,372	80,176	194,548
<b>Total Liabilities</b>	<b>165,831</b>	<b>519,264</b>	<b>685,095</b>
<b>NET ASSETS</b>	<b>33,089,528</b>	<b>30,994,557</b>	<b>64,084,085</b>

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

## NOMURA LUXEMBOURG SELECT

## Combined Statements of Net Assets (continued)

as of June 30, 2021

*Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund*

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
USD-M Class (in USD)	4.08	3,544,753	14,479,236
USD-A Class (in USD)	8.53	513,734	4,380,317
AUD-M Class (in AUD)	5.69	2,493,111	14,176,043
AUD-A Class (in AUD)	10.57	449,755	4,754,348

*Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund*

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
TRY Class (in TRY)	15.10	16,710,339	252,382,635
MXN Class (in MXN)	11.30	3,414,282	38,565,811
N Class (in JPY)	9,283	100	928,301

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

## NOMURA LUXEMBOURG SELECT

Combined Statements of Operations  
for the year ended June 30, 2021

	<i>Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund</i>	<i>Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>USD</i>	<i>USD</i>
<b>INCOME</b>			
Interest on bonds (net of withholding tax)	2,693,670	0	2,693,670
Other income	0	30	30
<b>Total Income</b>	<b>2,693,670</b>	<b>30</b>	<b>2,693,700</b>
<b>EXPENSES</b>			
Investment Manager fees (note 4)	156,152	120,383	276,535
Agent Company and Distributor fees (note 7)	242,731	120,303	363,034
Administrative Agent fees (note 6)	31,213	30,920	62,133
Depositary fees (note 5)	10,884	10,315	21,199
Correspondent bank fees	38,061	1,204	39,265
Management Company fees (note 3)	10,411	10,033	20,444
Legal fees	9,096	9,107	18,203
Overseas registration fees	46,896	54,908	101,804
Out-of-pocket expenses	3,463	3,338	6,801
Professional fees	19,117	25,176	44,293
Printing and publication fees	1,243	1,243	2,486
Subscription tax (note 10)	16,980	16,574	33,554
Amortisation of formation expenses (note 2)	0	33,604	33,604
Other expenses	9,172	8,408	17,580
<b>Total Expenses</b>	<b>595,419</b>	<b>445,516</b>	<b>1,040,935</b>
<b>NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)</b>	<b>2,098,251</b>	<b>(445,486)</b>	<b>1,652,765</b>
Net realised profit/(loss) on investments (note 13)	(3,868,994)	20,161	(3,848,833)
Net realised profit/(loss) on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts	75,915	(2,375,766)	(2,299,851)
<b>NET REALISED (LOSS) FOR THE YEAR</b>	<b>(3,793,079)</b>	<b>(2,355,605)</b>	<b>(6,148,684)</b>
Change in net unrealised result on investments (note 13)	3,623,023	(2,157)	3,620,866
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts	0	(139,558)	(139,558)
<b>NET UNREALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR</b>	<b>3,623,023</b>	<b>(141,715)</b>	<b>3,481,308</b>
<b>NET INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS</b>	<b>1,928,195</b>	<b>(2,942,806)</b>	<b>(1,014,611)</b>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## NOMURA LUXEMBOURG SELECT

Combined Statements of Changes in Net Assets  
for the year ended June 30, 2021

	<i>Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund</i>	<i>Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>USD</i>	<i>USD</i>
Net assets at the beginning of the year	39,772,600	32,628,435	72,401,035
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	2,098,251	(445,486)	1,652,765
NET REALISED (LOSS) FOR THE YEAR	(3,793,079)	(2,355,605)	(6,148,684)
NET UNREALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	3,623,023	(141,715)	3,481,308
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	1,928,195	(2,942,806)	(1,014,611)
Proceeds from subscriptions of units (note 11)	32,241	15,731,496	15,763,737
Payments for repurchase of units (note 11)	(6,725,872)	(14,422,568)	(21,148,440)
NET PROCEEDS/(PAYMENTS) FOR UNIT TRANSACTIONS	(6,693,631)	1,308,928	(5,384,703)
Dividend paid to unit holders (note 9)	(1,917,636)	0	(1,917,636)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	33,089,528	30,994,557	64,084,085

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

## NOMURA LUXEMBOURG SELECT

---

 Combined Statements of Changes in Units Outstanding  
 for the year ended June 30, 2021  
 (Unaudited)
*Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund*

## USD-M Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	4,299,312
Number of units issued	4,450
Number of units repurchased	(759,009)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	3,544,753
	<hr/> <hr/>

## USD-A Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	630,764
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(117,030)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	513,734
	<hr/> <hr/>

## AUD-M Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	3,060,446
Number of units issued	2,650
Number of units repurchased	(569,985)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	2,493,111
	<hr/> <hr/>

## AUD-A Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	492,255
Number of units issued	500
Number of units repurchased	(43,000)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	449,755
	<hr/> <hr/>

## NOMURA LUXEMBOURG SELECT

## Combined Statements of Changes in Units Outstanding (continued)

for the year ended June 30, 2021

*(Unaudited)**Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund*

## TRY Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	16,077,923
Number of units issued	8,337,994
Number of units repurchased	(7,705,578)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	16,710,339
	<hr/> <hr/>

## MXN Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	3,666,693
Number of units issued	930,126
Number of units repurchased	(1,182,537)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	3,414,282
	<hr/> <hr/>

## N Class

Number of units outstanding at the beginning of the year	100
Number of units issued	0
Number of units repurchased	0
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	100
	<hr/> <hr/>

## NOMURA LUXEMBOURG SELECT

## Statistical Information

as at June 30, 2021

(Unaudited)

*Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund*

	2021	2020	2019
Net Assets at the end of the year (in USD)	33,089,528	39,772,600	67,161,047
USD-M Class (in USD)			
Net Assets at the end of the year	14,479,236	17,723,170	31,396,770
Net Asset Value per unit at the end of the year	4.08	4.12	5.73
USD-A Class (in USD)			
Net Assets at the end of the year	4,380,317	5,070,568	9,423,919
Net Asset Value per unit at the end of the year	8.53	8.04	10.39
AUD-M Class (in AUD)			
Net Assets at the end of the year	14,176,043	19,382,684	29,206,478
Net Asset Value per unit at the end of the year	5.69	6.33	8.64
AUD-A Class (in AUD)			
Net Assets at the end of the year	4,754,348	5,378,676	8,339,463
Net Asset Value per unit at the end of the year	10.57	10.93	13.82

*Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund*

	2021	2020	2019
Net Assets at the end of the year (in USD)	30,994,557	32,628,435	16,912,517
TRY Class (in TRY)			
Net Assets at the end of the year	252,382,635	211,632,384	94,310,463
Net Asset Value per unit at the end of the year	15.10	13.16	11.61
MXN Class (in MXN)			
Net Assets at the end of the year	38,565,811	40,375,445	10,182,756
Net Asset Value per unit at the end of the year	11.30	11.01	10.42
N Class (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	928,301	946,995	971,511
Net Asset Value per unit at the end of the year	9,283	9,470	9,715

[次へ](#)

## NOMURA LUXEMBOURG SELECT

Notes to the Financial Statements as at June 30, 2021

## Note 1 - Organisation

The Trust

Nomura Luxembourg Select (hereinafter referred to as the “ Trust ” ), organised in and under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as an umbrella mutual investment fund ( *fonds commun de placement à compartiments multiples* ), is an unincorporated co-proprietorship of securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the “ Unitholders ” ) by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the “ Management Company ” ), a *société anonyme* incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in the Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Trust are segregated from those of the Management Company and from those of other investment funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers, as amended (the “ 2013 Law ” ).

The Trust may issue different classes of Units (each a “ Class of Units ” ), the issue proceeds of which will be separately invested pursuant to investment policies fixed by the board of directors of the Management Company (the “ Board of Directors ” ) for each Class of Units.

The Trust qualifies as an undertaking for collective investment regulated by the provisions of part II of the Luxembourg law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the “ 2010 Law ” ), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The Trust is managed by the Management Company in accordance with the Management Regulations which became effective on July 29, 2014 and were published on August 7, 2014 in the *Mémorial C, Recueil des Sociétés et Associations*.

The Trust has been established for an undetermined period. The Trust may be dissolved at any time by agreement between the Management Company and the Depositary. The Trust will be dissolved in any cases required under Luxembourg law.

The Funds

At the date of this report, there are two existing Funds (individually known as a “ Fund ” ) under the Trust: Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund and Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund.

*Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund*

The investment objective of the Fund is to pursue total return by seeking to obtain income gains as well as medium to long-term capital gains. The Fund seeks to achieve its objective principally by investing in an actively managed portfolio consisting primarily of Brazilian Real-denominated bonds including, but not limited to, government bonds, sovereign bonds (including supranational bonds), quasi-sovereign bonds and corporate bonds (hereinafter, collectively referred to as “ Brazilian Bonds ” ).

For efficient portfolio management, the Fund may invest in bonds denominated in other currency than Brazilian Real ( “ Non Brazilian Real Bonds ” ) provided that the Fund enters into non deliverable forward contracts to gain exposure to Brazilian Real for such Non Brazilian Real Bonds.

Unless terminated earlier in accordance with the circumstances set forth in the Management Regulations and the Prospectus, the Fund will terminate either:

- on June 28, 2024 or such later date as the Management Company, after consultation with the Investment Manager, may, from time to time, determine; or
- at any time at the discretion of the Management Company, after consultation with the Investment Manager, in the event that the aggregate value of the Net Asset Value of all Classes of Units of the Fund falls below USD 10,000,000.

A Class of Units may be terminated at the discretion of the Management Company, after consultation with the Investment Manager, in the event that the Net Asset Value attributable to such Class falls below USD 10,000,000 (for the USD Classes) or AUD 10,000,000 (for the AUD Classes).

#### *Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund*

The investment objective of the Fund is to obtain income gains and to achieve a consistent growth of its assets over the medium to long-term horizon. The Fund seeks to achieve its objective principally by investing in a portfolio consisting primarily of short-term obligations of the U.S. Treasury. In principle, the residual maturities of U.S. Treasury obligations in the Fund's portfolio do not exceed one year. In principle, the weighted average maturity of the Fund's portfolio does not exceed one year.

The Fund will enter into certain Currency Transactions for the TRY Class, the MXN Class and the N Class in order to gain the indirect exposure to the extent possible to the reference currency of each Class of Units.

Unless terminated earlier in accordance with the circumstances set forth in the Management Regulations and the Prospectus, the Fund will terminate either:

- on June 30, 2023 or such later date as the Management Company, after consultation with the Investment Manager, may, from time to time, determine; or
- at any time following the third anniversary of the Closing Date (September 5, 2018) at the discretion of the Management Company, after consultation with the Investment Manager, in the event that the aggregate value of the Net Asset Value of all Classes of Units of the Fund falls below USD 30,000,000.

A Class of Units may be terminated at the discretion of the Management Company, after consultation with the Investment Manager, in the event that the Net Asset Value attributable to such Class falls below TRY 40,000,000 (for the TRY Class), MXN 200,000,000 (for the MXN Class) and JPY 100,000,000 (for the N Class) at any time after the third anniversary after the Closing Date.

#### Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

##### *INVESTMENTS IN SECURITIES*

- (a) securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market will be valued at the last available price on such stock exchange or market. If a security is listed or traded on several stock exchanges or markets, the last available price on the stock exchange or any other regulated market which constitutes the main market for such securities, will be used;
- (b) securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market, or securities for which the price determined under (a) above is not representative of their fair value, will be valued at their last available market price; if there is no such market price, or if such market price is not representative of the securities' fair market value, they will be valued prudently and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices;
- (c) portfolio securities and money market instruments and other instruments of each Fund are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to

maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Fund would receive if it sold the instrument. If such valuation method is used, such Fund's portfolio holdings will be periodically reviewed by or under the direction of the Board of Directors to determine whether a deviation exists between the Net Asset Value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to Unitholders of existing Unitholders, the Management Company, or its appointed agents, will take such corrective action as is regarded as necessary and appropriate, including the reduction of the number of outstanding Units of each Fund by the proportionate repurchase of certain of the Units of each Unitholder of each Fund (upon which repurchase no sum would be repayable to the Unitholder), the sale of portfolio instruments prior to maturity to realise capital gains or losses or shortening of average portfolio maturity, withholding dividends or establishing a Net Asset Value per Unit by using available market quotations;

In the event that extraordinary circumstances render such a valuation impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of each Fund.

It shall be the responsibility of the Management Company to ensure that the contractual arrangements for the performance of the valuation functions by the Valuation Agent are in compliance with the 2013 Law.

#### *INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME*

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

#### *CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES*

The Funds maintain their accounting records in US Dollars ( " USD " ) and their financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Funds don't isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at June 30, 2021:

1 USD = 1.33032 AUD	1 USD = 110.54511 JPY
1 USD = 4.95675 BRL	1 USD = 19.81151 MXN
1 USD = 0.84027 EUR	1 USD = 8.69101 TRY

#### COMBINED FINANCIAL STATEMENTS

This report contains individual information on each Fund expressed in the base currency of the Fund and consolidated information on the Trust expressed in USD.

#### FORMATION EXPENSES

The costs incurred in the setting-up of the Trust and its Funds are amortised over a period of three years.

#### FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Unrealised gains are reported as an asset and unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

#### Note 3 - Management Company fees

The Management Company is entitled to receive a fee payable in USD, quarterly in arrears, out of the assets of the Funds, on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, at an annual rate of 0.03% of the average of the daily Net Asset Values of such Funds during the relevant quarter. Any reasonable disbursement and out-of-pocket expenses incurred by the Management Company will be borne by the Funds.

#### Note 4 - Investment Manager fees

##### *Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund*

The Investment Manager is entitled to receive a fee payable in USD, quarterly in arrears, out of the assets of the Fund, on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, at an annual rate of 0.45% of the average of the daily Net Asset Values of the Fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursement and out-of-pocket expenses incurred by the Investment Manager will be borne by the Fund.

##### *Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund*

The Investment Manager is entitled to receive a fee payable in USD, quarterly in arrears, out of the assets of the Fund, on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, at an annual rate of 0.36% of the average of the daily Net Asset Values of the Fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursement and out-of-pocket expenses incurred by the Investment Manager will be borne by the Fund.

#### Note 5 - Depositary fees

The Depositary is entitled to receive a fee payable in USD, quarterly in arrears, out of the assets of the Funds, on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, at an annual rate of 0.03% of the average of the daily Net Asset Values of the Funds during the relevant quarter. Any reasonable disbursement and out-of-pocket expenses incurred by the Depositary will be borne by the Funds.

The Depositary may appoint at any time Sub-Custodians whose fees shall be paid out of the assets of the Funds.

## Note 6 - Administrative Agent fees

The Administrative Agent is entitled to receive a fee payable in USD, quarterly in arrears, out of the assets of the Funds, on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, at an annual rate of 0.09% of the average of the daily Net Asset Values of the Funds during the relevant quarter. Any reasonable disbursement and out-of-pocket expenses incurred by the Administrative Agent will be borne by the Funds.

## Note 7 - Agent Company fees and Distributor fees

*Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund*

The Agent Company is entitled to receive a fee payable in USD, quarterly in arrears, out of the assets of the Fund, on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, at an annual rate of 0.70% of the average of the daily Net Asset Values of the Fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursement and out-of-pocket expenses incurred by such agent will be borne by the Fund.

The Distributor may receive a fee payable by the Agent Company out of the Agent Company Fee.

*Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund*

The Agent Company is entitled to receive a fee payable in USD, quarterly in arrears, out of the assets of the Fund, on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, at an annual rate of 0.09% of the average of the daily Net Asset Values of the Fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursement and out-of-pocket expenses incurred by the Agent Company will be borne by the Fund.

The Distributor is entitled to receive a fee payable in USD, quarterly in arrears, out of the assets of the Fund, on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, at an annual rate of 0.27% of the average of the daily Net Asset Values of the Fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursement and out-of-pocket expenses incurred by the Distributor will be borne by the Fund.

## Note 8 - Accrued expenses

	<i>Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund</i>	<i>Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>USD</i>	<i>USD</i>
Investment Manager fees	35,536	28,782	64,318
Agent Company fees and Distributor fees	55,241	28,763	84,004
Administrative Agent fees	7,103	7,192	14,295
Depository fees	2,369	2,399	4,768
Management Company fees	2,369	2,399	4,768
Out-of-pocket expenses	788	798	1,586
Professional fees	6,829	5,968	12,797
Subscription tax	4,137	3,875	8,012
	<u>114,372</u>	<u>80,176</u>	<u>194,548</u>

## Note 9 - Distributions

*Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund*

The Management Company may, after consultation with the Investment Manager, declare monthly or annually or any other interim distributions out of the investment income of the Fund available for distribution as well as out of net realised capital gains of the Fund and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of unrealised capital gains or capital of the Fund in accordance with the provisions of the Management Regulations.

The Management Company intends to make a monthly distribution to Unitholders as of the 12<sup>th</sup> calendar day of each month with respect to the USD-M Class and the AUD-M Class. If such day is not a Business Day, the distribution will be made to Unitholders as of the immediately preceding Business Day, and/or such other day or days as the Management Company may, in consultation with the Investment Manager, from time to time determine.

The Management Company intends to make an annual distribution to Unitholders as of the June 12 of each year with respect to the USD-A Class and the AUD-A Class. If such day is not a Business Day, the distribution will be made to Unitholders as of the immediately preceding Business Day, and/or such other day or days as the Management Company may, in consultation with the Investment Manager, from time to time determine.

During the year ended June 30, 2021, the Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund distributed a total amount of USD 1,917,636.

*Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund*

The Management Company may from time to time, after consultation with the Investment Manager, make such distributions to Unitholders of the relevant Class as it may determine out of the investment income of the Fund attributable to such Class and available for distribution as well as out of net realised capital gains of the Fund attributable to such Class. The Management Company, after consultation with the Investment Manager, may also, if it considers it necessary in order to maintain a reasonable level of distributions, determine to make distributions out of unrealised capital gains or capital of the Fund.

The Management Company intends to make an annual distribution to Unitholders as of the September 12 of each year (the "Record Date"), with respect to the TRY Class, MXN Class and N Class and/or such other day or days as the Management Company may, in consultation with the Investment Manager, from time to time determine.

If any of the Record Date is not a Business Day, the distribution will be made to Unitholders as of the immediately preceding Business Day, and/or such other day or days as the Management Company may, in consultation with the Investment Manager, from time to time determine.

During the year ended June 30, 2021, the Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund did not distribute any dividend to Unitholders.

## Note 10 - Taxation

The Funds are subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Funds are subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on their net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Funds nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Funds collect the income received from the securities in their portfolios after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

## Note 11 - Terms of subscriptions and repurchases

*Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund*Subscriptions

Units are issued on each Valuation Day at an offering price equal to the Net Asset Value per Unit of the relevant class of Units on the relevant Valuation Day plus a sales charge of up to 2.50% (exclusive of consumption or other taxes if any) of the Net Asset Value per Unit on each Valuation Day.

The minimum number for the application for any purchase of Units is 100 Units with amounts in excess of 100 Units, being in integral multiples of 1 Unit.

Applications for the purchase of Units must be received by the Administrative Agent no later than 12:00 noon (Luxembourg time) on the relevant Valuation Day, or such other day and/or time as the Management Company may, in its sole discretion, determine from time to time.

Payment shall be made by wire transfer in USD in respect of the USD Classes, in Australian Dollars in respect of the AUD Classes and must be received within 6 Business Days from (and including) the relevant Valuation Day, or, in respect of the AUD Classes, if the sixth Business Day is not a day on which banks in Melbourne are open for business, the immediately following Business Day on which banks in Melbourne are open for business, and/or such other date or dates as the Management Company may, in its sole discretion, from time to time determine.

Repurchases

Units may be repurchased on each Valuation Day.

The repurchase price per a Class of Units shall be equal to the Net Asset Value per such Class on the relevant Valuation Day.

The application for any repurchase shall be in multiples of 1 Unit of the relevant class of Units or such other number of Units of the relevant class of Units as the Management Company may, in its sole discretion, determine.

The repurchase request should be received by the Administrative Agent no later than 12:00 noon (Luxembourg time) on the relevant Valuation Day, or such other day and/or time as the Management Company may, in its sole discretion, determine from time to time.

Remittances in respect of repurchases of Units shall be made by wire transfer in USD in respect of the USD Classes, in Australian Dollars in respect of the AUD Classes within 6 Business Days from (and including) the relevant Valuation Day, or, in respect of the AUD Classes, if the sixth Business Day is not a day on which banks in Melbourne are open for business, the immediately following Business Day on which banks in Melbourne are open for business and/or such other date or dates as the Management Company may, in its sole discretion, from time to time determine.

The repurchases of Units in the Fund are not subject to any repurchase fees.

*Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund*Subscriptions

Units are issued on each Valuation Day at an offering price equal to the Net Asset Value per Unit of the relevant Class of Units on the relevant Valuation Day.

The minimum investment for the application for any purchase of Units is 10 Units for the TRY Class and the MXN Class and thereafter in integral multiples of 1 Unit, or such other amount or number of Units of the relevant Class the Management Company may, after consultation with the Investment Manager, determine, provided that Units of each Class will only be issued in whole numbers.

The minimum investment for the application for any purchase of Units is 10,000 Units for the N Class and thereafter in integral multiples of 1 Unit, or such other amount or number of Units of the N Class the Management Company may, after consultation with the Investment Manager, determine, provided that Units of each Class will only be issued in whole numbers.

Applications for the purchase of Units must be received by the Administrator no later than 12:00 noon (Luxembourg time) on the relevant Valuation Day, or such other day and/or time as the Management Company may, in its sole discretion, determine from time to time. Any application received after such cut-off time is deemed to be accepted in respect of the following Business Day.

Payment shall be made by wire transfer in TRY in respect of the TRY Class, in MXN in respect of the MXN Class and in JPY in respect of the N Class and must be received within 5 Business Days from (and including) the relevant Valuation Day, provided that if the fifth Business Day is not a day on which banks are open for business respectively for TRY Class in Istanbul and for MXN Class in Mexico, the immediately following Business Day on which banks are open for business respectively for TRY Class in Istanbul and for MXN Class in Mexico, and/or such other day or days as the Management Company may, in its sole discretion, determine from time to time.

#### Repurchases

Units may be repurchased on each Valuation Day.

The repurchase price per a Class of Units shall be equal to the Net Asset Value per Unit of such Class on the relevant Valuation Day.

The application for any repurchase shall be in multiples of 1 Unit of the relevant Class of Units or such other number of Units of the relevant Class of Units as the Management Company may, after consultation with the Investment Manager, determine.

The repurchase request should be received by the Administrator no later than 12:00 noon (Luxembourg time) on the relevant Valuation Day, or such other day and/or time as the Management Company may, in its sole discretion, determine from time to time.

Remittances in respect of repurchases of Units shall be made by wire transfer in TRY in respect of the TRY Class, in MXN in respect of the MXN Class and in JPY in respect of the N Class within 5 Business Days from (and including) the relevant Valuation Day, provided that if the fifth Business Day is not a day on which banks are open for business respectively for TRY Class in Istanbul and for MXN Class in Mexico, the immediately following Business Day on which banks are open for business respectively for TRY Class in Istanbul and for MXN Class in Mexico, and/or such other date or dates as the Management Company, after consultation with the Investment Manager, may from time to time determine.

#### Note 12 - Forward foreign exchange contracts

As at June 30, 2021, Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
-----------------	---------------	---------------	-------------	---------------	---------------------------------

TRY	1,323,472	USD	151,096	July 08, 2021	532
TRY	1,327,449	USD	151,096	July 14, 2021	497
TRY	1,336,876	USD	151,096	July 28, 2021	420
TRY	1,341,636	USD	151,096	August 04, 2021	412
USD	70,942	TRY	598,926	July 08, 2021	2,324
USD	66,521	TRY	576,001	July 08, 2021	530
USD	11,094	TRY	95,433	July 08, 2021	161
USD	58,034	TRY	512,780	August 04, 2021	127
USD	10,693	TRY	92,378	July 08, 2021	110
USD	40,169	TRY	353,584	July 28, 2021	95
USD	12,854	MXN	255,154	July 14, 2021	(2)
USD	4,783	TRY	41,925	July 14, 2021	(4)
USD	10,481	TRY	91,860	July 14, 2021	(9)
USD	2,529	TRY	22,201	July 08, 2021	(14)
USD	18,477	TRY	162,008	July 14, 2021	(24)
USD	5,498	TRY	48,295	July 08, 2021	(35)
USD	12,754	TRY	113,130	July 28, 2021	(67)
USD	82,850	TRY	733,396	July 28, 2021	(270)
USD	22,884	TRY	202,875	July 14, 2021	(284)
USD	42,414	TRY	372,761	July 08, 2021	(293)
USD	32,064	TRY	283,734	July 14, 2021	(338)
TRY	62,909,733	USD	7,145,266	July 14, 2021	39,004
TRY	62,651,973	USD	7,037,575	August 04, 2021	37,619
MXN	9,459,148	USD	473,811	July 08, 2021	3,163
MXN	9,766,307	USD	489,325	July 14, 2021	2,768
MXN	9,589,983	USD	480,965	July 28, 2021	1,380
TRY	1,433,548	USD	161,944	July 28, 2021	529
TRY	112,575	USD	12,721	July 14, 2021	134
TRY	179,127	USD	20,411	July 08, 2021	111
MXN	9,613,502	USD	483,035	August 04, 2021	70
TRY	116,108	USD	13,090	July 28, 2021	69
TRY	15,495	USD	1,747	July 14, 2021	22
TRY	122,359	USD	13,955	July 14, 2021	18
TRY	20,804	USD	2,368	July 08, 2021	15
TRY	13,234	USD	1,505	July 08, 2021	10
TRY	75,000	USD	8,557	July 14, 2021	8
MXN	2,438	USD	118	July 08, 2021	5

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
TRY	31,050	USD	3,542	July 14, 2021	3
MXN	2,761	USD	137	July 08, 2021	2
MXN	8,591	USD	433	July 08, 2021	0
JPY	932,720	USD	8,446	July 26, 2021	(7)
TRY	33,383	USD	3,881	July 08, 2021	(56)
TRY	284,107	USD	32,154	August 04, 2021	(71)
TRY	502,944	USD	57,137	July 28, 2021	(135)
TRY	177,769	USD	20,530	July 08, 2021	(164)
TRY	54,119	USD	6,410	July 08, 2021	(210)
TRY	63,618,987	USD	7,348,618	July 08, 2021	(59,876)
TRY	62,108,479	USD	7,291,414	July 28, 2021	(252,268)
					<u>(223,989)</u>

Amounts have been rounded. Amounts disclosed as zero represent values of less than 1.

#### Note 13 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended June 30, 2021, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the Statement of Operations of the Fund, is as follows:

	<i>Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund</i>	<i>Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>USD</i>	<i>USD</i>
Realised profit on investments	2,704,854	20,161	2,725,015
Realised loss on investments	(6,573,848)	0	(6,573,848)
Net realised profit/(loss) on investments	<u>(3,868,994)</u>	<u>20,161</u>	<u>(3,848,833)</u>
	<i>USD</i>	<i>USD</i>	<i>USD</i>
Change in unrealised profit on investments	4,084,680	61	4,084,741
Change in unrealised loss on investments	(461,657)	(2,218)	(463,875)
Change in net unrealised result on investments	<u>3,623,023</u>	<u>(2,157)</u>	<u>3,620,866</u>

## Note 14 - Transaction costs

*Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund*

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Fund did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended June 30, 2021, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

*Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund*

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Fund did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended June 30, 2021, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

## Note 15 - Significant events

Since the beginning of 2020, the spread of a novel coronavirus disease, known as COVID-19, has negatively impacted the global economy and financial markets and caused significant volatility.

The impact of COVID-19 outbreak on the financial performance of the Trust's investments will depend on future developments, including the duration and spread of the outbreak and related advisories and restrictions. These developments and the impact of COVID-19 on the financial markets and the overall economy are highly uncertain and cannot be predicted. If the financial markets and/or the overall economy are impacted for an extended period, the Trust's future investment results may be materially adversely affected.

In this context, the Management Company is continuously watching governments' efforts to contain the spread of the virus and is closely monitoring the potential economic impact on the Trust's performance.

The Trust is in full capacity to continue its usual operations in accordance with its investment policy and its prospectus. The Funds' unaudited net asset values are available on a daily basis.

## NOMURA LUXEMBOURG SELECT

## NOMURA LUXEMBOURG SELECT - BRAZILIAN BOND FUND

## Statement of Investments

as at June 30, 2021

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value <sup>(1)</sup>	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING					
BRAZIL					
GOVERNMENT BOND					
BRL	26,100	NOTA TESOURO NACL 10% 01/01/23	8,214,856	5,467,914	16.52
BRL	22,000	NOTA TESOURO NACL 10% 01/01/27	6,368,261	4,714,869	14.25
BRL	21,000	NOTA TESOURO NACL 10% 01/01/25	6,224,060	4,479,709	13.54
BRL	10,000	BRAZIL NTN-F 10.0000% 01/01/29	2,989,595	2,148,288	6.49
BRL	7,000	BRAZIL NTN-F 10.0000% 01/01/31	1,507,442	1,494,010	4.52
BRL	3,000	BRAZIL-LTN 0.0000% 01/07/22	580,568	567,729	1.72
			<u>25,884,782</u>	<u>18,872,519</u>	<u>57.04</u>
		Total BRAZIL	<u>25,884,782</u>	<u>18,872,519</u>	<u>57.04</u>
		Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	<u>25,884,782</u>	<u>18,872,519</u>	<u>57.04</u>
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
BRAZIL					
GOVERNMENT BOND					
BRL	40,400	BRAZIL-LTN 0% 01/01/24	6,502,522	6,740,576	20.37
BRL	35,000	BRAZIL-LTN 0% 01/07/23	6,955,456	6,101,853	18.44
BRL	1,000	BRAZIL-LTN 0% 01/07/24	143,427	159,816	0.48
			<u>13,601,405</u>	<u>13,002,245</u>	<u>39.29</u>
		Total BRAZIL	<u>13,601,405</u>	<u>13,002,245</u>	<u>39.29</u>
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	<u>13,601,405</u>	<u>13,002,245</u>	<u>39.29</u>
Total Investments			<u>39,486,187</u>	<u>31,874,764</u>	<u>96.33</u>

<sup>(1)</sup> Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## NOMURA LUXEMBOURG SELECT

---

NOMURA LUXEMBOURG SELECT - BRAZILIAN BOND FUND  
Economic and Geographical Division of Investments  
as at June 30, 2021

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
BRAZIL	
Central, State, Local Governments	96.33
	<u>96.33</u>
Total Investments	<u>96.33</u>

( 2 ) 【2020年6月30日終了年度】

【貸借対照表】

結合純資産計算書  
2020年6月30日現在

## ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト

	野村ブラジル債券ファンド		野村短期米国国債ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
<b>資産</b>				
投資有価証券-時価(注2)	38,574,921	4,384,811	31,796,033	3,614,255
銀行預金	1,466,254	166,669	2,476,953	281,555
先渡為替契約に係る未実現利益(注12)	0	0	56,961	6,475
受益証券発行未収金	900	102	840,655	95,557
設立費(注2)	0	0	33,604	3,820
資産合計	40,042,075	4,551,583	35,204,206	4,001,662
<b>負債</b>				
当座借越	0	0	250,998	28,531
先渡為替契約に係る未実現損失(注12)	0	0	141,392	16,072
受益証券買戻未払金	115,194	13,094	192,126	21,839
ブローカーへの未払金	0	0	1,899,607	215,928
未払費用(注8)	154,281	17,537	91,648	10,418
負債合計	269,475	30,631	2,575,771	292,788
純資産	39,772,600	4,520,951	32,628,435	3,708,874

添付の注記は当財務書類の一部である。

## 結合純資産計算書(続き)

2020年6月30日現在

	結合	
	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券 - 時価(注2)	70,370,954	7,999,066
銀行預金	3,943,207	448,224
先渡為替契約に係る未実現利益(注12)	56,961	6,475
受益証券発行未収金	841,555	95,660
設立費(注2)	33,604	3,820
資産合計	<u>75,246,281</u>	<u>8,553,245</u>
負債		
当座借越	250,998	28,531
先渡為替契約に係る未実現損失(注12)	141,392	16,072
受益証券買戻未払金	307,320	34,933
ブローカーへの未払金	1,899,607	215,928
未払費用(注8)	245,929	27,955
負債合計	<u>2,845,246</u>	<u>323,419</u>
純資産	<u>72,401,035</u>	<u>8,229,826</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

## 結合純資産計算書(続き)

2020年6月30日現在

## ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券数	純資産
米ドル建て毎月分配型(米ドル建て)	4.12	4,299,312口	17,723,170
米ドル建て年1回分配型(米ドル建て)	8.04	630,764口	5,070,568
豪ドル建て毎月分配型(豪ドル建て)	6.33	3,060,446口	19,382,684
豪ドル建て年1回分配型(豪ドル建て)	10.93	492,255口	5,378,676

## ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンド

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券数	純資産
トルコリラ建てクラス(トルコリラ建て)	13.16	16,077,923口	211,632,384
メキシコペソ建てクラス(メキシコペソ建て)	11.01	3,666,693口	40,375,445
日本円建てクラス(円建て)	9,470	100口	946,995

添付の注記は当財務書類の一部である。

## 【損益計算書】

結合運用計算書  
2020年6月30日に終了した年度

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト

	野村ブラジル債券ファンド		野村短期米国国債ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益				
預金利息	8,951	1,017	15,086	1,715
債券利息(源泉税控除後)	3,021,201	343,420	149	17
その他の収益	0	0	24	3
収益合計	3,030,152	344,437	15,259	1,734
費用				
投資運用報酬(注4)	237,345	26,979	83,253	9,463
代行協会員報酬および販売会社報酬(注7)	368,939	41,937	83,200	9,457
管理事務代行報酬(注6)	47,442	5,393	20,805	2,365
保管報酬(注5)	16,422	1,867	7,220	821
コルレス銀行報酬	61,323	6,971	724	82
管理報酬(注3)	15,825	1,799	6,939	789
法務報酬	6,551	745	5,812	661
海外登録費用	29,015	3,298	54,482	6,193
現金支出費	5,264	598	2,309	262
専門家報酬	17,341	1,971	17,035	1,936
印刷費および公告費	1,182	134	1,182	134
年次税(注10)	24,528	2,788	12,783	1,453
設立費償却(注2)	0	0	33,604	3,820
その他の費用	10,545	1,199	7,089	806
費用合計	841,722	95,679	336,437	38,243
純投資収益/(損失)	2,188,430	248,759	(321,178)	(36,508)
投資有価証券に係る実現純利益/(損失)(注13)	(2,429,282)	(276,136)	293,362	33,346
外貨および先渡為替契約に係る実現純(損失)	(187,915)	(21,360)	(1,142,019)	(129,813)
当期実現純(損失)	(2,617,197)	(297,497)	(848,657)	(96,467)
投資有価証券に係る未実現純損益の変動(注13)	(12,183,608)	(1,384,911)	(23,007)	(2,615)
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動	0	0	(461,601)	(52,470)
当期末実現純(損失)	(12,183,608)	(1,384,911)	(484,608)	(55,085)
運用の結果による純資産の純減少	(12,612,375)	(1,433,649)	(1,654,443)	(188,061)

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合運用計算書(続き)  
2020年6月30日に終了した年度

	結合	
	(米ドル)	(千円)
収益		
預金利息	24,037	2,732
債券利息(源泉税控除後)	3,021,350	343,437
その他の収益	24	3
収益合計	3,045,411	346,172
費用		
投資運用報酬(注4)	320,598	36,442
代行協会員報酬および販売会社報酬 (注7)	452,139	51,395
管理事務代行報酬(注6)	68,247	7,758
保管報酬(注5)	23,642	2,687
コルレス銀行報酬	62,047	7,053
管理報酬(注3)	22,764	2,588
法務報酬	12,363	1,405
海外登録費用	83,497	9,491
現金支出費	7,573	861
専門家報酬	34,376	3,908
印刷費および公告費	2,364	269
年次税(注10)	37,311	4,241
設立費償却(注2)	33,604	3,820
その他の費用	17,634	2,004
費用合計	1,178,159	133,921
純投資収益/(損失)	1,867,252	212,251
投資有価証券に係る実現純利益/(損失) (注13)	(2,135,920)	(242,790)
外貨および先渡為替契約に係る実現純(損失)	(1,329,934)	(151,174)
当期実現純(損失)	(3,465,854)	(393,964)
投資有価証券に係る未実現純損益の変動 (注13)	(12,206,615)	(1,387,526)
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動	(461,601)	(52,470)
当期末実現純(損失)	(12,668,216)	(1,439,996)
運用の結果による純資産の純減少	(14,266,818)	(1,621,709)

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

## ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト

## 財務書類に対する注記

2020年6月30日現在

## 注1 - 組織

トラスト

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてアンブレラ型の共有持分型投資信託 (*fonds commun de placement à compartiments multiples*) としてルクセンブルグ大公国において設定されたノムラ・ルクセンブルグ・セレクト(以下「トラスト」という。)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社 (*société anonyme*) でありルクセンブルグ大公国に登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される、証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体である。トラストの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律(改正済)(「2013年法」)の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

トラストは、異なるクラスの受益証券(各々を「受益証券クラス」という。)を発行することができ、管理会社の取締役会(「取締役会」)が受益証券クラス毎に定めた投資方針に従って個別に投資される。

トラストは、2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法(改正済)(「2010年法」)のパート の規定に準ずる投資信託として適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

トラストは、2014年7月29日付で効力を生じ、2014年8月7日にメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンに公告された約款に準拠して、管理会社によって管理運用されている。

トラストの存続期間は無期限である。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも償還することができる。トラストは、ルクセンブルグの法律により求められる場合には償還される。

ファンド

本書の日付現在、トラストには、ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンドおよびノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンド(各々を「ファンド」という。)という二つのファンドがある。

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド

ファンドの投資目的は、インカム・ゲインの確保と中長期的なキャピタル・ゲインの獲得を目指すことによりトータル・リターンを追求することである。ファンドは、主にブラジル・リアル建債券(国債、ソブリン債(国際機関債を含む。))、準ソブリン債および社債(以下「ブラジル債券」と総称する。)等)からなるアクティブ運用ポートフォリオに投資することで投資目的の達成を目指す。

効率的なポートフォリオ運用を行うため、ファンドは、ブラジル・リアル以外の通貨建ての債券(「非ブラジル・リアル建債」)に投資することができるが、その場合はファンドが非ブラジル・リアル建債について、ブラジル・リアルに対するエクスポージャーを得るノン・デリバラブル・フォワード契約を締結する。

約款および目論見書に記載の事由に基づく早期の償還が行われない場合、ファンドは、以下のいずれかで償還される。

- ・2024年6月28日または管理会社が、投資運用会社と協議の上、随時決定するその後の日
- ・ファンドの全クラスの純資産総額が1,000万米ドルを下回った場合、投資運用会社と協議の上、管理会社の裁量で決定する日。

受益証券クラスは、米ドルクラスの純資産総額が1,000万米ドルを、豪ドルクラスの純資産総額が1,000万豪ドルを下回った場合には、投資運用会社と協議の上、管理会社の裁量により、償還される場合がある。

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンド

ファンドの投資目的は、インカム・ゲインを確保することと中長期的な信託財産の堅実な成長を達成することである。ファンドは、主に短期米国国債からなるポートフォリオに投資することで投資目的の達成を目指す。原則として、ファンドのポートフォリオの米国国債の満期までの残存期間は1年以内とし、ファンドのポートフォリオの加重平均満期は1年以内とする。

ファンドは、各クラスの受益証券の表示通貨に対する可能な限りの間接的なエクスポージャーを得るために、TRYクラス、MXNクラスおよびNクラスに関する一定の為替取引を行う。

約款および目論見書に記載の事由に基づく早期の償還が行われない場合、ファンドは、以下のいずれかで償還される。

- ・2023年6月30日または管理会社が、投資運用会社と協議の上、随時決定するその後の日

・クロージング日(2018年9月5日)から3年経過後に、ファンドの全クラスの純資産総額が3,000万米ドルを下回った場合、投資運用会社と協議の上、管理会社の裁量で決定する日。

受益証券クラスは、クロージング日から3年経過後に、TRYクラスの純資産総額が4,000万トルコリラを、MXNクラスの純資産総額が2億メキシコペソを、Nクラスの純資産総額が1億円を下回った場合には、投資運用会社と協議の上、管理会社の裁量により、償還される場合がある。

## 注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成され、以下の重要な会計方針が含まれている。

### 投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の価格により評価される。有価証券が複数の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の価格により評価される。
- (b) 証券取引所に上場されておらずもしくは他の規制ある市場において取引が行われていない、または上記(a)で計算される価格が当該有価証券の公正な価格を反映していない場合には、当該有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格により評価される。かかる市場価格がなかったり、かかる市場価格が当該有価証券の公正な市場価値を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (c) 各ファンドの組入証券、短期金融商品およびその他の金融証券は、償却原価法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は評価の確実性を提供する一方、償却原価法で決定されるので、評価期間中に証券が売却される場合当該ファンドが受領する価格よりも高額であったり低額であったりする場合がある。かかる評価方法が用いられる場合、当該ファンドの保有ポートフォリオは、市場相場を用いて計算される純資産額と償却原価法で計算される純資産額との乖離が、取締役会によってもしくはその指図に従って定期的に検討される。既存の受益者に重大な希薄化またはその他の不公正な結果が生じる可能性のある乖離が存在すると判定される場合には、管理会社またはその任命する代行会社は、各ファンドの各受益者の受益証券の一部の比例的買戻しによる各ファンドの発行済受益証券数の減少(この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない。)、売買益もしくは損失を実現するための満期前のポートフォリオ証券の売却、またはポートフォリオの平均満期の短縮化、分配の停止、または入手可能な市場相場を用いた1口当たり純資産価格の確定を含む、必要かつ適切とみなされる事後処理を採ることになる。

異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、各ファンド資産の公正な評価のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

評価代理人との評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負う。

### 投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得額を基準に計算される。

### 外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は当該通貨で表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資有価証券に係る実現・未実現純損益に計上される。

2020年6月30日現在の為替レート：

1米ドル = 1.45836 豪ドル	1米ドル = 107.72505 円
1米ドル = 5.40370 ブラジル・リアル	1米ドル = 23.11805 メキシコペソ
1米ドル = 0.89103 ユーロ	1米ドル = 6.85490 トルコリラ

### 結合財務書類

本書は、基準通貨建てで表示された各ファンドの情報と、米ドル建てで表示されたトラストの結合情報で構成されている。

### 設立費

トラストおよびファンドの設立費用は、3年間にわたって償却される。

## 注3 - 管理報酬

管理会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。管理会社が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担する。

## 注4 - 投資運用報酬

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド

投資運用会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.45%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。投資運用会社が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担する。

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンド

投資運用会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.36%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。投資運用会社が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担する。

## 注5 - 保管報酬

保管受託銀行は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。保管受託銀行が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担する。

保管受託銀行は、いつでも、ファンド資産から報酬が支払われる副保管会社を任命することができる。

## 注6 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.09%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。管理事務代行会社が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担する。

## 注7 - 代行協会員報酬および販売会社報酬

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド

代行協会員は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.70%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。代行協会員が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担する。

販売会社は、代行協会員が代行協会員報酬の中から支払う報酬を受領することができる。

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンド

代行協会員は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.09%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。代行協会員が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担する。

販売会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.27%の報酬をファンド資産から暦年ベースの各四半期終了時から60日以内に米ドルで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。販売会社が負担した合理的な立替費用は、ファンドが負担する。

## 注8 - 未払費用

	ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト		
	野村ブラジル債券ファンド	野村短期米国国債ファンド	結合
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
投資運用報酬	45,253	24,635	69,888
代行協会員報酬および販売会社報酬	70,343	24,620	94,963
管理事務代行報酬	9,045	6,156	15,201
保管報酬	3,017	2,053	5,070
管理報酬	3,017	2,053	5,070
海外登録費用	9,283	26,214	35,497
現金支出費	1,004	683	1,687

専門家報酬	8,347	1,155	9,502
年次税	4,972	4,079	9,051
	154,281	91,648	245,929

## 注9 - 分配

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド

管理会社は、投資運用会社と協議の上、ファンドの分配可能なインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインから、また、合理的な分配水準を維持する必要がある場合には、約款の規定に従い、ファンドの未実現キャピタル・ゲインまたは元本部分から、月に1回もしくは年に1回またはその他の中間時点で、分配を宣言することができる。

管理会社は、米ドル建て毎月分配型および豪ドル建て毎月分配型に関しては、毎月12暦日現在の受益者に対して分配を行う意向である。当該日がファンド営業日でない場合、分配は、直前のファンド営業日現在、および/または管理会社が、投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日現在の受益者に対して行われる。

管理会社は、米ドル建て年1回分配型および豪ドル建て年1回分配型に関しては、毎年6月12日現在の受益者に対して分配を行う意向である。当該日がファンド営業日でない場合、分配は、直前のファンド営業日現在、および/または管理会社が、投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日現在の受益者に対して行われる。

2020年6月30日に終了した年度に、ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンドは総額3,026,790米ドルの分配を行った。

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンド

管理会社は、随時、投資運用会社と協議の上、当該クラスに帰属するファンドの分配可能なインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインから、当該クラスの受益者に対して、管理会社が決定する分配を行うことができる。また、管理会社は、投資運用会社と協議の上、合理的な分配水準を維持するために必要であると考える場合には、ファンドの未実現キャピタル・ゲインまたは元本部分から分配を行うことを決定することもできる。

管理会社は、TRYクラス、MXNクラスおよびNクラスに関しては、毎年9月12日(以下「分配基準日」という。)および/または管理会社が、投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日現在の受益者に対して年1回の分配を行う予定である。

分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、直前のファンド営業日現在、および/または管理会社が、投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日現在の受益者に対して行われる。

2020年6月30日に終了した年度に、ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンドは、受益者に対して分配を行わなかった。

## 注10 - 税金

ファンドには、税制に関して、ルクセンブルグの法律が課せられる。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドはその純資産に対し年率0.05%の年次税( *taxe d'abonnement* )を課され、四半期毎に計算し支払う。現行法によれば、ファンドおよび受益者(ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。)はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

## 注11 - 申込および買戻しの条件

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド

## 申込

受益証券は、評価日に該当する評価日の受益証券クラスの1口当たり純資産価格に相当する募集価格で発行され、純資産価格の最大2.50%(消費税その他の税金があれば、それらを除いた料率)の販売手数料が加えられる。

受益証券購入申込最低口数は、100口であり、100口を超えた場合、1口の整数倍とする。

受益証券購入申込は、該当する評価日の正午12時(ルクセンブルグ時間)、または管理会社が単独の裁量により随時決定するその他の日および/もしくは時間までに、管理事務代行会社が受領しなければならない。

支払いは、米ドルクラスに関しては米ドル、豪ドルクラスに関しては豪ドルの電信送金により行うものとし、該当する評価日(同日を含む。)から6ファンド営業日以内、または豪ドルクラスに関しては6ファンド営業日目がメルボルンの銀行営業日でない場合にはメルボルンの銀行が営業している直後のファンド営業日、および/または管理会社が単独の裁量により随時決定するその他の日に、受領されなければならない。

## 買戻し

受益証券は評価日に買戻すことができる。

受益証券クラス1口当たり買戻価格は、該当する評価日の当該クラスの1口当たり純資産価格である。

買戻請求は、該当する受益証券クラスの1口単位、または管理会社が単独の裁量により決定するその他の口数とする。

買戻請求は、該当する評価日の正午12時(ルクセンブルグ時間)、または管理会社が単独の裁量により随時決定するその他の日および/もしくは時間までに、管理事務代行会社が受領しなければならない。

受益証券の買戻しに関する送金は、米ドルクラスに関しては米ドル、豪ドルクラスに関しては豪ドルの電信送金により行うものとし、該当する評価日(同日を含む。)から6ファンド営業日以内、または豪ドルクラスに関しては6ファンド営業日目がメルボルンの銀行営業日でない場合にはメルボルンの銀行が営業している直後のファンド営業日、および/または管理会社が単独の裁量により随時決定するその他の日に、受領されなければならない。

ファンドの受益証券買戻しには、買戻手数料はかからない。

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンド

## 申込

受益証券は、評価日に該当する評価日の受益証券クラスの1口当たり純資産価格で発行される。

T R YクラスおよびM X Nクラスの受益証券購入申込最低投資口数はそれぞれ10口以上1口単位、または、管理会社が投資運用会社と協議の上決定する、その他の金額または口数とする(ただし、各クラスの口数は整数でのみ発行される。)

Nクラスの受益証券購入申込最低投資口数は10,000口以上1口単位、または、管理会社が投資運用会社と協議の上決定する、その他の金額または口数とする(ただし、口数は整数でのみ発行される。)

受益証券購入申込は、該当する評価日の正午12時(ルクセンブルグ時間)、または管理会社が単独の裁量により随時決定するその他の日および/もしくは時間までに、管理事務代行会社が受領しなければならない。当該受付終了時間を過ぎて受領された申込は、翌ファンド営業日に受領されたものとみなされる。

支払いはT R Yクラスについてはトルコリラ、M X Nクラスについてはメキシコペソ、Nクラスについては日本円の電信送金により行うものとし、該当する評価日(同日を含む。)から5ファンド営業日以内、T R YクラスおよびM X Nクラスについては5ファンド営業日目が、T R Yクラスについてはイスタンブールの、M X Nクラスについてはメキシコの銀行の営業日でない場合には、それぞれT R Yクラスについてはイスタンブールの、M X Nクラスについてはメキシコの銀行が営業している直後のファンド営業日、および/または管理会社が単独の裁量により随時決定するその他の日に、受領されなければならない。

## 買戻し

受益証券は評価日に買戻すことができる。

受益証券クラス1口当たり買戻価格は、該当する評価日の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

買戻請求は、該当する受益証券クラスの1口単位、または管理会社が投資運用会社と協議の上決定するその他の口数とする。

買戻請求は、該当する評価日の正午12時(ルクセンブルグ時間)、または管理会社が単独の裁量により随時決定するその他の日および/もしくは時間までに、管理事務代行会社が受領していなければならない。

受益証券の買戻しに関する送金は、電信送金により、TRYクラスについてはトルコリラで、MXNクラスについてはメキシコペソで、Nクラスについては日本円で該当する評価日(同日を含む。)から5ファンド営業日以内、TRYクラスおよびMXNクラスについては5ファンド営業日目が、TRYクラスについてはイスタンブールの、MXNクラスについてはメキシコの銀行の営業日でない場合には、それぞれTRYクラスについてはイスタンブールの、MXNクラスについてはメキシコの銀行が営業している直後のファンド営業日、および/または管理会社が投資運用会社と協議の上随時決定するその他の日に、実施されなければならない。

#### 注12 - 先渡為替契約

2020年6月30日現在、ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンドは、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現(損)益 (米ドル)
米ドル	449,105	トルコリラ	3,067,700	2020年7月8日	2,536
米ドル	184,913	トルコリラ	1,263,777	2020年7月8日	944
米ドル	153,734	トルコリラ	1,060,103	2020年7月29日	277
米ドル	28,875	トルコリラ	196,631	2020年7月8日	252
米ドル	54,364	トルコリラ	374,227	2020年7月22日	90
米ドル	166,476	トルコリラ	1,143,180	2020年7月8日	62
米ドル	2,274	メキシコペソ	51,854	2020年7月22日	39
米ドル	840	メキシコペソ	19,377	2020年7月8日	4
米ドル	4,374	トルコリラ	30,176	2020年7月22日	(3)
米ドル	71,167	トルコリラ	490,950	2020年7月22日	(34)
トルコリラ	47,183,865	米ドル	6,797,399	2020年7月22日	45,638
トルコリラ	47,202,574	米ドル	6,825,869	2020年7月29日	7,055
トルコリラ	641,830	米ドル	93,039	2020年7月22日	45
トルコリラ	279,718	米ドル	40,547	2020年7月22日	19
メキシコペソ	2,310	米ドル	102	2020年7月22日	(3)
メキシコペソ	231,210	米ドル	9,992	2020年7月8日	(3)
トルコリラ	4,496	米ドル	658	2020年7月8日	(4)
トルコリラ	76,264	米ドル	11,106	2020年7月8日	(4)
トルコリラ	135,999	米ドル	19,804	2020年7月8日	(7)
メキシコペソ	249,387	米ドル	10,817	2020年7月8日	(42)
日本円	951,634	米ドル	8,904	2020年7月27日	(68)
メキシコペソ	510,048	米ドル	22,236	2020年7月22日	(243)
トルコリラ	1,031,428	米ドル	149,576	2020年7月29日	(269)
トルコリラ	366,817	米ドル	53,701	2020年7月8日	(303)
トルコリラ	1,612,481	米ドル	233,839	2020年7月29日	(421)
トルコリラ	889,316	米ドル	130,123	2020年7月8日	(664)
トルコリラ	3,168,382	米ドル	460,273	2020年7月22日	(765)
トルコリラ	4,642,138	米ドル	674,366	2020年7月22日	(1,121)
メキシコペソ	1,539,483	米ドル	67,529	2020年7月22日	(1,146)

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現(損)益 (米ドル)
トルコリラ	1,538,288	米ドル	225,202	2020年7月8日	(1,272)
メキシコペソ	1,228,700	米ドル	54,371	2020年7月22日	(1,389)
メキシコペソ	9,339,056	米ドル	403,131	2020年8月13日	(1,615)
トルコリラ	1,318,750	米ドル	193,663	2020年7月8日	(1,691)
トルコリラ	2,125,160	米ドル	312,086	2020年7月8日	(2,725)
メキシコペソ	6,552,995	米ドル	288,746	2020年7月22日	(6,176)
メキシコペソ	12,217,478	米ドル	540,119	2020年7月29日	(13,829)
トルコリラ	49,459,578	米ドル	7,144,836	2020年8月13日	(14,849)
メキシコペソ	8,241,468	米ドル	381,127	2020年7月8日	(25,046)
トルコリラ	53,110,719	米ドル	7,799,098	2020年7月8日	(67,700)
					(84,431)

## 注13 - 投資有価証券に係る実現 / 未実現損益の内訳

ファンドの運用計算書に記載されている、2020年6月30日に終了した年度の投資有価証券に係る実現 / 未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

	ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト 野村ブラジル 債券ファンド (米ドル)	野村短期米国 国債ファンド (米ドル)	結合 (米ドル)
投資有価証券に係る実現利益	2,812,003	294,164	3,106,167
投資有価証券に係る実現損失	(5,241,285)	(802)	(5,242,087)
投資有価証券に係る実現純利益 / (損失)	(2,429,282)	293,362	(2,135,920)
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
投資有価証券に係る未実現利益の変動	714,737	2,068	716,805
投資有価証券に係る未実現損失の変動	(12,898,345)	(25,075)	(12,923,420)
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	(12,183,608)	(23,007)	(12,206,615)

## 注14 - 取引費用

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村ブラジル債券ファンド

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2020年6月30日に終了した年度中に、投資有価証券の売買に関して、ファンドが計上した取引費用はなかった。

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト - 野村短期米国国債ファンド

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2020年6月30日に終了した年度中に、投資有価証券の売買に関して、ファンドが計上した取引費用はなかった。

## 注15 - 重要事象

2020年初頭以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行が世界経済や金融市場に悪影響を与え、大きな変動を引き起こしている。

COVID-19の流行がトラスの投資先の財務実績に与える影響は、流行の続く期間や拡大、ならびに関連する勧告や制限を含む今後の展開次第である。これらの展開とCOVID-19が金融市場および経済全体に及ぼす影響は、不確実性が高く、予測することはできない。金融市場および/または経済全体への影響が長期に及ぶ場合、トラスの将来の投資成果は重大な悪影響を受ける可能性がある。

このような状況の中、管理会社は、ウイルス拡大の抑制に向けた各国政府の取り組みを継続的に注視しており、トラストのパフォーマンスに与える潜在的な経済的影響をモニターしている。

トラストは、投資方針および目論見書に従った通常の運用を継続することができる十分な能力がある。ファンドの未監査の純資産価額は日次で入手可能である。

[次へ](#)

## NOMURA LUXEMBOURG SELECT

Combined Statements of Net Assets  
as of June 30, 2020

	<i>Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund</i>	<i>Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>USD</i>	<i>USD</i>
<b>ASSETS</b>			
Investment in securities at market value (note 2)	38,574,921	31,796,033	70,370,954
Cash at banks	1,466,254	2,476,953	3,943,207
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts (note 12)	0	56,961	56,961
Receivable for subscriptions	900	840,655	841,555
Formation expenses (note 2)	0	33,604	33,604
<b>Total Assets</b>	<b>40,042,075</b>	<b>35,204,206</b>	<b>75,246,281</b>
<b>LIABILITIES</b>			
Bank overdraft	0	250,998	250,998
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts (note 12)	0	141,392	141,392
Payable for repurchases	115,194	192,126	307,320
Payable to brokers	0	1,899,607	1,899,607
Accrued expenses (note 8)	154,281	91,648	245,929
<b>Total Liabilities</b>	<b>269,475</b>	<b>2,575,771</b>	<b>2,845,246</b>
<b>NET ASSETS</b>	<b>39,772,600</b>	<b>32,628,435</b>	<b>72,401,035</b>

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

## NOMURA LUXEMBOURG SELECT

## Combined Statements of Net Assets (continued)

as of June 30, 2020

*Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund*

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
USD-M Class (in USD)	4.12	4,299,312	17,723,170
USD-A Class (in USD)	8.04	630,764	5,070,568
AUD-M Class (in AUD)	6.33	3,060,446	19,382,684
AUD-A Class (in AUD)	10.93	492,255	5,378,676

*Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund*

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
TRY Class (in TRY)	13.16	16,077,923	211,632,384
MXN Class (in MXN)	11.01	3,666,693	40,375,445
N Class (in JPY)	9,470	100	946,995

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

## NOMURA LUXEMBOURG SELECT

Combined Statements of Operations  
for the year ended June 30, 2020

	<i>Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund</i>	<i>Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>USD</i>	<i>USD</i>
<b>INCOME</b>			
Interest on bank accounts	8,951	15,086	24,037
Interest on bonds (net of withholding tax)	3,021,201	149	3,021,350
Other income	0	24	24
<b>Total Income</b>	<b>3,030,152</b>	<b>15,259</b>	<b>3,045,411</b>
<b>EXPENSES</b>			
Investment Manager fees (note 4)	237,345	83,253	320,598
Agent Company and Distributor fees (note 7)	368,939	83,200	452,139
Administrative Agent fees (note 6)	47,442	20,805	68,247
Depository fees (note 5)	16,422	7,220	23,642
Correspondent bank fees	61,323	724	62,047
Management Company fees (note 3)	15,825	6,939	22,764
Legal fees	6,551	5,812	12,363
Overseas registration fees	29,015	54,482	83,497
Out-of-pocket expenses	5,264	2,309	7,573
Professional fees	17,341	17,035	34,376
Printing and publication fees	1,182	1,182	2,364
Subscription tax (note 10)	24,528	12,783	37,311
Amortisation of formation expenses (note 2)	0	33,604	33,604
Other expenses	10,545	7,089	17,634
<b>Total Expenses</b>	<b>841,722</b>	<b>336,437</b>	<b>1,178,159</b>
<b>NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)</b>	<b>2,188,430</b>	<b>(321,178)</b>	<b>1,867,252</b>
Net realised profit/(loss) on investments (note 13)	(2,429,282)	293,362	(2,135,920)
Net realised (loss) on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts	(187,915)	(1,142,019)	(1,329,934)
<b>NET REALISED (LOSS) FOR THE YEAR</b>	<b>(2,617,197)</b>	<b>(848,657)</b>	<b>(3,465,854)</b>
Change in net unrealised result on investments (note 13)	(12,183,608)	(23,007)	(12,206,615)
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts	0	(461,601)	(461,601)
<b>NET UNREALISED (LOSS) FOR THE YEAR</b>	<b>(12,183,608)</b>	<b>(484,608)</b>	<b>(12,668,216)</b>
<b>NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS</b>	<b>(12,612,375)</b>	<b>(1,654,443)</b>	<b>(14,266,818)</b>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

## NOMURA LUXEMBOURG SELECT

Notes to the Financial Statements as at June 30, 2020

## Note 1 - Organisation

The Trust

Nomura Luxembourg Select (hereinafter referred to as the "Trust"), organised in and under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as an umbrella mutual investment fund (*fonds commun de placement à compartiments multiples*), is an unincorporated co-proprietorship of securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the "Unitholders") by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the "Management Company"), a *société anonyme* incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in the Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Trust are segregated from those of the Management Company and from those of other investment funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers, as amended (the "2013 Law").

The Trust may issue different classes of Units (each a "Class of Units"), the issue proceeds of which will be separately invested pursuant to investment policies fixed by the board of directors of the Management Company (the "Board of Directors") for each Class of Units.

The Trust qualifies as an undertaking for collective investment regulated by the provisions of part II of the Luxembourg law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the "2010 Law"), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The Trust is managed by the Management Company in accordance with the Management Regulations which became effective on July 29, 2014 and were published on August 7, 2014 in the *Mémorial C, Recueil des Sociétés et Associations*.

The Trust has been established for an undetermined period. The Trust may be dissolved at any time by agreement between the Management Company and the Depositary. The Trust will be dissolved in any cases required under Luxembourg law.

The Funds

At the date of this report, there are two existing Funds (individually known as a "Fund") under the Trust: Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund and Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund.

*Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund*

The investment objective of the Fund is to pursue total return by seeking to obtain income gains as well as medium to long-term capital gains. The Fund seeks to achieve its objective principally by investing in an actively managed portfolio consisting primarily of Brazilian Real-denominated bonds including, but not limited to, government bonds, sovereign bonds (including supranational bonds), quasi-sovereign bonds and corporate bonds (hereinafter, collectively referred to as "Brazilian Bonds").

For efficient portfolio management, the Fund may invest in bonds denominated in other currency than Brazilian Real ("Non Brazilian Real Bonds") provided that the Fund enters into non deliverable forward contracts to gain exposure to Brazilian Real for such Non Brazilian Real Bonds.

Unless terminated earlier in accordance with the circumstances set forth in the Management Regulations and the Prospectus, the Fund will terminate either:

- on June 28, 2024 or such later date as the Management Company, after consultation with the Investment Manager, may, from time to time, determine; or
- at any time at the discretion of the Management Company, after consultation with the Investment Manager, in the event that the aggregate value of the Net Asset Value of all Classes of Units of the Fund falls below USD 10,000,000.

A Class of Units may be terminated at the discretion of the Management Company, after consultation with the Investment Manager, in the event that the Net Asset Value attributable to such Class falls below USD 10,000,000 (for the USD Classes) or AUD 10,000,000 (for the AUD Classes).

#### *Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund*

The investment objective of the Fund is to obtain income gains and to achieve a consistent growth of its assets over the medium to long-term horizon. The Fund seeks to achieve its objective principally by investing in a portfolio consisting primarily of short-term obligations of the U.S. Treasury. In principle, the residual maturities of U.S. Treasury obligations in the Fund's portfolio do not exceed one year. In principal, the weighted average maturity of the Fund's portfolio does not exceed one year.

The Fund will enter into certain Currency Transactions for the TRY Class, the MXN Class and the N Class in order to gain the indirect exposure to the extent possible to the reference currency of each Class of Units.

Unless terminated earlier in accordance with the circumstances set forth in the Management Regulations and the Prospectus, the Fund will terminate either:

- on June 30, 2023 or such later date as the Management Company, after consultation with the Investment Manager, may, from time to time, determine; or
- at any time following the third anniversary of the Closing Date (September 5, 2018) at the discretion of the Management Company, after consultation with the Investment Manager, in the event that the aggregate value of the Net Asset Value of all Classes of Units of the Fund falls below USD 30,000,000.

A Class of Units may be terminated at the discretion of the Management Company, after consultation with the Investment Manager, in the event that the Net Asset Value attributable to such Class falls below TRY 40,000,000 (for the TRY Class), MXN 200,000,000 (for the MXN Class) and JPY 100,000,000 (for the N Class) at any time after the third anniversary after the Closing Date.

#### Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

##### *INVESTMENTS IN SECURITIES*

- (a) securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market will be valued at the last available price on such stock exchange or market. If a security is listed or traded on several stock exchanges or markets, the last available price on the stock exchange or any other regulated market which constitutes the main market for such securities, will be used;
- (b) securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market, or securities for which the price determined under (a) above is not representative of their fair value, will be valued at their last available market price; if there is no such market price, or if such market price is not representative of the securities' fair market value, they will be valued prudently and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices;

(c) portfolio securities and money market instruments and other instruments of each Fund are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Fund would receive if it sold the instrument. If such valuation method is used, such Fund's portfolio holdings will be periodically reviewed by or under the direction of the Board of Directors to determine whether a deviation exists between the Net Asset Value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to Unitholders of existing Unitholders, the Management Company, or its appointed agents, will take such corrective action as is regarded as necessary and appropriate, including the reduction of the number of outstanding Units of each Fund by the proportionate repurchase of certain of the Units of each Unitholder of each Fund (upon which repurchase no sum would be repayable to the Unitholder), the sale of portfolio instruments prior to maturity to realise capital gains or losses or shortening of average portfolio maturity, withholding dividends or establishing a Net Asset Value per Unit by using available market quotations;

In the event that extraordinary circumstances render such a valuation impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of each Fund.

It shall be the responsibility of the Management Company to ensure that the contractual arrangements for the performance of the valuation functions by the Valuation Agent are in compliance with the 2013 Law.

#### *INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME*

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

#### *CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES*

The Funds maintain their accounting records in US Dollars ( "USD" ) and their financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Funds don't isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at June 30, 2020:

1 USD = 1.45836 AUD	1 USD = 107.72505 JPY
1 USD = 5.40370 BRL	1 USD = 23.11805 MXN
1 USD = 0.89103 EUR	1 USD = 6.85490 TRY

#### COMBINED FINANCIAL STATEMENTS

This report contains individual information on each Fund expressed in the base currency of the Fund and consolidated information on the Trust expressed in USD.

#### FORMATION EXPENSES

The costs incurred in the setting-up of the Trust and its Funds are amortised over a period of three years.

#### Note 3 - Management Company fees

The Management Company is entitled to receive a fee payable in USD, quarterly in arrears, out of the assets of the Funds, on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, at an annual rate of 0.03% of the average of the daily Net Asset Values of such Funds during the relevant quarter. Any reasonable disbursement and out-of-pocket expenses incurred by the Management Company will be borne by the Funds.

#### Note 4 - Investment Manager fees

##### *Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund*

The Investment Manager is entitled to receive a fee payable in USD, quarterly in arrears, out of the assets of the Fund, on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, at an annual rate of 0.45% of the average of the daily Net Asset Values of the Fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursement and out-of-pocket expenses incurred by the Investment Manager will be borne by the Fund.

##### *Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund*

The Investment Manager is entitled to receive a fee payable in USD, quarterly in arrears, out of the assets of the Fund, on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, at an annual rate of 0.36% of the average of the daily Net Asset Values of the Fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursement and out-of-pocket expenses incurred by the Investment Manager will be borne by the Fund.

#### Note 5 - Depositary fees

The Depositary is entitled to receive a fee payable in USD, quarterly in arrears, out of the assets of the Funds, on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, at an annual rate of 0.03% of the average of the daily Net Asset Values of the Funds during the relevant quarter. Any reasonable disbursement and out-of-pocket expenses incurred by the Depositary will be borne by the Funds.

The Depositary may appoint at any time Sub-Custodians whose fees shall be paid out of the assets of the Funds.

## Note 6 - Administrative Agent fees

The Administrative Agent is entitled to receive a fee payable in USD, quarterly in arrears, out of the assets of the Funds, on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, at an annual rate of 0.09% of the average of the daily Net Asset Values of the Funds during the relevant quarter. Any reasonable disbursement and out-of-pocket expenses incurred by the Administrative Agent will be borne by the Funds.

## Note 7 - Agent Company fees and Distributor fees

*Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund*

The Agent Company is entitled to receive a fee payable in USD, quarterly in arrears, out of the assets of the Fund, on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, at an annual rate of 0.70% of the average of the daily Net Asset Values of the Fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursement and out-of-pocket expenses incurred by such agent will be borne by the Fund.

The Distributor may receive a fee payable by the Agent Company out of the Agent Company Fee.

*Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund*

The Agent Company is entitled to receive a fee payable in USD, quarterly in arrears, out of the assets of the Fund, on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, at an annual rate of 0.09% of the average of the daily Net Asset Values of the Fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursement and out-of-pocket expenses incurred by the Agent Company will be borne by the Fund.

The Distributor is entitled to receive a fee payable in USD, quarterly in arrears, out of the assets of the Fund, on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter, at an annual rate of 0.27% of the average of the daily Net Asset Values of the Fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursement and out-of-pocket expenses incurred by the Distributor will be borne by the Fund.

## Note 8 - Accrued expenses

	<i>Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund</i>	<i>Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>USD</i>	<i>USD</i>
Investment Manager fees	45,253	24,635	69,888
Agent Company fees and Distributor fees	70,343	24,620	94,963
Administrative Agent fees	9,045	6,156	15,201
Depositary fees	3,017	2,053	5,070
Management Company fees	3,017	2,053	5,070
Overseas registration fees	9,283	26,214	35,497
Out-of-pocket expenses	1,004	683	1,687
Professional fees	8,347	1,155	9,502
Subscription tax	4,972	4,079	9,051
	<u>154,281</u>	<u>91,648</u>	<u>245,929</u>

## Note 9 - Distributions

*Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund*

The Management Company may, after consultation with the Investment Manager, declare monthly or annually or any other interim distributions out of the investment income of the Fund available for distribution as well as out of net realised capital gains of the Fund and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of unrealised capital gains or capital of the Fund in accordance with the provisions of the Management Regulations.

The Management Company intends to make a monthly distribution to Unitholders as of the 12<sup>th</sup> calendar day of each month with respect to the USD-M Class and the AUD-M Class. If such day is not a Business Day, the distribution will be made to Unitholders as of the immediately preceding Business Day, and/or such other day or days as the Management Company may, in consultation with the Investment Manager, from time to time determine.

The Management Company intends to make an annual distribution to Unitholders as of the June 12 of each year with respect to the USD-A Class and the AUD-A Class. If such day is not a Business Day, the distribution will be made to Unitholders as of the immediately preceding Business Day, and/or such other day or days as the Management Company may, in consultation with the Investment Manager, from time to time determine.

During the year ended June 30, 2020, the Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund distributed a total amount of USD 3,026,790.

*Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund*

The Management Company may from time to time, after consultation with the Investment Manager, make such distributions to Unitholders of the relevant Class as it may determine out of the investment income of the Fund attributable to such Class and available for distribution as well as out of net realised capital gains of the Fund attributable to such Class. The Management Company, after consultation with the Investment Manager, may also, if it considers it necessary in order to maintain a reasonable level of distributions, determine to make distributions out of unrealised capital gains or capital of the Fund.

The Management Company intends to make an annual distribution to Unitholders as of the September 12 of each year (the "Record Date"), with respect to the TRY Class, MXN Class and N Class and/or such other day or days as the Management Company may, in consultation with the Investment Manager, from time to time determine.

If any of the Record Date is not a Business Day, the distribution will be made to Unitholders as of the immediately preceding Business Day, and/or such other day or days as the Management Company may, in consultation with the Investment Manager, from time to time determine.

During the year ended June 30, 2020, the Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund did not distribute any dividend to Unitholders.

#### Note 10 - Taxation

The Funds are subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Funds are subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on their net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Funds nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Funds collect the income received from the securities in their portfolios after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

#### Note 11 - Terms of subscriptions and repurchases

##### *Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund*

##### Subscriptions

Units are issued on each Valuation Day at an offering price equal to the Net Asset Value per Unit of the relevant class of Units on the relevant Valuation Day plus a sales charge of up to 2.50% (exclusive of consumption or other taxes if any) of the Net Asset Value per Unit on each Valuation Day.

The minimum number for the application for any purchase of Units is 100 Units with amounts in excess of 100 Units, being in integral multiples of 1 Unit.

Applications for the purchase of Units must be received by the Administrative Agent no later than 12:00 noon (Luxembourg time) on the relevant Valuation Day, or such other day and/or time as the Management Company may, in its sole discretion, determine from time to time.

Payment shall be made by wire transfer in USD in respect of the USD Classes, in Australian Dollars in respect of the AUD Classes and must be received within 6 Business Days from (and including) the relevant Valuation Day, or, in respect of the AUD Classes, if the sixth Business Day is not a day on which banks in Melbourne are open for business, the immediately following Business Day on which banks in Melbourne are open for business, and/or such other date or dates as the Management Company may, in its sole discretion, from time to time determine.

##### Repurchases

Units may be repurchased on each Valuation Day.

The repurchase price per a Class of Units shall be equal to the Net Asset Value per such Class on the relevant Valuation Day.

The application for any repurchase shall be in multiples of 1 Unit of the relevant class of Units or such other number of Units of the relevant class of Units as the Management Company may, in its sole discretion, determine.

The repurchase request should be received by the Administrative Agent no later than 12:00 noon (Luxembourg time) on the relevant Valuation Day, or such other day and/or time as the Management Company may, in its sole discretion, determine from time to time.

Remittances in respect of repurchases of Units shall be made by wire transfer in USD in respect of the USD Classes, in Australian Dollars in respect of the AUD Classes within 6 Business Days from (and including) the relevant Valuation Day, or, in respect of the AUD Classes, if the sixth Business Day is not a day on which banks in Melbourne are open for business, the immediately following Business Day on which banks in Melbourne are open for business and/or such other date or dates as the Management Company may, in its sole discretion, from time to time determine.

The repurchases of Units in the Fund are not subject to any repurchase fees.

*Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund*Subscriptions

Units are issued on each Valuation Day at an offering price equal to the Net Asset Value per Unit of the relevant Class of Units on the relevant Valuation Day.

The minimum investment for the application for any purchase of Units is 10 Units for the TRY Class and the MXN Class and thereafter in integral multiples of 1 Unit, or such other amount or number of Units of the relevant Class the Management Company may, after consultation with the Investment Manager, determine, provided that Units of each Class will only be issued in whole numbers.

The minimum investment for the application for any purchase of Units is 10,000 Units for the N Class and thereafter in integral multiples of 1 Unit, or such other amount or number of Units of the N Class the Management Company may, after consultation with the Investment Manager, determine, provided that Units of each Class will only be issued in whole numbers.

Applications for the purchase of Units must be received by the Administrator no later than 12:00 noon (Luxembourg time) on the relevant Valuation Day, or such other day and/or time as the Management Company may, in its sole discretion, determine from time to time. Any application received after such cut-off time is deemed to be accepted in respect of the following Business Day.

Payment shall be made by wire transfer in TRY in respect of the TRY Class, in MXN in respect of the MXN Class and in JPY in respect of the N Class and must be received within 5 Business Days from (and including) the relevant Valuation Day, provided that if the fifth Business Day is not a day on which banks are open for business respectively for TRY Class in Istanbul and for MXN Class in Mexico, the immediately following Business Day on which banks are open for business respectively for TRY Class in Istanbul and for MXN Class in Mexico, and/or such other day or days as the Management Company may, in its sole discretion, determine from time to time.

Repurchases

Units may be repurchased on each Valuation Day.

The repurchase price per a Class of Units shall be equal to the Net Asset Value per Unit of such Class on the relevant Valuation Day.

The application for any repurchase shall be in multiples of 1 Unit of the relevant Class of Units or such other number of Units of the relevant Class of Units as the Management Company may, after consultation with the Investment Manager, determine.

The repurchase request should be received by the Administrator no later than 12:00 noon (Luxembourg time) on the relevant Valuation Day, or such other day and/or time as the Management Company may, in its sole discretion, determine from time to time.

Remittances in respect of repurchases of Units shall be made by wire transfer in TRY in respect of the TRY Class, in MXN in respect of the MXN Class and in JPY in respect of the N Class within 5 Business Days from (and including) the relevant Valuation Day, provided that if the fifth Business Day is not a day on which banks are open for business respectively for TRY Class in Istanbul and for MXN Class in Mexico, the immediately following Business Day on which banks are open for business respectively for TRY Class in Istanbul and for MXN Class in Mexico, and/or such other date or dates as the Management Company, after consultation with the Investment Manager, may from time to time determine.

Note 12 - Forward foreign exchange contracts

As at June 30, 2020, Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
USD	449,105	TRY	3,067,700	July 08, 2020	2,536
USD	184,913	TRY	1,263,777	July 08, 2020	944
USD	153,734	TRY	1,060,103	July 29, 2020	277
USD	28,875	TRY	196,631	July 08, 2020	252
USD	54,364	TRY	374,227	July 22, 2020	90
USD	166,476	TRY	1,143,180	July 08, 2020	62
USD	2,274	MXN	51,854	July 22, 2020	39
USD	840	MXN	19,377	July 08, 2020	4
USD	4,374	TRY	30,176	July 22, 2020	(3)
USD	71,167	TRY	490,950	July 22, 2020	(34)
TRY	47,183,865	USD	6,797,399	July 22, 2020	45,638
TRY	47,202,574	USD	6,825,869	July 29, 2020	7,055
TRY	641,830	USD	93,039	July 22, 2020	45
TRY	279,718	USD	40,547	July 22, 2020	19
MXN	2,310	USD	102	July 22, 2020	(3)
MXN	231,210	USD	9,992	July 08, 2020	(3)
TRY	4,496	USD	658	July 08, 2020	(4)
TRY	76,264	USD	11,106	July 08, 2020	(4)
TRY	135,999	USD	19,804	July 08, 2020	(7)
MXN	249,387	USD	10,817	July 08, 2020	(42)
JPY	951,634	USD	8,904	July 27, 2020	(68)
MXN	510,048	USD	22,236	July 22, 2020	(243)
TRY	1,031,428	USD	149,576	July 29, 2020	(269)
TRY	366,817	USD	53,701	July 08, 2020	(303)
TRY	1,612,481	USD	233,839	July 29, 2020	(421)
TRY	889,316	USD	130,123	July 08, 2020	(664)
TRY	3,168,382	USD	460,273	July 22, 2020	(765)
TRY	4,642,138	USD	674,366	July 22, 2020	(1,121)
MXN	1,539,483	USD	67,529	July 22, 2020	(1,146)
TRY	1,538,288	USD	225,202	July 08, 2020	(1,272)
MXN	1,228,700	USD	54,371	July 22, 2020	(1,389)
MXN	9,339,056	USD	403,131	August 13, 2020	(1,615)
TRY	1,318,750	USD	193,663	July 08, 2020	(1,691)
TRY	2,125,160	USD	312,086	July 08, 2020	(2,725)
MXN	6,552,995	USD	288,746	July 22, 2020	(6,176)
MXN	12,217,478	USD	540,119	July 29, 2020	(13,829)
TRY	49,459,578	USD	7,144,836	August 13, 2020	(14,849)
MXN	8,241,468	USD	381,127	July 08, 2020	(25,046)
TRY	53,110,719	USD	7,799,098	July 08, 2020	(67,700)
					<u>(84,431)</u>

## Note 13 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended June 30, 2020, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the Statement of Operations of the Fund, is as follows:

	<i>Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund</i>	<i>Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>USD</i>	<i>USD</i>
Realised profit on investments	2,812,003	294,164	3,106,167
Realised loss on investments	(5,241,285)	(802)	(5,242,087)
Net realised profit/(loss) on investments	<u>(2,429,282)</u>	<u>293,362</u>	<u>(2,135,920)</u>
	<i>USD</i>	<i>USD</i>	<i>USD</i>
Change in unrealised profit on investments	714,737	2,068	716,805
Change in unrealised loss on investments	(12,898,345)	(25,075)	(12,923,420)
Change in net unrealised result on investments	<u>(12,183,608)</u>	<u>(23,007)</u>	<u>(12,206,615)</u>

## Note 14 - Transaction costs

*Nomura Luxembourg Select - Brazilian Bond Fund*

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Fund did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended June 30, 2020, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

*Nomura Luxembourg Select - Short-term US Treasury Fund*

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Fund did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended June 30, 2020, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

#### Note 15 - Significant events

Since beginning of 2020, the spread of a novel coronavirus disease, known as COVID-19, has negatively impacted the global economy and financial markets and caused significant volatility.

The impact of COVID-19 outbreak on the financial performance of the Trust's investments will depend on future developments, including the duration and spread of the outbreak and related advisories and restrictions. These developments and the impact of COVID-19 on the financial markets and the overall economy are highly uncertain and cannot be predicted. If the financial markets and/or the overall economy are impacted for an extended period, the Trust's future investment results may be materially adversely affected.

In this context, the Management Company is continuously watching governments' efforts to contain the spread of the virus and is closely monitoring the potential economic impact on the Trust's performance.

The Trust is in full capacity to continue its usual operations in accordance with its investment policy and its prospectus. The Funds' unaudited net asset values are available on a daily basis.

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2021年10月末日現在)

資産総額	25,477,495.54米ドル	2,896,027千円
負債総額	117,301.64米ドル	13,334千円
純資産総額( - )	25,360,193.90米ドル	2,882,693千円
発行済口数	米ドル建て毎月分配型	3,324,863口
	米ドル建て年1回分配型	467,184口
	豪ドル建て毎月分配型	2,446,211口
	豪ドル建て年1回分配型	449,855口
1口当たり純資産価格	米ドル建て毎月分配型	3.26米ドル(371円)
	米ドル建て年1回分配型	6.96米ドル(791円)
	豪ドル建て毎月分配型	4.52豪ドル(387円)
	豪ドル建て年1回分配型	8.59豪ドル(735円)

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (イ) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュュ通り33番 A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は徴収されません。

### (ロ) 受益者集会

受益者集会は開催されません。

### (ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

## 第三部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,979万円）で、2021年10月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約332万円）の記名株式15株を発行済です。

最近5年間における資本の額の増減はありません。

##### (2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選任されることがあります。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次回の株主総会までの欠員を補充するための人員を多数決により選任することができます。

いかなる会合においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、取締役の互選により会長1名を選任し、さらに、副会長1名ないし数名を選任することができます。取締役会は、さらに、秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができます。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会および取締役会においては他の取締役を、また株主総会においては、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができます。

取締役会は、随時管理会社の業務運営および経営に必要であると考えられるジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐、または他の役員数名を含む管理会社の役員を任命することができます。より詳細に述べると、2010年法第102条第1項(c)および2013年法第7条第1項(c)の要件に従い、取締役会は、管理会社の業務を効率的に行うために少なくとも2名の役員（「授権された業務遂行役員」）を任命します。当該任命は、取締役会によりいつでも取り消すことができます。授権された業務遂行役員は管理会社の取締役または株主であることを要しません。授権された業務遂行役員は、管理会社の定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとします。

取締役会の書面による招集通知は、緊急の場合を除き、遅くとも開催時の24時間前に取締役全員に送付されます。緊急の場合、招集通知に当該緊急事態の内容を記載します。かかる通知は、口頭による同意もしくは書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の証明可能な電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、取締役会において、代理権を証明することのできる書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは、その他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、当該取締役であることを確認できる電話会議またはテレビ会議により、取締役会に出席することができます。当該手段は、当該取締役会の審議が中断されることなく接続された状態であり、取締役会への有効な参加を確保する技術上の特性を満たすものとします。当該通信手段により離れた場所で開催される当該会議は、管理会社の登記上の事務所で開催されたものとみなされるものとします。

取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理の他の取締役が代理出席した場合のみ、取締役会において適法に審議または行為することができます。

決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われます。

当該取締役であることを確認できるテレビ会議またはその他の通信手段により、取締役会に出席する取締役は、定数および多数決の計算において出席したものとみなされるものとします。

全取締役の合意により、全取締役が参加している電話会議は、本項のその他の規定に基づき有効な会議であるとみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグ国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うことができ、これは、決議事項が記載され、各取締役が署名した1件の書類とするかまたは数件の書類とすることができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。これらすべてが議事録を形成し、決議の証拠となります。

取締役会の議事録は、議長または議長が欠席の場合は、当該役会を主催する議長代行により、署名がなされるものとします。

訴訟手続等に提出される議事録の写しまたは抄本は、議長、秘書役または二人の取締役によって署名がなされるものとします。

取締役は、適式に招集された取締役会においてのみ行為することができます。取締役会は、管理会社の方針および経営方針を決定する権限を持つものとします。もっとも、取締役は、取締役会において決議されている場合を除き、個々の行動によって管理会社に義務を負わせることはできません。

法律または定款によって、明確に定時株主総会に留保されていない権限については、すべて取締役会の権限に属するものとします。

取締役会は、管理会社の業務執行役員に、管理会社の日々の業務の指示ならびに会社方針および目的の促進を実行する権限を委託することができます。

投資運用会社は管理会社に投資顧問・運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社(その単独株主はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.)は1991年7月8日付公正証書(1991年8月16日に官報である「メモリアル」に公告)によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、ルクセンブルグの商業および法人登記所(同所にて、閲覧および写しの入手が可能)に保管されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37 359号としてルクセンブルグの商業および法人登記所に登録しています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・2010年法第101条第2項および同法別紙 に基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立されたUCITSの管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立されたUCIの付加的な管理を行うこと
- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、AIFMDに定義されるAIFに関し、2013年法第5条第2項および同法別紙 に基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

なお、管理会社は、トラストに対し、(a)顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b)投資助言、(c)投資信託の受益証券の保管および管理または(d)2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。管理会社はまた、自らが業務(所在地および管理支援サービスを含みます。)を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および/または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに/またはこれに有益および/もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。

管理会社は、2010年法第15章に定義される管理会社および2013年法に定義されるAIFMとして認可されています。

管理会社は、ファンドのために投資運用業務を野村アセットマネジメントに委託しており、またトラスト資産の保管業務およびルクセンブルグ法で要求される一般的な管理業務を保管受託銀行、登録・名義書換事務、支払、管理事務代行および発行会社代理人であるノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しています。

管理会社は、2021年10月末日現在以下の投資信託の管理・運用を行っており、その管理投資信託財産額は約1.2兆円です。

国 別 ( 設立国 )	種 類 別 ( 基本的性格 )	本 数	純資産額の合計 (通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	2	4,268,474,687.15米ドル
		1	2,252,412,084.06豪ドル
		1	146,255,654.52カナダドル
		1	443,178,340.47ニュージーランドドル
		1	44,591,996.99英ポンド
ルクセンブルグ	その他	15	1,062,311,048.98米ドル
		6	143,438,574.90ユーロ
		19	140,509,618,023円
		8	362,163,147.24豪ドル
		3	4,433,763.76カナダドル
		4	124,431,163.25ニュージーランドドル
		2	1,764,272.68英ポンド
		1	37,542,066.20メキシコペソ
		1	256,072,536.79トルコリラ
ケイマン諸島	その他	7	409,006,650.84米ドル
		2	127,987,751.22ユーロ
		3	329,216,446.91豪ドル
		3	98,955,815.30ニュージーランドドル

### 3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2021年10月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝132.77円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## (1)【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
貸借対照表  
2021年3月31日現在  
(ユーロで表示)

	注記	2021年3月31日		2020年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売掛金					
a) 1年以内期限到来	3、10	386,121	51,265	354,695	47,093
銀行預金および手許現金	10	9,985,104	1,325,722	9,943,527	1,320,202
		<u>10,371,225</u>	<u>1,376,988</u>	<u>10,298,222</u>	<u>1,367,295</u>
前払金		26,250	3,485	26,250	3,485
		<u>26,250</u>	<u>3,485</u>	<u>26,250</u>	<u>3,485</u>
資産合計		<u>10,397,475</u>	<u>1,380,473</u>	<u>10,324,472</u>	<u>1,370,780</u>
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	49,789	375,000	49,789
準備金		1,372,500	182,227	1,267,500	168,286
1. 法定準備金	5	37,500	4,979	37,500	4,979
4. 公正価値準備金を含むその他の準備金					
b) その他の配当不能準備金	5	1,335,000	177,248	1,230,000	163,307
繰越(損)益	5	7,632,773	1,013,403	7,392,229	981,466
当期(損)益		242,195	32,156	345,544	45,878
		<u>9,622,468</u>	<u>1,277,575</u>	<u>9,380,273</u>	<u>1,245,419</u>
債務					
買掛金					
a) 1年以内期限到来	7	216,948	28,804	275,777	36,615
その他の債務					
a) 税務当局	6	524,059	69,579	649,422	86,224
b) 社会保障当局		34,000	4,514	19,000	2,523
		<u>775,007</u>	<u>102,898</u>	<u>944,199</u>	<u>125,361</u>
資本金、準備金および負債合計		<u>10,397,475</u>	<u>1,380,473</u>	<u>10,324,472</u>	<u>1,370,780</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

## (2)【損益計算書】

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 損益計算書

2021年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2021年		2020年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1 から5. 総利益(損失)	8、10	1,470,452	195,232	1,348,420	179,030
6. 人件費		(1,062,165)	(141,024)	(816,731)	(108,437)
a) 賃金および給与	9	(954,426)	(126,719)	(754,388)	(100,160)
b) 社会保障費	9	(107,739)	(14,305)	(62,343)	(8,277)
) 年金に関するもの		(71,752)	(9,527)	(41,821)	(5,553)
) その他の社会保障費		(35,987)	(4,778)	(20,522)	(2,725)
8. その他の営業費用		(45,501)	(6,041)	(35,000)	(4,647)
14. 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	10	(25,255)	(3,353)	(20,187)	(2,680)
b) その他の利息および類似の費用		(2,483)	(330)	(4,516)	(600)
15. 損益に係る税金	6	(92,853)	(12,328)	(126,442)	(16,788)
16. 税引後利益(損失)		242,195	32,156	345,544	45,878
18. 当期利益		<u>242,195</u>	<u>32,156</u>	<u>345,544</u>	<u>45,878</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 財務書類に対する注記

2021年3月31日に終了した年度

## 注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(「Société Anonyme」)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総利益(損失)」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としてのライセンスを2014年2月14日付で得ている。さらに当社は、2010年12月17日法(修正済)第15章に基づくライセンスを2017年11月16日付でCS SFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMライセンスの範囲は2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結決算の対象になっている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結決算の対象にもなっており、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

## 注2 - 重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建のすべての取引は、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整は、行われた事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、当事業年度に関連するが、翌事業年度に支払われる費用が含まれている。

総利益(損失)

総利益(損失)には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

比較数値

2020年3月31日現在の負債項目の一部は、適切な比較を行うために再分類された。

## 注3 - 売掛金

2021年3月31日現在、売掛金は、管理報酬219,163ユーロ（2020年3月31日：193,030ユーロ）、リスク管理サービス報酬42,500ユーロ（2020年3月31日：42,500ユーロ）、AIFMDおよび報告手数料35,834ユーロ（2020年3月31日：33,525ユーロ）、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「GFTC」）へのファンド業務報酬88,624ユーロ（2020年3月31日：85,140ユーロ）で構成されている。

2020年3月31日現在、売掛金には、その他の未収金500ユーロも含まれていた。

## 注4 - 払込済資本金

2021年3月31日および2020年3月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの名株式15株により表章される。2021年3月31日および2020年3月31日現在、当社は、自社株を購入していない。

## 注5 - 準備金および繰越利益または損失

年度中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の配当不能 準備金 (ユーロ)	繰越(損)益 (ユーロ)
2020年3月31日現在残高	37,500	1,230,000	7,392,229
前期の(損)益*	-	-	345,544
富裕税準備金の取毀し	-	(145,000)	145,000
富裕税準備金の配分	-	250,000	(250,000)
2021年3月31日現在残高	<u>37,500</u>	<u>1,335,000</u>	<u>7,632,773</u>

\* 2020年6月9日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の配当不能準備金

2016年から富裕税を減額するための基準を定めた2016年6月16日付第47-3号通達に基づき、ルクセンブルグ税務当局は、企業が適用されるべき（前年度の法人税を控除した）最低富裕税額を決定し、当該金額と統合ベースに基づく富裕税額とを比較することにより、当該年度における富裕税額を減額することができることを示した第51号通達を2016年7月25日に発行した。富裕税の目的のため、企業は前述の金額（控除後の最低富裕税額または統合ベースに基づく富裕税額）のいずれか高い方の金額を支払わなければならない。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の富裕税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、配当が行われた年度に税額控除は廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の配当不能準備金」として計上することを決定した。

2020年6月9日に開催された年次総会により、2014年の富裕税準備金（145,000ユーロ）が全額取り毀され、2021年の富裕税準備金として250,000ユーロが設定された。

2021年3月31日現在、制限的準備金は1,335,000ユーロであり、これは2015年から2021年までの年度の富裕税の5倍に相当する。（2020年3月31日：1,230,000ユーロ）

## 注6 - 税金

法人税率は18.19%（雇用基金への拠出金の7%を含む）に、エスペランジュの地方事業税率は6.75%に据え置かれた。

## 注7 - 買掛金

2021年3月31日および2020年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬、税務コンサルタント料、プロジェクト費用、給与関連拠出金および所在地事務報酬で構成されている。

## 注8 - 総利益（損失）

2021年3月31日および2020年3月31日現在、以下のとおり分析される。

	2021年 (ユーロ)	2020年 (ユーロ)
サービス報酬	1,709,790	1,765,042
その他の収益	3,460	-
コンサルタント料	(6,678)	(165,899)
その他の外部費用	(236,120)	(250,723)
	<u>1,470,452</u>	<u>1,348,420</u>

2021年3月31日および2020年3月31日現在、サービス報酬には、管理報酬、リスク管理報酬およびその他の報酬が含まれている。

2021年3月31日現在、その他の外部費用は、所在地事務報酬97,175ユーロ（2020年3月31日現在：97,175ユーロ）、海外規制費用23,759ユーロ（2020年3月31日現在：18,019ユーロ）、内部および外部の監査報酬55,728ユーロ（2020年3月31日現在：55,058ユーロ）、法務報酬6,760ユーロ（2020年3月31日現在：13,110ユーロ）およびその他の費用52,698ユーロ（2020年3月31日現在：67,361ユーロ）で構成されている。

## 注9 - スタッフ

2021年3月31日に終了した年度に、当社は8名（2020年3月31日に終了した年度：7名）の従業員を雇用していた。

## 注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業の一環として、関連会社との間で多くの銀行取引が行われている。これらには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

2021年3月31日および2020年3月31日に終了した年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に銀行と当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサービスを提供することを銀行に委任するサービス水準合意書（随時改正済）に署名した。2021年3月31日に終了した年度に、銀行により比例按分で請求された年額92,500ユーロ（付加価値税抜き）（2020年3月31日に終了した年度：92,500ユーロ）は、損益計算書の「総利益（損失）」において控除されている。

同じ勘定科目のもとおよびG F T Cと合意した2015年1月12日付のリスク管理サービス契約（改正済）に基づいて、当社はファンド業務を364,175ユーロ（2020年3月31日：454,993ユーロ）で提供した。

## 注11 - 運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2021年3月31日現在、約9,959百万ユーロ（2020年3月31日現在：8,748百万ユーロ）である。

## 注12 - 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響

感染症の世界的大流行は、2021年3月31日に終了した年度における当社の活動に重大な影響を与えなかった。当社は、正常に機能するために適切な衛生対策を行っている。

[次へ](#)

## GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Balance Sheet as at March 31, 2021  
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2021	March 31, 2020
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year	3, 10	386,121	354,695
Cash at bank and in hand	10	9,985,104	9,943,527
		<u>10,371,225</u>	<u>10,298,222</u>
PREPAYMENTS		<u>26,250</u>	<u>26,250</u>
		26,250	26,250
TOTAL (ASSETS)		<u><u>10,397,475</u></u>	<u><u>10,324,472</u></u>
	Note(s)	March 31, 2021	March 31, 2020
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	4	375,000	375,000
Reserves		1,372,500	1,267,500
1. Legal reserve	5	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve			
b) other non available reserves	5	1,335,000	1,230,000
Profit or loss brought forward	5	7,632,773	7,392,229
Profit or loss for the financial year		242,195	345,544
		<u>9,622,468</u>	<u>9,380,273</u>
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	7	216,948	275,777
Other creditors			
a) Tax authorities	6	524,059	649,422
b) Social security authorities		34,000	19,000
		<u>775,007</u>	<u>944,199</u>
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u><u>10,397,475</u></u>	<u><u>10,324,472</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

## GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Profit and Loss Account  
for the year ended March 31, 2021  
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2021	March 31, 2020
1. to 5. Gross profit or loss	8, 10	1,470,452	1,348,420
6. Staff costs		(1,062,165)	(816,731)
a) salaries and wages	9	(954,426)	(754,388)
b) social security costs	9	(107,739)	(62,343)
<i>i) relating to pensions</i>		(71,752)	(41,821)
<i>ii) other social security costs</i>		(35,987)	(20,522)
8. Other operating expenses		(45,501)	(35,000)
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	10	(25,255)	(20,187)
b) other interest and similar expenses		(2,483)	(4,516)
15. Tax on profit or loss	6	(92,853)	(126,442)
16. Profit or loss after taxation		242,195	345,544
18. Profit for the financial year		<u>242,195</u>	<u>345,544</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

## GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts  
for the year ended March 31, 2021

## Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss Account as “Gross profit or loss”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) Licence with effect on February 14, 2014. Moreover, the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 License by the CSSF on November 16, 2017. On July 10, 2020, the Company further extended its AIFM Licence to manage investment fund exposed to non-traditional assets.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-13-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

## Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

*Foreign currency translation*

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

## GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts  
for the year ended March 31, 2021 (continued)

## Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

*Debtors*

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

*Provisions*

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

*Creditors*

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

*Gross profit or loss*

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

*Interest income and interest expenses*

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

*Comparative figures*

Certain captions of the liabilities as of March 31, 2020 have been reclassified to allow proper comparison.

## Note 3 – Trade debtors

As at March 31, 2021, Trade debtors consist of management fees for an amount of EUR 219,163 (March 31, 2020: EUR 193,030), risk management services for EUR 42,500 (March 31, 2020: EUR 42,500), AIFMD and reporting fees for EUR 35,834 (March 31, 2020: 33,525), Funds services to Global Funds Trust Company (“GFTC”) for EUR 88,624 (March 31, 2020: EUR 85,140).

As at March 31, 2020, the Trade debtors also included other receivables for EUR 500.

## GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts  
for the year ended March 31, 2021 (continued)

## Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2021 and 2020, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. As at March 31, 2021 and 2020, the Company has not purchased its own shares.

## Note 5 – Reserves and Profit or loss brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other non available reserves	Profit or loss brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2020	37,500	1,230,000	7,392,229
Previous year's profit or loss*	---	---	345,544
Release of net wealth tax ( " NWT " ) reserve	---	(145,000)	145,000
Allocation to NWT reserve	---	250,000	(250,000)
	<u>37,500</u>	<u>1,335,000</u>	<u>7,632,773</u>
Balance as at March 31, 2021	37,500	1,335,000	7,632,773

\* As per decision of the Annual General Meeting as at June 9, 2020.

*Legal reserve*

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

*Other non available reserves*

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction or the NWT due based on the unitary value).

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other non available reserves".

As per Annual General Meeting held on June 9, 2020, the 2014 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 145,000, and a NWT reserve of EUR 250,000 was constituted for 2021.

As at March 31, 2021, the restricted reserve amounted EUR 1,335,000 representing five times the NWT credited for the years from 2015 to 2021 (March 31, 2020: EUR 1,230,000).

## GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts  
for the year ended March 31, 2021 (continued)

## Note 6 – Taxes

The Corporate Income tax rate remained at 18.19% (including a 7% surcharge for the employment fund) and the Municipal Business tax rate in Hesperange at 6.75%.

## Note 7 – Trade creditors

As at March 31, 2021 and 2020, the balances are constituted of audit and tax consultancy fees, project costs, salary related contributions and domiciliation fees payable.

## Note 8 – Gross profit or loss

As at March 31, 2021 and 2020, this caption can be analysed as follows:

	<i>2021</i>	<i>2020</i>
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Services fees	1,709,790	1,765,042
Other income	3,460	---
Consultancy fees	(6,678)	(165,899)
Other external charges	(236,120)	(250,723)
	<u>1,470,452</u>	<u>1,348,420</u>

As at March 31, 2021 and 2020, the Services fees include the management fees, the risk management fees and other fees.

As at March 31, 2021, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 97,175 (March 31, 2020: EUR 97,175), overseas regulation fees for EUR 23,759 (March 31, 2020: EUR 18,019), internal and external audit fees for EUR 55,728 (March 31, 2020: EUR 55,058), legal fees for EUR 6,760 (March 31, 2020: EUR 13,110) and other charges for EUR 52,698 (March 31, 2020: EUR 67,361).

## Note 9 – Staff

For the year ended March 31, 2021, the Company has employed 8 persons (March 31, 2020: 7 persons).

## Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

## GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts  
for the year ended March 31, 2021 (continued)

## Note 10 – Related parties (continued)

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2021 and March 31, 2020. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

The Bank and the Company have signed a Service Level Agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 92,500 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2021 (March 31, 2020: EUR 92,500) is recorded in deduction of the caption “Gross profit or loss” in the profit and loss account.

Under the same caption and according to the Risk Management Services Agreement dated January 12, 2015, as amended, which was concluded with GFTC, the Company has provided Funds services for an amount of EUR 364,175 (March 31, 2020: EUR 454,993).

## Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 9,959 million as at March 31, 2021 (March 31, 2020: EUR 8,748 million).

## Note 12 – Impact of COVID-19

The pandemic had no significant impact on the Company's activities during the year ending March 31, 2021. The Company has taken the appropriate sanitary measures to ensure its proper functioning.

[次へ](#)

## 中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されています。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2021年10月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝132.77円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 貸借対照表

2021年9月30日現在

（ユーロで表示）

	注記	2021年9月30日		2020年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>					
<b>流動資産</b>					
<b>債権</b>					
売掛金					
a) 1年以内期限到来	3	619,870	82,300	339,239	45,041
銀行預金および手許現金	10	10,057,005	1,335,269	9,924,925	1,317,732
		10,676,875	1,417,569	10,264,164	1,362,773
前払金		29,034	3,855	24,640	3,271
<b>資産合計</b>		<b>10,705,909</b>	<b>1,421,424</b>	<b>10,288,804</b>	<b>1,366,045</b>
<b>資本金、準備金および負債</b>					
<b>資本金および準備金</b>					
払込済資本金	4	375,000	49,789	375,000	49,789
準備金		1,607,500	213,428	1,372,500	182,227
1. 法定準備金	5	37,500	4,979	37,500	4,979
4. 公正価値準備金を含むその他の準備金	5				
b) その他の配当不能準備金		1,570,000	208,449	1,335,000	177,248
繰越(損)益	5	7,639,968	1,014,359	7,632,773	1,013,403
当期(損)益		207,024	27,487	97,148	12,898
		9,829,492	1,305,062	9,477,421	1,258,317
引当金					
納税引当金	6	585,451	77,730	559,960	74,346
		585,451	77,730	559,960	74,346
<b>債務</b>					
<b>買掛金</b>					
a) 1年以内期限到来	7	230,392	30,589	214,868	28,528
<b>その他の債務</b>					
a) 税務当局		51,913	6,892	28,700	3,810
b) 社会保障当局		8,661	1,150	7,855	1,043
		290,966	38,632	251,423	33,381
<b>資本金、準備金および負債合計</b>		<b>10,705,909</b>	<b>1,421,424</b>	<b>10,288,804</b>	<b>1,366,045</b>

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 損益計算書

2021年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2021年9月30日		2020年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1 から5. 総利益(損失)	8、10	862,949	114,574	666,173	88,448
6. 人件費		(552,195)	(73,315)	(502,655)	(66,738)
a) 賃金および給与	9	(482,057)	(64,003)	(450,774)	(59,849)
b) 社会保障費	9	(70,138)	(9,312)	(51,881)	(6,888)
) 年金に関するもの		(50,389)	(6,690)	(35,222)	(4,676)
) その他の社会保障費		(19,749)	(2,622)	(16,659)	(2,212)
8. その他の営業費用		(17,500)	(2,323)	(17,500)	(2,323)
14. 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	10	(12,785)	(1,697)	(12,622)	(1,676)
b) その他の利息および類似の費用		(430)	(57)	(1,421)	(189)
15. 損益に係る税金	6	(73,015)	(9,694)	(34,827)	(4,624)
16. 税引後利益(損失)		207,024	27,487	97,148	12,898
18. 当期利益		207,024	27,487	97,148	12,898

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
中間財務書類に対する注記  
2021年9月30日に終了した期間

## 注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(「Société Anonyme」)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総利益(損失)」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としてのライセンスを2014年2月14日付で得ている。さらに当社は、2010年12月17日法(修正済)第15章に基づくライセンスを2017年11月16日付でCS SFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMライセンスの範囲は2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結決算の対象になっている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結決算の対象にもなっており、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

## 注2 - 重要な会計方針の要約

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建のすべての取引は、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本期間の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整は、行われた事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、当事業期間に関連するが、翌事業期間に支払われる費用が含まれている。

総利益(損失)

総利益(損失)には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

比較数値

2020年9月30日に終了した期間の損益計算書の項目の一部は、適切な比較を行うために再分類された。

## 注3 - 売掛金

2021年9月30日現在、売掛金は、管理報酬239,734ユーロ（2020年9月30日：182,449ユーロ）、リスク管理サービス報酬90,000ユーロ（2020年9月30日：42,500ユーロ）、AIFMDおよび報告手数料33,894ユーロ（2020年9月30日：33,525ユーロ）、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「GFTC」）へのファンド業務報酬216,222ユーロ（2020年9月30日：80,765ユーロ）で構成されている。

2021年9月30日現在、売掛金には、その他の未収金40,020ユーロも含まれていた。

## 注4 - 払込済資本金

2021年9月30日および2020年9月30日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

## 注5 - 準備金および繰越利益または損失

当期中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の配当不能 準備金 (ユーロ)	繰越(損)益 (ユーロ)
2021年3月31日現在残高	37,500	1,335,000	7,632,773
前期の(損)益*	-	-	242,195
富裕税準備金の取毀し純額	-	(15,000)	15,000
富裕税準備金	-	250,000	(250,000)
2021年9月30日現在残高	<u>37,500</u>	<u>1,570,000</u>	<u>7,639,968</u>

\* 2021年6月8日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の配当不能準備金

2016年から富裕税を減額するための基準を定めた2016年6月16日付第47-3号通達に基づき、ルクセンブルグ税務当局は、企業が適用されるべき（前年度の法人税を控除した）最低富裕税額を決定し、当該金額と統合ベースに基づく富裕税額とを比較することにより、当該年度における富裕税額を減額することができることを示した第51号通達を2016年7月25日に発行した。富裕税の目的のため、企業は前述の金額（控除後の最低富裕税額または統合ベースに基づく富裕税額）のいずれか高い方の金額を支払わなければならない。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の富裕税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、配当が行われた年度に税額控除は廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の配当不能準備金」として計上することを決定した。

2021年3月31日現在、制限的準備金は1,335,000ユーロであり、これは2015年から2021年までの年度の富裕税の5倍に相当する。（2020年3月31日：1,230,000ユーロ）

2021年6月8日に開催された年次総会により、2015年の富裕税準備金（15,000ユーロ）が全額取り毀され、2022年の富裕税準備金として250,000ユーロが設定された。

## 注6 - 税金

法人税率は18.19%（雇用基金への拠出金の7%を含む）に、エスペランジュの地方事業税率は6.75%に据え置かれた。

## 注7 - 買掛金

2021年9月30日および2020年9月30日現在、残高は、未払いの監査報酬、コンサルタント料、給与関連拠出金および所在地事務報酬で構成されている。

## 注8 - 総利益（損失）

2021年9月30日および2020年9月30日現在、以下のとおり分析される。

	2021年9月30日 (ユーロ)	2020年9月30日 (ユーロ)
管理報酬	723,818	617,935
リスク管理報酬	15,000	14,375
その他の報酬	243,113	158,178
その他の外部費用	(118,982)	(124,315)
	<u>862,949</u>	<u>666,173</u>

2021年9月30日現在、その他の外部費用は、所在地事務報酬48,588ユーロ（2020年9月30日：48,588ユーロ）、海外規制費用6,337ユーロ（2020年9月30日：9,000ユーロ）、監査報酬22,111ユーロ（2020年9月30日：18,418ユーロ）およびその他の費用41,946ユーロ（2020年9月30日：48,309ユーロ）で構成されている。

## 注9 - スタッフ

2021年9月30日現在、当社は8名（2020年9月30日現在：8名）の従業員を雇用していた。

## 注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業の一環として、関連会社との間で多くの銀行取引が行われている。これらには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

2021年9月30日および2020年9月30日に終了した期間の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に銀行と当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサービスを提供することを銀行に委任するサービス水準合意書（随時改正済）に署名した。銀行により比例按分で請求された半期分の48,588ユーロ（付加価値税込み）（2020年9月30日に終了した期間：48,588ユーロ）は、損益計算書の「総利益（損失）」において控除されている。

同じ勘定科目のもとおよびG F T Cと合意した2015年1月12日付のリスク管理サービス契約（改正済）に基づいて、当社はファンド業務を258,113ユーロ（2020年9月30日：172,553ユーロ）で提供した。

## 注11 - 運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2021年9月30日現在、約10,143百万ユーロ（2020年9月30日現在：9,552百万ユーロ）である。

#### 4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含みます。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除きます。)の売買もしくは貸付けをし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、( )公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または( )適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会において、ルクセンブルグの法律に規定される要件に基づき、決議が行われなくてはなりません。

##### (2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの法律および規則に基づき、UCITSおよびAIFを管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。

##### (3) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### 1．野村アセットマネジメント株式会社（「投資運用会社」）

##### (1) 資本金の額

2021年10月末日現在、171億8,035万円

##### (2) 事業の内容

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である投資運用会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。

#### 2．ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人」）

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

##### (1) 資本金の額

2021年10月末日現在、2,800万ユーロ（約37億1,756万円）

##### (2) 事業の内容

1990年、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事しています。

#### 3．野村証券株式会社（日本における「代行協会員」ならびに日本における「販売会社」）

##### (1) 資本金の額

2021年10月末日現在、100億円

##### (2) 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2021年10月末日現在、日本国内に121の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定第一種金融商品取引業者として、また外国投資信託の販売会社および代行協会員として、それぞれの受益証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

### 2【関係業務の概要】

#### 1．野村アセットマネジメント株式会社（「投資運用会社」）

ファンドに関する投資運用業務を行います。

#### 2．ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務、支払、管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人」）

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換事務、支払、管理事務代行業務、発行会社代理人（純資産総額の計算を含みます。）および評価代理人業務を行います。

#### 3．野村証券株式会社（日本における「代行協会員」ならびに日本における「販売会社」）

日本におけるファンドの受益証券の販売に関し、代行協会員業務および販売業務を行います。

### 3【資本関係】

管理会社の株式の全株を、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.が保有しています。

## 第3【投資信託制度の概要】

(2020年11月付)

## . 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法(改正済)(2010年法が継承)
2004年法	リスク資本に投資する投資法人(以下「SICAR」という。)に関する2004年6月15日法(改正済)
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(改正済)
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法(改正済)
A I F	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
A I F M	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
A I F M D	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則(EC)No.1060/2009および規則(EU)No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU
A I F M R	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則(EU)No.231/2013
B M Rまたは ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則(EU)No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/1011
C E S R	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会(ESMA)
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
C S S F	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合(EECの継承機関であるECを吸収)
F C P	契約型投資信託
K I Dまたは P R I I P s K I D	規則1286/2014において言及される主要情報文書
K I I Dまたは U C I T S K I I D	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の1版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の1版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF規則	随時改正および補足されるマネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2017/1131
非個人向け パート ファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券/投資証券を販売することが認められていないパート ファンド

パート ファンド	(特にUCITS 指令をルクセンブルグ法において導入する)2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
PRIP	PRIPs 規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品
PRIPs 規則または規則1286 / 2014	パッケージ型個人向け投資金融商品 (PRIPs) の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則 (EU) 1286 / 2014
RAIF	2016年法第1条に定めるリザーブ・オルタナティブ投資ファンド
登録AIFM	運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向け	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券 / 投資
パート ファンド	証券を販売することが認められているパート ファンド
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT規則	規則 (EU) No.648 / 2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則 (EU) 2015 / 2365
SIF	2007年法に基づく専門投資信託
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS 指令または指令2009 / 65 / EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 (UCITS) に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009 / 65 / EC
UCITS 指令または指令2014 / 91 / EU	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 (UCITS) に関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009 / 65 / ECを改正する2014年7月23日付欧州議会および欧州理事会指令2014 / 91 / EU
UCITS 法	ルクセンブルグ法へUCITS 指令を法制化し、2010年法および2013年法を改正する2016年5月10日法
UCITS 規則またはEU規則2016 / 438	預託機関の義務に関して欧州議会および欧州理事会指令2009 / 65 / ECを補足する2015年12月17日付委員会委任規則 (EU) 2016 / 438 (改正済)
UCITS所在加盟国	UCITS 指令第5条に基づきUCITSが認可を受けた加盟国
UCITS受入加盟国	UCITSの受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社または第15章管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

## ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグ法に基づき、以下の種類の投資ビークルを創設することができる。

### 1) 規制を受けるルクセンブルグの投資ビークル

#### a) 投資信託 (UCI)

- UCITS、すなわち、指令2009/65/ECに基づき認可され、2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
- パート ファンド、すなわち、2010年法パート に基づく投資信託
- SIF、すなわち、2007年法に基づき専門投資信託

#### b) UCI以外の投資ビークル

- SICAR、すなわち、2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
- 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態をとる退職金支給機関に関する2005年7月13日法に基づく年金基金
- 証券化に関する2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されている場合）

### 2) 規制を受けないルクセンブルグの投資ビークル

- 証券化に関する2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されていない場合）
- RAIF、すなわち、2016年法に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンド  
さらに、AIFとしての資格を有するが、ルクセンブルグの商品法の対象とならない、他の規制を受けないルクセンブルグの投資ビークルの創設も可能である。

本概要は、2010年法に基づくUCITSおよびパート ファンドに適用されるルクセンブルグ法の概要であり、ルクセンブルグにおける集団投資スキームに直接または間接的に適用される多数の複雑な法律および規則の網羅的な分析ではない。

UCITSおよびパート ファンドに適用される法律は、CSSFが発行するさまざまな規則および告示により補完される。

ルクセンブルグの規則および規制のほか、すべての加盟国において直接適用されるさまざまな欧州規制およびESMAが発行する指針がUCIに適用される。

## 重要情報

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

## ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

### 1. 一般規定

#### 1.1 2010年法

2010年法はパート のUCITSおよびパート のUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

パート UCITS（以下「パート 」という。）

パート その他のUCI（以下「パート 」という。）

パート 外国のUCI

パート 管理会社

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

#### 1.2 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

### 2. 法的形態

2010年法パート およびパート に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

#### 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement)（以下「FCP」という。）

#### 2) 投資法人 (investment companies)

- 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
- 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型UCITSおよび会社型UCITSならびにパート ファンドは、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

### 3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

#### 3.1. 契約型投資信託(FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社(以下「管理会社」という。)およびその保管受託銀行(以下「保管受託銀行」という。)の三要素を中心に成り立っている。

##### 3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を保有する。

##### 3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定されることが求められる。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンド(すなわちUCITS)の受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML告示91/75(改訂済)は、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で(原則として月に一度以上)決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

UCITSに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注)本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSまたはパート ファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。  
ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
  - 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
  - 発行価格および買戻価格は、UCITSの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパート ファンドについては少なくとも1か月に1度(例外がある)は計算されなければならない。
  - 約款には以下の事項が記載される。
    - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
    - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
    - (c) 分配方針
    - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
    - (e) 公告に関する規定
    - (f) FCPの会計の決算日
    - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
    - (h) 約款変更手続
    - (i) 受益証券発行手続
    - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- (注)緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

## 3.1.3. 2010年法に基づくFCPの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用しているFCPそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、CSSFにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、FCPの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたFCPのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. UCITS FCPおよび個人向けパート FCPについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- FCPの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みにおいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金がa) FCP名義、FCPを代理する管理会社名義またはFCPを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC<sup>1</sup>第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

FCPを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

<sup>1</sup> 「指令2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006/73/ECをいう。

C. FCPの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

- ) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
- ) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、FCPを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってFCPに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

- ) FCPを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてFCPの所有権を確かめることによってかかる資産のFCPによる所有を確認し、
- ) FCPが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、FCPのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するFCPの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) FCPの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がFCPを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) FCPの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてFCPが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはFCPの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたFCPの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
  - ) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
  - ) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の )にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の )に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するFCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) FCPを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、FCPを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

FCPの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、FCPまたはFCPを代理する管理会社に関して、FCP、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合(2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。)
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

#### 3.1.4 管理会社

F C Pは、管理会社によって運用される。

F C Pに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。

また、UCITS管理会社およびAIFMは、2018年8月23日に発行されたCSSF告示18/698に従う。

(さらなる詳細については、以下 .3を参照のこと。)

#### 3.1.5 関係法人

##### ( ) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

UCITSについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

##### ( ) 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

#### 3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグのUCITSおよびパート ファンドは、2010年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

##### 3.2.1. 変動資本を有する投資法人(SICAV)

###### 3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

###### 3.2.1.2 2010年法に従うSICAVの要件

SICAVに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象であり、UCITSとしての資格を有するSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パート に従うすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- パート SICAVは、株式資本を維持しなければならない、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、SICAVの認可後6か月以内に達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロに引き上げることができる。
- (注) 現在はかかる規則は存在しない。
- 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻す。
- UCITSおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資証券を発行しない。
- UCITSおよびパート ファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する(UCITSについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とする。 )。
- 規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。
- SICAVの投資証券は無額面とする。

### 3.2.2 2010年法に基づくSICAVの保管受託銀行

A. SICAVは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。CSSFにより承認された保管受託銀行は、保管受託契約に従い、SICAVの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

FCPの保管受託銀行に関して上記 3.1.3Aに記載される条件は、SICAVの保管受託銀行に対しても適用される。

B. UCITS SICAVおよび個人向けパート SICAVについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- SICAVの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの規約に従って執行されるようにすること。
- SICAVの投資証券の価格が法律およびSICAVの規約に従い計算されるようにすること。
- 法律またはSICAVの規約に抵触しない限り、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を執行すること。
- SICAVの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- SICAVの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、SICAVのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にSICAVの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、SICAVのすべての現金がa) SICAV名義またはSICAVを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

SICAVを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. SICAVの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
  - ) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
  - ) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、SICAVを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってSICAVに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
  - ) SICAVから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてSICAVの所有権を確かめることによってかかる資産のSICAVによる所有を確認し、

) S I C A Vが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、S I C A Vのすべての資産をまとめた一覧をS I C A Vに提出する。

保管受託銀行が保管するS I C A Vの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) S I C A Vの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) S I C A Vの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてS I C A Vが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはS I C A Vの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、F C Pに関して上記 .3.1.3Eに記載されているのと同じ条件で、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

F. 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき、F C Pの保管受託銀行がF C PおよびF C Pの受益者に対して負う責任に関して上記 .3.1.3Fに記載されているのと同じ範囲において責任を負う。

G. 2010年法第37条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、S I C A V、S I C A Vを代理する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関して、S I C A V、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、S I C A Vに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはS I C A Vに解任される場合(2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。)
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりS I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

### 3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章(U C I T S)または第16章(パート ファンド)に従い管理会社によって運営される。

U C I T S S I C A Vが管理会社を指定した場合のS I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはS I C A Vにより解任された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 指定管理会社がS I C A Vにより退任され、S I C A Vが自己運用S I C A Vたる適格性の採用を決定した場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、U C I T S管理会社および第16章管理会社は、下記 .3.4に詳述されるC S S F告示18/698に従う。

### 3.2.4 関係法人

前記 .3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

### 3.2.5 管理会社を指定していない会社型U C I T Sの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、U C I T Sとしての資格を有し、かつ、管理会社を指定していない他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともS I C A Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代表するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、U C I T S S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該U C I T S S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 以下の .3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と読み替えられる。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

#### 4. ルクセンブルグのU C I T Sおよびパート ファンドに関する追加的な法律上および規制上の規定

##### 4.1 2010年法

##### 4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法は、特に、複数のコンパートメントを有するU C I (いわゆる「アンブレラ・ファンド」)を設立することができる旨を規定している。

かかるU C Iの目録見書には、各コンパートメントの特定の投資方針を記載しなければならない。

この構造により、一つの法主体において、異なる投資運用者によりポートフォリオが運用されるコンパートメントまたは異なる種類の投資家に対して募集されるかもしくは異なる報酬構造を有するコンパートメントなど、それぞれが異なる投資方針またはその他の異なる特徴を有するコンパートメントを設立することが可能となる。

これらのすべての状況において、各コンパートメントは、その設立書類に別段の記載がない限り、他のコンパートメントの投資対象のポートフォリオから分離された投資対象の特定のポートフォリオに連動する。この原則に基づき、設

立書類に別段の記載がない限り、アンブレラ・ファンドは一つの法主体を構成するが、コンパートメントの資産は、当該コンパートメントの投資家および債権者に対してのみ提供される。

C S S Fは、2010年法(および2007年法)に従う投資信託(以下「UCI」という。)の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540を発行した。当該告示に従い、C S S Fによる運用されていないコンパートメント(即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント)に対する認可は、最長18か月間有効である。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類またはヘッジもしくは分配方針について異なる特徴を持つことがある。かかる構造において、原投資対象は、すべての投資証券クラス/受益証券クラスについて同一であるが、各クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、例えば、一つのクラスのみについての配当の分配の結果として、または、ヘッジの場合には、一つの投資証券クラス/受益証券クラスのためのヘッジ取引の締結の結果として、異なることがある。コンパートメントとは違って、異なる投資証券クラス/受益証券クラスの資産および負債の分離は行われないうことに留意するべきである。2017年1月30日付UCITSの投資証券クラスに関するESMA意見には、UCITSが投資証券クラスのレベルでデリバティブ商品を用いる可能性がある一方で、この慣行を( )共通の投資目的、( )連鎖がないこと、( )事前決定および( )透明性からなる4つの原則の遵守の対象とする旨規定している。かかるさまざまなオプションを用いる主な利益は、単一の事業における異なる商品の効率的な構築である。

#### 4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

#### 4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)は、(2010年法により明示的に適用除外されていない限り)FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

##### 4.2.1 設立に関する要件(1915年法第420条の1)

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

##### 4.2.2 規約の必要的記載事項(1915年法第420条の15)

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- ( ) 設立企画人の身元
  - ( ) 法人の形態および名称
  - ( ) 登録事務所
  - ( ) 法人の目的
  - ( ) 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
  - ( ) 発行時に払込済の額
  - ( ) 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類に記載
  - ( ) 投資証券の様式(記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式)
  - ( ) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
- (注) 1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合には、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、C S S Fは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- ( ) 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
  - (x) 資本の一部を構成しない投資証券(もしあれば)に関する記載
  - (x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
  - (x) 法人の存続期間
  - (x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積り

##### 4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420条の17)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- ( ) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESEAに公告すること
- ( ) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

#### 4.2.4 設立企画人および取締役の責任(1915年法第420条の19および第420条の23)

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

. 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

#### 1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パート に基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる(簡単な通知手続に服する。 )。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。 )。

#### 2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

UCITSに適用される投資規則および制限は、2010年法第5章(第40条ないし第52条)に規定されており、同一の範囲においてFCPおよび会社型投資信託にも適用される。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第5章の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

投資規則および制限は、UCITSの目論見書に詳細に記載される。

2010年法第5章に定める投資規則および制限は、以下の規則および規制によって明確にされ、補足されている。

- (1) CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (2) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。
- (3) 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339(以下「告示08/339」という。)を出した。  
告示08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により代替される。)の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。
- (4) 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356(以下「告示08/356」という。)を出した。  
告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。
- (5) CSSF告示14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。
- (6) 2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。

MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、 ) 公的債務固定純資産価額のファンド、 ) 低ボラティリティ純資産価額のファンド、および ) 変動純資産価額のファンド(VNAV)(短期VNAVおよび標準VNAVの形

を取り得る。)である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。

(7) 指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター/フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS(またはそのコンパートメント)の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。

B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS(以下「マスター」という。)に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産(2010年法第41条第2項に定義される。)
- 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

### 3. UCITSの管理会社/第15章の管理会社

UCITSを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

#### 3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づきUCITS管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効であり、ESMAに対して通知される。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)、または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定はUCITS管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

(2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

(4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

(5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表 に記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としてUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注) 別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集会的管理において追加的に遂行する「その他の業務」(管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等)から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

(7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

(8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

- (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。
- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
  - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
    - ( ) 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
    - ( ) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
    - ( ) 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
  - これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、指令2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。
 

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。
- (b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合のみ認可する。
- CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
  - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
  - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
  - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
  - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
  - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- 管理会社が、(2010年法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人( *réviseurs d'entreprises agréés* )に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

### 3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な理由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/E Cに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

(3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、

- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。
- 上記3.1(3)の業務に関し、金融機関および一定の投資会社の破綻に関する2015年12月18日付改正法パート タイトル の規定ならびに1993年法第22 - 1条の規定に服する。

(注) 上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。

(4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。

- a) 管理会社は、C S S Fに適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) U C I T Sの目録見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。

(5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。

(a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。

(b) 管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。

- (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自らが管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行なう義務の遵守を損なったりするものではないものとする。
- 報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。
- 報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィールに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役員に適用される。
- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用する範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
- (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
- (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
- (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
- (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受け取る者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

(n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

(o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック(回収)を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

(p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

(q) 役員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

(r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会(該当する場合は)、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

(8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めに設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めに設定するものとする。

(9) 管理会社は、1993年法第1条(1)に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

### 3.3 設立の権利および業務提供の自由

(1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。

(2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

(3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

### 3.4 UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則No.10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、以前適用されていたCSSF告示12/546に代替する告示18/698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたCSSF告示12/546とは異なり、CSSF告示18/698は、あらゆる投資ファンド運用会社（すなわち、UCITS管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、AIFMおよび2013年法第4条第1項b）の意味における内部運用されるAIF）および登録事務代行会社の機能を行使する事業体を対象としている。

当該告示により、CSSFは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、CSSFが投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、CSSF告示18/698は、（ ）投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに（ ）取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、CSSF告示18/698は、投資信託、その投資家、販売に関する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してCSSFが期待することを明確にしている。

CSSFは、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびCSSFのために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、CSSFは、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、MIFIDファームに適用される要件により厳密に一致させている。

2019年12月20日、CSSFは、オープン・エンド型UCIの流動性リスク管理に関するIOSCOの勧告を実施する告示19/733を公表した。当該告示は、運用される各UCIのレベルにおける強固かつ効果的な流動性リスク管理プロセスの実施のために、管理会社がIOSCOの勧告（当該告示に添付される。）を適用することおよび関連するIOSCOの良好な慣行（IOSCOのウェブサイトですぐ入手可能である。）を利用することをCSSFが期待していることを明確にするものである。

IOSCOの勧告において扱われる流動性リスク管理プロセスの主要な要素は、当該告示において要約されている。すなわち、UCIの設計プロセス、UCIの日々の流動性管理および危機管理計画である。

## 4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

### 4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

#### 4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- ( ) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。
  - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
  - EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- ( ) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。
- ( ) ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

#### 4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、UCITSが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書（以下「UCITS KIID」という。）を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券／投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供しよう要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

PRIIP規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286/2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書（以下「PRIIP KIID」という。）を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

PRIIP規則は、2018年1月1日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資法人およびUCITSについて助言または販売を行う者に関して、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。この経過期間は、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進ならびに規則（EU）No 345/2013、（EU）No 346/2013および（EU）No 1286/2014の改正に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/1156により、2021年12月31日まで延長された。

PRIIP規則の目的は、（ ）PRIIP KIID（最大A4 3頁）を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに（ ）PRIIP市場の参加者全員（PRIIPの設定者、助言者および販売者）に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、（クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む）あらゆる種類の投資ファンド、（その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む）仕組商品および（変額年金商品および配当付商品を含む）保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当ある場合はUCITS KIID/PRIIP KIID）が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

#### 4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマナー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改正済）およびMMF規則（マナー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを法制化する2010年12月22日付CSF規則No.10-4
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを法制化する2010年12月22日付CSF規則No.10-5（改正済）
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSF告示11/509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSF告示12/540

- 2010年法パート に服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS(場合に応じて)に適用される規定に関するCSSF告示16/644(CSSF告示18/697により改正済)
- SFT規則(規則(EU)No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2015/2365)
- ベンチマーク規則(指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則(EU)No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/1011)

#### 4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

##### ( ) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

##### ( ) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

##### ( ) 2010年法パート に従うUCITSは、上記( )に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009/65/ECに従う管理会社により運用され、指令2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合

c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合)は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

##### ( ) 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

##### ( ) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITSの規則により、パート ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート の範囲内に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。))を含むが、これらに限られない。)
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。))を含むが、これらに限られない。)をウェブサイトで公開する旨(当該ウェブサイトへの言及を含む。)および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

( ) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

( ) 財務報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F告示02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることでありと述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、U C IまたはU C Iの管理会社の取締役会およびC S S Fによる使用のためだけに発行される。

( ) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L告示97/136(C S S F告示08/348により改正)およびC S S F告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

( ) 罰則規定およびその他の行政措置

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託(fonds d'investissement)の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。

(1) 2010年法の下、2010年法第148条第1項ないし第3項に言及される場合において、C S S Fは、下記(2)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート およびパート に従うU C I、その管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業
- 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を有効に行う者
- (U C Iが任意清算される場合)清算人

(2) かかる場合において、C S S Fは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。

- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
- b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
- c) (UCIまたは管理会社の場合)UCIまたは管理会社の認可の停止または取消し
- d) 管理会社もしくはUCIの経営陣の構成員、または管理会社もしくはUCIにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または(度重なる重大な法令違反の場合)永久禁止令
- e) (法人の場合)5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額(法人が親会社である場合または指令2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。)
- f) (自然人の場合)5,000,000ユーロ以下の罰金
- g) 上記e)およびf)の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、(上記e)およびf)の上限金額を上回る場合であっても)当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金
- (3) 2010年法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定(不服申立てが存在しないものに限られる。)について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、CSSFは、不当な遅滞なく、CSSFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。
- ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCSSFが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、CSSFは、以下のいずれかを行うものとする。
- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること(当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。)
- c) (上記a)およびb)に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合)制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
- ) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
- ) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。
- CSSFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。
- (4) また、CSSFは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CSSFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (5) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、CSSFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (6) 指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、CSSFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CSSFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。
- さらに、CSSFは、上記(1)c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰(当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。)をESMAに報告するものとする。
- (7) CSSFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CSSFは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下(該当する方)を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
- a) 違反の重大性および期間
- b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
- c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
- d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および(該当する場合)市場または広範な経済の機能性に対する損害(それらが決定される範囲に限られる。)
- e) 違反につき責任を負うべき者によるCSSFに対する協力の程度
- f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
- g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置

- (8) C S S Fは、2010年法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム(かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。)を確立する。
- (9) 上記(8)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
- a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
  - b) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
  - c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること
  - d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (10) 第1項に言及されたU C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (11) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

#### 4.3 清算

##### 4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

##### 4.3.1.1 F C Pの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合  
(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

##### 4.3.1.2 S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資証券を保有する投資主によって決定される。

##### 4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

#### 4.3.2 清算の方法

##### 4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

##### a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

##### b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

##### 4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

#### 1. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、A I F Mをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

( ) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のA I Fを運用することである法人は、(当該A I F Mが2013年法の適用外である場合を除き) 2013年法を遵守しなければならない。A I Fとは、以下の投資信託(そのコンパートメントを含む。)をいうと定義される。

- a ) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
- b ) 指令2009 / 65 / E C 第5条に基づき認可を必要としない投資信託。

( ) 2013年法は、以下のA I F Mには適用されない。

- a ) A I F M、A I F Mの親会社もしくは子会社またはその他A I F Mの親会社の子会社のみが投資家であるA I Fを運用する、ルクセンブルグで設立されたA I F M(ただし、かかる投資家のいずれも、それ自身がA I Fではないことを条件とする。)
- b ) ルクセンブルグで設立されたA I F Mであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該A I F Mと関連する会社を通じて、以下のいずれかのA I Fのポートフォリオを直接的または間接的に運用するA I F M

( ) その運用資産(レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。)の総額が100百万ユーロの限度額を超えないA I F、もしくは

( ) レバレッジされておらず、各A I Fへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないA I Fによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないA I F

(それぞれを「最低限度額」という。)

A I F Mは、上記b ) ( )に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、C S S Fへの登録を行わなければならない(以下「登録A I F M」という。)。登録A I F Mは、C S S Fへの登録時に、当該A I F Mが運用するA I Fを特定し、かかるA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供する。登録A I F Mは、その登録の完了後、C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該A I F Mの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該A I F Mが運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも年に一度)提供しなければならない。登録A I F Mが最低限度額を上回る場合、当該A I F Mは、C S S Fにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該A I F Mは、A I F M Dパスポート(下記 1.6を参照のこと。)の恩恵を受けることはなく、このためパートファンドの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

#### 1. 2013年法に従うA I F Mおよび保管受託体制

##### 1.1 A I F M

##### 1.1.1 A I F Mの概要

A I Fの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みA I F Mにより運用されるものとする。

- a ) A I F Mが、A I FによりまたはA I Fのために選任される法人であり、かかる選任を通じてA I Fを運用することにつき責任を負う「外部A I F M」である場合。
- b ) A I F Mが、A I Fの法的形態により内部運用が可能な場合で、A I Fの統治組織が「外部A I F M」を選任しないことを選択した場合におけるA I Fそれ自体(かかる場合、「内部A I F M」、すなわちA I Fそれ自身がA I F Mとして認可される必要がある。)である場合。

内部で運用されるA I Fは、2013年法別表 に記載されるA I Fの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部A I F Mは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a ) 指令2003 / 41 / E Uの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b ) 付随的業務としての
  - ) 投資顧問業務
  - ) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
  - ) 金融証書に関する注文の受理および送達

A I F Mは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび/またはA I Fの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

#### 1.1.2 A I F Mの認可

ルクセンブルグで設立されたA I F Mの行為を開始するには、C S S Fの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) A I F Mの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するA I F Mの株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) A I F Mが2013年法第2章(A I F Mの認可)、第3章(A I F Mの運営条件)および第4章(透明性要件)および、適用ある場合、第5章(特定タイプのA I Fを運用するA I F M)、第6章(E U A I F MのE UにおけるE U A I Fの販売および運用権限)、第7章(第三国に関する具体的規則)および第8章(個人投資家に対する販売)を遵守する方法に関する情報を含む、A I F Mの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はA I F Mが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するA I Fに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、A I F Mは履行前に、とりわけC S S Fが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてC S S Fに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するC S S F告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定(.3.4に詳述される。)は、A I F Mの認可の取得および維持のための条件を定めている。

さらに、ルクセンブルグのA I F Mは、C S S F告示19/733(上記 .3.4に詳述される。)にも服する。

#### 1.2 A I F Mとしても認可された管理会社

以下の団体はA I F Mとしての資格を有する可能性がある。

- (a) U C I T S / 2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法(第125 - 1条および第125 - 2条)第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パート に従い内部運用されるU C I
- (d) 2007年法に従い内部運用されるS I F
- (e) 2004年法に従い内部運用されるS I C A R
- (f) 2013年法に従い規制されるA I F Mたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
  1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
  2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

##### 1.2.1 第15章記載の管理会社

U C I T S / 2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、U C I T S 指令に従い認可されたU C I T Sの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いC S S Fにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年法第2章に基づくA I F Mとして行為するため追加許可をC S S Fから得ることを条件とし、A I F M Dが規定するA I FのA I F Mとして任命される場合もある。

A I F Mとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、.3を参照のこと。

##### 1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、A I Fの管理会社およびA I F Mとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはC S S Fの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限責任会社(société à responsabilité

limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative

organisée comme une société anonyme)または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S Fによりメモリアルにおいて公告される。

A)以下B)に記載される2010年法第125 - 2条の適用を害することなく、2010年法第125 - 1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- ( ) A I F M Dに規定される範囲内のA I F以外の投資ピークルの運用を行うこと。
- ( ) A I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはA I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部A I F Mを選任しなければならない。
- ( ) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のA I Fの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
  - C S S Fに対して当該管理会社が運用するA I Fを特定すること。
  - 当該管理会社が運用するA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供すること。
  - C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する範囲の外部A I F Mを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S Fに対し認可の申請を行わなければならない。

A I F M Dに規定する範囲のA I F以外の投資ピークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125 - 1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125 - 1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C Iが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。

当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記( )の活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I F Mが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88 - 2条第2項a)に規定される範囲内の外部AIFMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてAIFMDに規定する範囲の一または複数のAIFを運用する2010年法第125 - 2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をCSSFから事前に取得しなければならない。

2010年法第125 - 2条に記載される管理会社は、2013年法別表に記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注) 現在はかかる規則は存在しない。

b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。

c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。

d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。

e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。

b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。

e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。

(7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés)に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。

(9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

また、第16章管理会社は、3.4に詳述されるCSSF告示18/698に従う。

### 1.3 委託

2013年法に従い、AIFMは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にCSSFに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

a) AIFMは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。

b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならない、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。

c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、CSSFの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、CSSFの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。

d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、CSSFおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。

e) 委託はA I F Mの監督の有効性を阻害してはならず、特にA I F Mが投資家の最善の利益のために行為し、または運用されることを妨げてはならない。

f) A I F Mは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、A I F Mは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

A I F Mは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

(注) A I F Mは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、A I F Mによって、継続的に遂行されるものとする。

A I F Mは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはA I F MもしくはA I Fの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

A I Fに対するA I F Mの責務は、A I F Mが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I F Mの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がA I F Mから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するA I F Mの事前承認
- A I F Mは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にC S S Fに通知すること。
- A I F Mからの委託先(第三者)に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F Mによって非E U運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのA I F Mからの委託により、非E U運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのA I Fは、E Uパスポートに基づき、E Uでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するC S S F告示18/698の規定を遵守しなければならない。

#### 1.4 透明性要件

##### 1.4.1 投資家に対する開示

A I F Mは、A I F Mが運用する各E U A I FおよびA I F MがE U内で販売する各A I Fについて、A I Fの規約(またはF C Pの場合は約款)に基づき投資家がA I Fに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- A I Fの投資戦略および投資目的の記載ならびにA I Fが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- A I F Mの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- A I Fの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- A I Fの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めにに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- A I F Mが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、A I FまたはA I F Mとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるA I Fの直近純資産価額またはA I Fの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、A I Fの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、A I FおよびA I Fのプライム・ブローカー間の重要な取り決めに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、A I F資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報

- レバレッジ利用、リスク特性およびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

また、AIFMは、目論見書または個別の文書を通じて、SFT規則に基づき提供されるべき情報を開示する。

#### 1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、指令2004/109/ECに基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更(前記1.4.1参照のこと。)ならびにAIFMが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

#### 1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年毎
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期毎
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

#### 1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

C S S F が当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、A I F M に対し、定期的かつ逐次ベースで、1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

## 1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパート ファンドを含む完全にA I F M D の範囲内に該当するA I F に関する新保管受託制度を導入した。

### 1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、( ) 当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ、( ) 主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社(例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド)に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するS I F、2004年法に規定するS I C A RおよびA I F M D に規定するA I F に対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、(従前の保管受託制度と同じく)通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行なうことができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表 の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、C S S F によって明確にされるとおり、A I F M D 第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

A I F の保管受託銀行は、C S S F による要求に応じて、C S S F がA I F による2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非U C I T S の保管受託銀行(すなわち、U C I T S としての資格を有しないU C I の保管受託銀行)は、C S S F による保管受託銀行の任命および承認に関するC S S F 告示18/697の規定に従う。

C S S F 告示18/697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するC S S F の要件を詳述することにより、2013年法および/またはA I F M R の一定の事項(また一定の範囲では2007年法および/または2004年法)について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- A I F M により運用されるA I F
- 非個人向けパート ファンド
- 該当する場合、A I F としての資格を有しないS I F およびS I C A R、ならびにA I F としての資格を有し、登録A I F M により運用されるS I F およびS I C A R

### 1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I F の保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびA I F M R に規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- A I F の資産の保護預かり義務
- A I F のキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、A I F またはA I F を代理して行なうA I F M に対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I F M D の第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

#### 1.6 A I Fの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章(E U A I F MのE UにおけるE U A I Fの販売および運用権限)および第7章(第3国に関する具体的規則)に規定される通り、A I FはA I F Mに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みA I F Mによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みA I F Mが、これらのA I Fを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、A I Fの販売または運用を行うためA I F Mが受入加盟国からの認可を取得するか、A I F Mが販売を希望する各加盟国の関連する国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

### 2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

#### 2.1 2010年法に従うパート ファンド

##### 2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパート ファンドは、2013年法の規定するA I Fとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のU C I T S規定に該当するが、2010年法パート に該当するU C I T Sの適格性を取得するものではなく、パート に準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のU C I T S
- E Uまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S
- 約款または設立文書に基づき、E U加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるU C I T S
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のU C I T S

##### 2.1.2 ルクセンブルグ・パート ファンドの投資制限

U C I T Sに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F規則によって、F C Pについては2010年法第91条第1項に従い、S I C A Vについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注)当該規則は未だ発せられていない。

I M L告示91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、O E C D加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするE Cの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該U C Iがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型U C Iの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にC S S Fとともに協議することができる。

上記2に記載されるとおり、M M F規則により、M M F規則の範囲内に該当するすべてのU C Iは、M M F規則に基づきM M Fとして認可を受けることを要求され、M M Fの種類に応じて、M M F規則に基づきM M Fとしての資格を有するパート ファンドに追加的な投資制限が課される。

##### 2.1.3 管理会社およびA I F M

各パート ファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたA I F Mが、指令2011/61/E Uの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたA I F Mのいずれか単一のA I F Mによって運用されなければならない。

パート ファンドは、2013年法に従い、( )パート ファンドの運用に責任を有する別のA I F Mを任命することによって外部運用されるか、または( )ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部A I F Mを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パート ファンドは、それ自体がA I F Mとしてみなされ、( )A I F Mに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および( )2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

##### 2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびA I F M

これらの管理会社がパート ファンドを運用する条件は、前記の通りである。

#### 2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびA I F M

前記の記載事項は、原則として、パート ファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

#### 2.1.4 パート ファンドの認可、登録および監督

##### 2.1.4.1 認可および登録

パート ファンドは、その機能を遂行するため事前にC S S Fの認可を受けなければならない。

パート ファンドは、C S S Fがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従って選任されたその外部A I F Mが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、A I F M自体として認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をC S S Fに通達しなければならない。

認可済みパート ファンドは、C S S Fによってリストに登録されるものとする。

##### 2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各F C Pにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、A I F Mの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたA I F Mによって運用されるか、または内部運用されるA I F M(後記参照のこと。)としての資格を有するパート ファンドに対し要求されている。

4.1.2に詳述されるとおり、2018年1月1日(または以下に記載する経過期間の末日)以降、E Uの個人投資家に対して、いわゆる「P R I I P」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がP R I I P投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、P R I I P s K I Dを交付する必要がある。

P R I I P s 規則は2018年1月1日から適用される。U C I T S 管理会社、自己運用U C I T S 投資会社およびU C I T S について助言または販売を行う者については、2021年12月31日までの経過期間が規定されている。2018年1月1日より前にU C I T S K I I Dを発行したパート ファンドもまた、この経過期間の便益を受ける権利を有する。

パート ファンドの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書(および該当する場合、U C I T S K I I D / P R I I P K I D)が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

##### 2.1.4.3 ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的な規制

###### ( ) 募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのU C I が活動を行うためにはC S S Fの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

###### ( ) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

###### ( ) 販売資料

2005年4月6日付C S S F告示05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S Fに提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

( ) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書(全体版)の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

( ) 財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F告示02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることであると記載している。

( ) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求できるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L告示97/136(C S S F告示08/348により改正)およびC S S F告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

( ) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託(fonds d'investissement)の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。(さらなる詳細については、前記 .4.2( )項を参照のこと。)

#### 2.1.5 保管受託銀行

パート ファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパートファンドの発行文書において、その受益証券/投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パート ファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパート ファンドに関しては、.3に記載するU C I T S保管受託制度が適用される。

非個人向けパート ファンドに関しては、.1.5に基づくA I F M D保管受託制度が適用される。

#### 2.1.6 清算

上記 .4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパート ファンドの清算にも適用される。

## 第4【その他】

### 目論見書の記載事項

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

使用開始日を記載することがあります。

次の事項を記載することがあります。

・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

(2) 投資リスクとして、次の事項を記載することがあります。

・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載

・投資元本が保証されているものではない旨

・投資信託は預貯金と異なる旨

・ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属する旨

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

### ファンド証券の券面

記載される主な項目は次のとおりです。

(1) 表面

ファンドの名称

表象される口数

署名（管理会社またはその代理人および保管受託銀行）

管理会社の登記上の事務所の所在地、登録番号、公開有限責任会社（Société Anonyme）である旨の表示

約款のRESAの掲載に関する情報

(2) 裏面

記載ありません

## 監査人報告書

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクトの受益者各位

### 監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト（以下「ファンド」という。）および各サブ・ファンドの2020年6月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

### 我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2020年6月30日現在の結合純資産計算書
- ・2020年6月30日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の結合運用計算書
- ・同日に終了した年度の結合純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

### 意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

### その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

### 財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算、いずれかのサブ・ファンドの終了または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

## 財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドもしくはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドもしくはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2020年10月26日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

ケネス・カイ・ション・イーグ

[次へ](#)

## Audit report

To the Unitholders of  
**Nomura Luxembourg Select**

---

### Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Luxembourg Select (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 30 June 2020, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

### What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the combined statements of net assets as at 30 June 2020;
- the statements of investments as at 30 June 2020;
- the combined statements of operations for the year then ended;
- the combined statements of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

---

### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

---

### Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

---

#### Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

---

#### Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative  
Represented by

Luxembourg, 26 October 2020

Kenneth Kai Siong Iek

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

## 監査人報告書

ノムラ・ルクセンブルグ・セレクトの受益者各位

### 監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ・ルクセンブルグ・セレクト（以下「ファンド」という。）および各サブ・ファンドの2021年6月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

### 我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2021年6月30日現在の結合純資産計算書
- ・2021年6月30日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の結合運用計算書
- ・同日に終了した年度の結合純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

### 意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

### その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

### 財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算、いずれかのサブ・ファンドの終了または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

## 財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドもしくはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドもしくはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2021年10月27日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

ケネス・カイ・ション・イーグ

[次へ](#)

## Audit report

To the Unitholders of  
**Nomura Luxembourg Select**

---

### Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Luxembourg Select (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 30 June 2021, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

### What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the combined statements of net assets as at 30 June 2021;
- the statements of investments as at 30 June 2021;
- the combined statements of operations for the year then ended;
- the combined statements of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

---

### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

---

### Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

---

#### Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

---

#### Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative  
Represented by

Luxembourg, 27 October 2021

Kenneth Kai Siong Iek

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

## 独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
の株主各位  
L - 5826 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟

## 監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下、「貴社」という。）の2021年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2021年3月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

## 意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのC S S Fによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従って貴社から独立した立場にあり、当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

## 財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、貴社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算または事業の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

## 財務書類の監査に関する法定監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・貴社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、貴社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、貴社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム  
公認の監査法人(Cabinet de révision agréé)

シルヴィー・テスト

ルクセンブルグ、2021年6月1日

[次へ](#)

## Independent auditor's report

To the Shareholders of  
Global Funds Management S.A.  
33, rue de Gasperich-Building A  
L-5826 Hesperange

## Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2021, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies. In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2021, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

## Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

## Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

## Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation;

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young  
Société anonyme  
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 1 June 2021

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。